

経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定

目次

前文

第一章 総則

第一・一条 自由貿易地域の設定

第一・二条 一般的定義

第一・三条 透明性

第一・四条 公衆による意見提出の手續

第一・五条 行政上の手續

第一・六条 審査及び上訴

第一・七条 秘密の情報

第一・八条 租税

第一・九条 一般的例外

第一・十条 安全保障のための例外

第一・十一条 他の協定との関係

第一・十二条 実施取極

第一・十三条 合同委員会

第一・十四条 両締約国間の連絡

## 第二章 物品の貿易

### 第一節 一般規則

第二・一条 定義

第二・二条 物品の分類

第二・三条 内国民待遇

第二・四条 関税の撤廃又は引下げ

- 第二・五条 関税上の評価
- 第二・六条 輸出税
- 第二・七条 輸出補助金
- 第二・八条 非関税措置
- 第二・九条 行政上の手数料及び課徴金
- 第二・十条 貿易に関する規則の施行
- 第二・十一条 輸入許可手続
- 第二・十二条 ダンピング防止措置及び相殺措置
- 第二節 セーフガード措置
  - 第二・十三条 二国間セーフガード措置の適用
  - 第二・十四条 調査
  - 第二・十五条 条件及び制限
  - 第二・十六条 補償

第二・十七条 暫定的な二国間セーフガード措置

第二・十八条 特定の農産品に関する特別セーフガード措置

第二・十九条 世界貿易機関設立協定に基づくセーフガード措置との関係

### 第三節 他の規定

第二・二十条 市場アクセス及び競争力の保護に関する見直し

第二・二十一条 物品の貿易に関する小委員会

第二・二十二条 附属書一の改正

第二・二十三条 運用上の手続規則

## 第三章 原産地規則

第三・一条 定義

第三・二条 原産品

第三・三条 完全に得られる産品

第三・四条 非原産材料を使用して生産される産品

- 第三・五条 原産資格割合の算定
- 第三・六条 累積
- 第三・七条 原産資格を与えることとならない作業
- 第三・八条 積送
- 第三・九条 組み立ててないか又は分解してある産品
- 第三・十条 代替性のある産品及び材料
- 第三・十一条 間接材料
- 第三・十二条 附属品、予備部品及び工具
- 第三・十三条 こん包材料及びこん包容器
- 第三・十四条 原産地に関する証拠書類
- 第三・十五条 原産地証明書
- 第三・十六条 原産地証明文書
- 第三・十七条 関税上の特惠待遇の要求

- 第三・十八条 原産地に関する証拠書類の免除
- 第三・十九条 誤りのある又は虚偽の原産地に関する証拠書類に関する措置
- 第三・二十条 記録の保管に関する義務
- 第三・二十一条 原産品であることについての確認
- 第三・二十二条 原産品であるか否かについての確認のための訪問
- 第三・二十三条 関税上の特惠待遇の否認
- 第三・二十四条 第三国の仕入書
- 第三・二十五条 秘密性
- 第三・二十六条 罰則
- 第三・二十七条 輸送中の産品又は蔵置されている産品のための経過規定
- 第三・二十八条 原産地規則に関する小委員会
- 第三・二十九条 附属書二及び附属書三の改正

#### 第四章 税関手続

第四・一条 適用範囲

第四・二条 定義

第四・三条 透明性

第四・四条 通関

第四・五条 事前教示

第四・六条 一時輸入及び通過物品

第四・七条 協力及び情報の交換

第四・八条 審査手続

第四・九条 税関手続に関する小委員会

## 第五章 衛生植物検疫に係る協力

第五・一条 適用範囲

第五・二条 権利及び義務の再確認

第五・三条 協力

第五・四条 衛生植物検疫に係る協力に関する小委員会

第五・五条 この章における調整当局

第五・六条 第十九章（紛争解決）の規定の不適用

## 第六章 強制規格、任意規格及び適合性評価手続

第六・一条 適用範囲

第六・二条 定義

第六・三条 権利及び義務の再確認

第六・四条 国際規格、指針又は勧告

第六・五条 強制規格

第六・六条 適合性評価手続

第六・七条 透明性

第六・八条 強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関する小委員会

第六・九条 この章における調整当局

第六・十条 情報の交換

第六・十一条 第十九章（紛争解決）の規定の不適用

## 第七章 食料供給

第七・一条 基本原則

第七・二条 定義

第七・三条 重要な食料の輸出の制限

第七・四条 投資の促進及び円滑化

第七・五条 重要な食料の供給のための協議

## 第八章 エネルギー及び鉱物資源

第八・一条 基本原則

第八・二条 定義

第八・三条 エネルギー及び鉱物資源の安定的な供給

第八・四条 輸出の制限

第八・五条 輸出許可手続及びその運用

第八・六条 エネルギー・鉱物資源規制措置

第八・七条 協力

第八・八条 エネルギー及び鉱物資源に関する小委員会

## 第九章 サービスの貿易

第九・一条 適用範囲

第九・二条 定義

第九・三条 市場アクセス

第九・四条 内国民待遇

第九・五条 最恵国待遇

第九・六条 現地における拠点

第九・七条 適合しない措置

第九・八条 国内規制

第九・九条 承認

第九・十条 独占及び排他的なサービス提供者

第九・十一条 補助金

第九・十二条 支払及び資金の移転

第九・十三条 国際収支の擁護のための制限

第九・十四条 利益の否認

第九・十五条 サービスの貿易に関する小委員会

## 第十章 電気通信サービス

第十・一条 適用範囲

第十・二条 定義

第十・三条 アクセス及び利用

第十・四条 海底ケーブル

第十・五条 番号ポータビリティ

- 第十・六条 ダイヤリング・パリテイ
- 第十・七条 競争条件の確保のためのセーフガード
- 第十・八条 主要なサービス提供者による待遇
- 第十・九条 再販売
- 第十・十条 相互接続
- 第十・十一条 ネットワーク構成要素の細分化
- 第十・十二条 専用回線によるサービスの提供及び価格
- 第十・十三条 コロケーション
- 第十・十四条 設備へのアクセス
- 第十・十五条 独立の電気通信規制機関
- 第十・十六条 ユニバーサル・サービス
- 第十・十七条 免許の手続
- 第十・十八条 希少な資源の分配及び利用

第十・十九条 透明性

第十・二十条 要求されていない電子メッセージ

第十・二十一条 電気通信に関する紛争解決

第十・二十二条 電気通信に関する小委員会

第十・二十三条 国際機関との関係

## 第十一章 金融サービス

第十一・一条 適用範囲

第十一・二条 定義

第十一・三条 新たな金融サービス

第十一・四条 国内規制

第十一・五条 承認

第十一・六条 情報の移転及び処理

第十一・七条 規制に関する透明性

第十一・八条 自主規制団体

第十一・九条 支払及び清算の制度

第十一・十条 金融サービスに関する小委員会

第十一・十一条 協議

第十一・十二条 紛争解決

## 第十二章 自然人の移動

第十二・一条 適用範囲

第十二・二条 定義

第十二・三条 特定の約束

第十二・四条 透明性

第十二・五条 自然人の移動に関する要件及び手続

第十二・六条 紛争解決

## 第十三章 電子商取引

第十三・一条 基本原則

第十三・二条 定義

第十三・三条 関税

第十三・四条 デジタル・プロダクトの無差別待遇

第十三・五条 国内規制

第十三・六条 電子署名

第十三・七条 消費者の保護

第十三・八条 個人情報保護

第十三・九条 貿易実務に係る文書の電子化

第十三・十条 協力

#### 第十四章 投資

第十四・一条 適用範囲

第十四・二条 定義

- 第十四・三条 内国民待遇
- 第十四・四条 最恵国待遇
- 第十四・五条 待遇に関する最低基準
- 第十四・六条 裁判所の裁判を受ける権利
- 第十四・七条 特別な手続及び情報の要求
- 第十四・八条 経営幹部及び取締役会
- 第十四・九条 特定措置の履行要求の禁止
- 第十四・十条 適合しない措置及び例外
- 第十四・十一条 収用及び補償
- 第十四・十二条 争乱の際の待遇
- 第十四・十三条 資金の移転
- 第十四・十四条 代位
- 第十四・十五条 一般的例外

第十四・十六条 一時的なセーフガード措置

第十四・十七条 利益の否認

第十四・十八条 投資に関する小委員会

第十四・十九条 見直し

#### 第十五章 競争及び消費者の保護

第十五・一条 目的

第十五・二条 定義

第十五・三条 反競争的行為に対する取組による競争の促進

第十五・四条 国有企業

第十五・五条 反競争的行為に対する取組に関する協力

第十五・六条 消費者の保護に関する協力

第十五・七条 協議

第十五・八条 情報の秘密性

第十五・九条 第十九章（紛争解決）の規定の不適用

## 第十六章 知的財産

第十六・一条 一般規定

第十六・二条 定義

第十六・三条 内国民待遇

第十六・四条 手続事項の簡素化

第十六・五条 知的財産権の取得及び維持

第十六・六条 透明性

第十六・七条 知的財産の保護についての啓発の促進

第十六・八条 特許

第十六・九条 商標

第十六・十条 地理的表示

第十六・十一条 植物の新品種

第十六・十二条 著作権及び関連する権利

第十六・十三条 開示されていない情報の保護

第十六・十四条 実用新案

第十六・十五条 不正競争

第十六・十六条 インターネット・サービス・プロバイダ

第十六・十七条 権利行使に関する一般規定

第十六・十八条 国境措置に係る権利行使

第十六・十九条 民事上の救済に係る権利行使

第十六・二十条 刑事上の手続及び刑罰に係る権利行使

第十六・二十一条 知的財産に関する小委員会

## 第十七章 政府調達

第十七・一条 適用範囲

第十七・二条 定義

- 第十七・三条 内国民待遇及び無差別待遇
- 第十七・四条 原産地規則
- 第十七・五条 契約の評価
- 第十七・六条 調達の効果を減殺する措置の禁止
- 第十七・七条 技術仕様
- 第十七・八条 入札の手続
- 第十七・九条 参加のための条件
- 第十七・十条 調達の公示
- 第十七・十一条 選択入札
- 第十七・十二条 入札の期限
- 第十七・十三条 入札説明書
- 第十七・十四条 入札書の提出及び受領、開札並びに落札
- 第十七・十五条 限定入札

第十七・十六条 落札後の情報

第十七・十七条 調達制度に関する情報

第十七・十八条 情報の不開示

第十七・十九条 苦情申立ての手續

第十七・二十条 例外

第十七・二十一条 調達の過程における健全性の確保

第十七・二十二条 訂正又は修正

第十七・二十三条 調達機関の民営化

第十七・二十四条 追加的な交渉

第十七・二十五条 協力

## 第十八章 経済関係の緊密化

第十八・一条 協力

第十八・二条 経済関係の緊密化に関する小委員会

第十八・三条 連絡部局の任務

第十八・四条 次章（紛争解決）の規定の不適用

## 第十九章 紛争解決

第十九・一条 適用範囲

第十九・二条 定義

第十九・三条 紛争解決手続の選択

第十九・四条 協議

第十九・五条 あつせん、調停又は仲介

第十九・六条 仲裁裁判所の設置及び構成

第十九・七条 仲裁裁判所の付託事項

第十九・八条 仲裁裁判所の任務

第十九・九条 仲裁裁判手続

第十九・十条 仲裁裁判手続における情報

第十九・十一条 仲裁裁判手続の停止及び終了

第十九・十二条 裁定

第十九・十三条 裁定の実施

第十九・十四条 実施に関する意見の相違

第十九・十五条 代償及び譲許の停止

第十九・十六条 手続規則

第十九・十七条 期間、規則及び手続の修正

第十九・十八条 費用

## 第二十章 最終規定

第二十・一条 目次及び見出し

第二十・二条 附属書及び注釈

第二十・三条 改正

第二十・四条 効力発生

第二十・五条 一般的な見直し

第二十・六条 終了

第二十・七条 正文

附属書一（第二章（物品の貿易）関係） 第二・四条（関税の撤廃又は引下げ）の規定に関する表

附属書二（第三章（原産地規則）関係） 品目別規則

附属書三（第三章（原産地規則）関係） 原産地に関する証拠書類の基本的な記載事項

附属書四（第七章（食料供給）関係） 重要な食料の表

附属書五（第八章（エネルギー及び鉱物資源）関係） エネルギー・鉱物資源物品の表

附属書六（第九章（サービスの貿易）及び第十四章（投資）関係） 第九・七条1及び第十四・十条1の

規定に関する適合しない措置

附属書七（第九章（サービスの貿易）及び第十四章（投資）関係） 第九・七条2及び第十四・十条2の

規定に関する適合しない措置

附属書八（第九章（サービスの貿易）関係） サービス提供者の資格の承認

- 附属書九（第十一章（金融サービス）関係） 金融サービス
- 附属書十（第十二章（自然人の移動）関係） 自然人の移動に関する特定の約束
- 附属書十一（第十四章（投資）関係） 補助金
- 附属書十二（第十四章（投資）関係） 収用
- 附属書十三（第十七章（政府調達）関係） 政府調達

## 前文

日本国及びオーストラリア（以下「締約国」という。）は、

両締約国間の長年の実り多い互恵的な協力を通じて発展を遂げてきた多年にわたる友好関係及びきずなを  
意識し、

貿易及び投資の自由化及び円滑化を通じて両締約国間の経済上の連携を強化することを決意し、

経済効率の向上並びに貿易及び投資の発展をもたらすであろう予見可能で、かつ、透明性及び一貫性のあ  
るビジネス環境を促進するための協力の推進に向けた枠組みを設定することを決意し、

両締約国の経済の活発な部門の間の創造性、革新及び連携を促進することを希望し、

一層拡大された新たな市場を創設し、並びに両締約国の市場の魅力及び活力を高めることを求め、

千九百五十七年七月六日に箱根で署名され、千九百六十三年八月五日に東京で署名された議定書によつて  
改正された通商に関する日本国とオーストラリア連邦との間の協定及び千九百七十六年六月十六日に東京で  
署名された日本国とオーストラリアとの間の友好協力基本条約が、両締約国間の二国間における貿易関係の  
発展に貢献してきたことを想起し、

世界貿易機関設立協定及び両締約国が締結しているその他の協定に基づく権利及び義務を基礎とすることを決意し、

この協定が両締約国間の関係において新たな時代を開くものとなるであろうことを確信して、次のとおり協定した。

## 第一章 総則

### 第一・一条 自由貿易地域の設定

両締約国は、ここに千九百九十四年のガット第二十四条及びサービス貿易一般協定第五条の規定に適合する自由貿易地域を設定する。

### 第一・二条 一般的定義

この協定に別段の定めがある場合を除くほか、この協定の適用上、

(a) 「ダンピング防止協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一A千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第六条の実施に関する協定をいう。

(b) 「関税評価協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一A千九百九十四年の関税及び貿易に関する一

般協定第七条の実施に関する協定をいう。

(c) 「補助金及び相殺措置に関する協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一A補助金及び相殺措置に関する協定をいう。

(d) 「区域」とは、

(i) オーストラリアについては、オーストラリア連邦であつて、次の(A)に規定する海外地域を除き、(B)に規定する区域を含む。

(A) ノーフォーク島地域、クリスマス島地域、ココス（キーリング）諸島地域、アシユモア及びカーティア諸島地域、ハード島及びマクドナルド諸島地域並びにさんご海諸島地域以外の全ての海外地域

(B) 国際法に基づいてオーストラリアが主権的権利又は管轄権を行使するオーストラリアの領海、接続水域、排他的経済水域及び大陸棚

(ii) 日本国については、日本国の領域並びにその領海の外側に位置する区域（海底及びその下を含む。）であつて、日本国が国際法及び日本国の法令に基づき主権的権利又は管轄権を行使する全ての

ものをいう。

注釈 この(d)の規定は、国際法に基づく両締約国の権利及び義務（千九百八十二年十二月十日にモンテゴ・ベイで作成された海洋法に関する国際連合条約に基づく権利及び義務を含む。）に影響を及ぼすものではない。

(e) 「税関当局」とは、各締約国又は第三国の法令に従い、関税法令の運用及び執行について責任を負う当局をいう。

(f) 「関税」とは、製品の輸入に関連して課される関税、輸入税その他あらゆる種類の課徴金（あらゆる形態の付加税及び加重税を含む。）をいう。ただし、次のものを含まない。

(i) 締約国の産品であつて、当該輸入産品と同種のもの、直接に競合するもの若しくは代替可能なものに対し、又は当該輸入産品の全部若しくは一部がそれから製造され、若しくは生産されている産品に對して、千九百九十四年のガット第三条2の規定に適合して課される内国税に相当する課徴金

(ii) 締約国の法令により、かつ、千九百九十四年のガット第六条、ダンピング防止協定及び補助金及び相殺措置に関する協定の規定に適合して課されるダンピング防止税又は相殺関税

- (iii) 提供された役務の費用に応じた手数料その他の課徴金
- (g) 「日」とは、暦日をいい、週末及び休日を含む。
- (h) 「企業」とは、営利目的であるか否かを問わず、また、民間又は政府のいずれが所有し、又は支配しているかを問わず、関係の法律に基づいて設立され、又は組織される社団、会社、団体、組合、信託、合弁企業、個人企業その他の事業体をいう。
- (i) 「サービス貿易一般協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一Bサービスの貿易に関する一般協定をいう。
- (j) 「千九百九十四年のガット」とは、世界貿易機関設立協定附属書一A千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定をいう。この協定の適用上、千九百九十四年のガットの条項を引用する場合には、その解釈に係る注釈を含む。
- (k) 「政府調達」とは、政府が、政府用の目的のために、物品若しくはサービス又はそれらを組み合わせたものを利用することができるようにする過程又は取得する過程（ただし、商業的販売若しくは商業的再販売又は商業的販売若しくは商業的再販売のための物品若しくはサービスの生産若しくは供給における

る利用を目的とするものを除く。」をいう。

(1) 「統一システム」とは、商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約第一条(a)に定義する商品の名称及び分類についての統一システム（統一システムの解釈に関する通則、各部の注釈及び各級の注釈を含む。）であつて、両締約国によりそれぞれの国内法の下で採用され、及び実施されるものをいう。

(m) 「措置」とは、締約国の措置（法令、規則、手続、慣行、決定、行政上の行為その他のいずれの形式であるかを問わない。）をいう。

(n) 「締約国の自然人」とは、次の要件を満たす自然人をいう。

(i) オーストラリアについては、自国の法令に定義するオーストラリアの市民又は永住者であること。

(ii) 日本国については、自国の法令に定義する日本国の国民であること。

(o) 「原産品」とは、第三章（原産地規則）の規定に従つて原産品とされる産品をいう。

(p) 「者」とは、自然人又は企業をいう。

(q) 「衛生植物検疫措置の適用に関する協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一 A 衛生植物検疫措置

の適用に関する協定をいう。

(r) 「衛生植物検疫措置」とは、衛生植物検疫措置の適用に関する協定附属書Aの1に規定するあらゆる衛生植物検疫措置をいう。

(s) 「貿易関連知的所有権協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一C知的所有権の貿易関連の側面に  
関する協定をいう。

(t) 「世界貿易機関設立協定」とは、千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関  
を設立するマラケシュ協定をいう。

#### 第一・三条 透明性

1 一方の締約国は、この協定の対象となる事項に関する法令、行政上の手続及び一般に適用される行政上の決定並びに自国が締結している国際協定を、利害関係者及び他方の締約国が知ることのできるような方法により速やかに公表し、又は公に利用可能なものとすることを確保する。

2 各締約国は、1に規定する法令、行政上の手続及び一般に適用される行政上の決定について責任を有する権限のある当局の名称及び所在地を容易に公に利用可能なものにする。

3 一方の締約国は、他方の締約国の要請があつた場合には、1に規定する事項に関し、合理的な期間内に、他方の締約国の個別の質問に応じ、及び他方の締約国に情報を提供する。

4 一方の締約国は、この協定の実施に重大な影響を及ぼす法令又は行政上の手続を導入し、又は変更する場合には、利害関係者及び他方の締約国がそのような導入又は変更を知ることを可能とするため、適当な措置をとるよう努める。

#### 第一・四条 公衆による意見提出の手続

各締約国は、実行可能な範囲内で、かつ、自国の法令に従い、この協定の対象となる事項に関し自国が採用しようとする一般に適用される措置について、意見提出のための合理的な機会を与える。

#### 第一・五条 行政上の手続

1 締約国政府の権限のある当局は、この協定の実施及び運用に関連し、又は影響を及ぼす行政上の決定を行う場合には、自国の法令に従って、次の事項を行う。

(a) 自国の法令に基づき不備がないと認められる申請が提出された後合理的な期間内に、当該申請に関する決定を申請者に通知すること。

(b) 申請者の要請があった場合には、申請の処理状況に関する情報を合理的な期間内に提供すること。

2 各締約国は、自国の法令、行政上の手続及び一般に適用される行政上の決定を一貫性のある、公平な、かつ、合理的な態様で実施する重要性を認識し、自国の権限のある当局が、ある者に対し、義務を課し、又は権利を制限する最終的な行政上の決定を行う前に、時間的にかつ措置の性格上許容されるとき及び公共の利益に反することとならないときは、自国の法令に従って、当該者に対し次の通知及び機会を与えることを確保する。

(a) 手続が開始された場合には、適当な通知（当該措置の性格、当該措置の根拠となる法令の条項及び当該措置の原因となる事実の記載を含む。）

(b) 当該措置の対象となる者の立場を裏付ける事実及び主張を提示するための適当な機会

#### 第一・六条 審査及び上訴

1 各締約国は、この協定の対象となる事項に関する行政上の行為について、速やかな審査及び正当な理由がある場合にはその是正が行われるために、司法裁判所若しくは行政裁判所又は司法上若しくは行政上の手続を維持する。これらの裁判所又は手続は、公平なものとし、及びそのような行為の行政上の実施につ

いて責任を有する当局から独立していなければならない。

2 各締約国は、当該裁判所又は手続において、当事者に対し次の事項を要求する権利が与えられることを確保する。

(a) 当事者それぞれの立場を裏付ける主張を行い、又は自己の立場を防御するための適当な機会が与えられること。

(b) 証拠及び記録される意見に基づく決定が行われること。

3 各締約国は、自国の法令によって定められる上訴又は更なる審査の手続に従うことを条件として、問題となっている行政上の行為に関し、当該行政上の行為に関する決定が権限のある関係当局によって実施されることを確保する。

#### 第一・七条 秘密の情報

1 一方の締約国は、自国の法令に従い、他方の締約国がこの協定に従って秘密のものとして提供した情報の秘密性を保持する。

2 この協定に別段の定めがある場合を除くほか、この協定のいかなる規定も、締約国に対し、秘密の情報

であつて、その開示が、法令の実施を妨げ、その他公共の利益に反することとなり、又は公私の特定の企業の正当な商業上の利益を害することとなるものの提供を要求するものではない。

#### 第一・八条 租税

1 この条に別段の定めがある場合を除くほか、この協定のいかなる規定も、租税に係る課税措置については、適用しない。

注釈 「租税に係る課税措置」には、次のものを含めない。

- (a) 第一・二条(f)に定義する関税
- (b) 第一・二条(f)(ii)に規定するダンピング防止税及び相殺関税
- (c) 第一・二条(f)(iii)に規定する手数料その他の課徴金

2 次の規定は、租税に係る課税措置について適用する。

(a) この協定の規定が当該課税措置に適用される限度において、第一・三条、第一・六条及び第一・七条の規定

(b) 第二・三条（物品の貿易―内国民待遇）（同条を千九百九十四年のガット第三条の規定が適用される

限度において適用する。)及び第二・六条(物品の貿易―輸出税)の規定

(c) 第九・四条(サービスの貿易―内国民待遇)の規定

(d) 当該課税措置が間接税に係るものである場合に限り、第九・五条(サービスの貿易―最恵国待遇)の規定

(e) 当該課税措置が間接税に係るものである場合に限り、第十四・三条(投資―内国民待遇)及び第十四・四条(投資―最恵国待遇)の規定

(f) 当該課税措置が第十四章(投資)に規定する収用を構成する限度において、第十四・十一条(投資―収用及び補償)の規定

(g) 第十四・十一条(投資―収用及び補償)の規定が(f)に規定する租税に係る課税措置に適用される場合には、第十四・六条(投資―裁判所の裁判を受ける権利)の規定

3 2の規定にかかわらず、2に掲げる各条の規定は、次のものについては、適用しない。

(a) この協定の効力発生の日において締約国が維持する租税に係る課税措置であってこの協定に適合しないもの

- (b) (a)に規定する租税に係る課税措置であつてこの協定に適合しないものの継続又は即時の更新
- (c) (a)に規定する租税に係る課税措置であつてこの協定に適合しないものの改正又は修正（当該改正又は修正の直前における当該課税措置と2に掲げる各条の規定との適合性の水準を低下させない場合に限る。）

(d) 税の公平な又は効果的な賦課又は徴収を確保することを目的とする租税に係る課税措置の採用又は実施

(e) 年金信託、退職年金基金その他の制度であつて、締約国がこれらの信託、基金その他の制度に対し継続して権限、規制又は監督を維持することを要件として年金、退職年金又は類似の給付を行うためのものについて、当該制度への拠出又は当該制度の収入に関連する特典を付与し、又は引き続き付与することを条件付ける措置

4 この協定のいかなる規定も、いずれかの租税協定に基づくいずれか一方の締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。租税に係る課税措置に関し、この協定と当該租税協定とが抵触する場合には、その抵触の限りにおいて、当該租税協定が優先する。両締約国間の租税協定に関しては、この協定との抵触

が存在するか否かについての協議には、当該租税協定における各締約国の権限のある当局を含めるものとする。

5 この協定のいかなる規定も、租税協定に従って一方の締約国が与える利益に対してこの協定の最恵国待遇の義務を適用することを義務付けるものではない。

#### 第一・九条 一般的例外

1 次章（物品の貿易）、第三章（原産地規則）、第四章（税関手続）、第五章（衛生植物検疫に係る協力）、第六章（強制規格、任意規格及び適合性評価手続）、第七章（食料供給）、第八章（エネルギー及び鉱物資源）及び第十三章（電子商取引）の規定の適用上、千九百九十四年のガット第二十條の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

2 第九章（サービスの貿易）、第十章（電気通信サービス）、第十一章（金融サービス）、第十二章（自然人の移動）及び第十三章（電子商取引）の規定の適用上、サービス貿易一般協定第十四條の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

#### 第一・十條 安全保障のための例外

この協定のいかなる規定も、次のいずれかのことを定めるものと解してはならない。

(a) 締約国に対し、その開示が自国の安全保障上の重大な利益に反すると当該締約国が認める情報の提供を要求すること。

(b) 締約国が自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める次のいずれかの措置をとることを妨げること。

(i) 核分裂性物質若しくは核融合性物質又はこれらの生産原料である物質に関する措置

(ii) 武器、弾薬及び軍需品の取引並びに軍事施設に供給するため直接又は間接に行われるその他の貨物及び原料の取引並びに軍事施設のため直接又は間接に行われるサービスの提供に関する措置

(iii) 戦時その他の国際関係における緊急時にとる措置

(c) 締約国が国際の平和及び安全の維持のため国際連合憲章に基づく義務に従って措置をとることを妨げること。

#### 第一・十一条 他の協定との関係

1 両締約国は、世界貿易機関設立協定及び両締約国が締結しているその他の協定に基づく権利及び義務を

再確認する。

2 この協定と世界貿易機関設立協定又は両締約国が締結しているその他の協定とが抵触する場合には、両締約国は、相互に満足すべき解決を得るために直ちに相互に協議する。

3 この協定に別段の定めがある場合を除くほか、この協定に組み込まれ、又はこの協定に規定される国際協定又はその規定が改正される場合には、両締約国は、この協定を改正する必要があるか否かについて協議する。

4 この協定は、物品、サービス又は者に対してこの協定の下で与えられる待遇よりも有利な待遇を与える両締約国間の国際法上の義務を免れさせるものと解してはならない。

5 この協定と通商に関する日本国とオーストラリア連邦との間の協定及び日本国とオーストラリアとの間の友好協力基本条約とが抵触する場合には、その抵触の限りにおいて、この協定が優先する。

#### 第一・十二条 実施取極

両締約国政府は、この協定を実施するための詳細及び手続を定める別の取極（以下「実施取極」という。）を締結する。

第一・十三条 合同委員会

- 1 両締約国は、この協定に基づき合同委員会を設置する。
- 2 合同委員会は、次のことを任務とする。
  - (a) この協定の実施及び運用について検討及び監視を行うこと。
  - (b) この協定の改正について検討し、及び両締約国に勧告すること。
  - (c) この協定に基づいて設置される全ての小委員会の作業を監督し、及び調整すること。
  - (d) 必要な決定（この協定の関連規定に基づき合同委員会に付託されたものを含む。）を採択すること。
  - (e) 両締約国が合意するその他の任務を遂行すること。
- 3 (a) 合同委員会は、両締約国政府の代表者から成る。  
(b) 合同委員会は、小委員会を設置し、自己の任務の遂行を委任することができる。
- 4 合同委員会は、両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、毎年一回、日本国及びオーストラリアにおいて交互に会合する。

第一・十四条 両締約国間の連絡

各締約国は、この協定に関する全ての事項について両締約国間の連絡を円滑にするため、連絡部局を指定する。

## 第二章 物品の貿易

### 第一節 一般規則

#### 第二・一条 定義

この章の規定の適用上、

- (a) 「農業協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一A農業に関する協定をいう。
- (b) 「輸入許可手続に関する協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一A輸入許可手続に関する協定をいう。
- (c) 「セーフガード協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一Aセーフガードに関する協定をいう。
- (d) 「二国間セーフガード措置」とは、第二・十三条1に規定する二国間セーフガード措置をいう。
- (e) 「物品の課税価額」とは、従価による関税の賦課のための輸入物品の価額をいう。
- (f) 「国内産業」とは、締約国内で活動する同種の若しくは直接に競合する製品の生産者の全体又は当該

生産者のうち当該製品の生産高の合計が当該製品の国内総生産高の相当な部分を占めている生産者をいう。

(g) 「輸出補助金」とは、補助金及び相殺措置に関する協定第三条1(a)に規定する輸出補助金又は農業協定第九条1(a)から(f)までに掲げる輸出補助金をいう。

(h) 「輸入許可手続」とは、輸入許可制度を実施するために用いられる行政上の手続であって、輸入締約国への輸入に先立ち関係行政機関に対して申請書その他の書類（通関用のものを除く。）を提出することを要求するものをいう。

(i) 「暫定的な二国間セーフガード措置」とは、第二・十七条1に規定する暫定的な二国間セーフガード措置をいう。

(j) 「重大な損害」とは、国内産業の状態の著しい全般的な悪化をいう。

(k) 「重大な損害のおそれ」とは、事実に基づき、明らかに差し迫った重大な損害と認められるものをいい、申立て、推測又は希薄な可能性にのみ基づくものを含まない。

(1) 「経過期間」とは、特定の原産品に関し、この協定の効力発生の日から当該日の後八年が経過するま

での期間又は当該日から附属書一（第二・四条（関税の撤廃又は引下げ）の規定に関する表）の規定に従って行う当該原産品についての関税の撤廃若しくは引下げが完了した日の後五年が経過するまでの期間のうち、いずれか長い期間をいう。

#### 第二・二条 物品の分類

両締約国間で取引される物品の分類は、統一システムに適合したものとする。

#### 第二・三条 内国民待遇

一方の締約国は、千九百九十四年のガット第三条の規定の例により、他方の締約国の産品に対して内国民待遇を与える。このため、同条の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

#### 第二・四条 関税の撤廃又は引下げ

1 この協定に別段の定めがある場合を除くほか、一方の締約国は、他方の締約国の原産品について、附属書一（第二・四条（関税の撤廃又は引下げ）の規定に関する表）の自国の表に従って、関税を撤廃し、又は引き下げる。

2 両締約国は、いずれかの締約国の要請に基づき、附属書一（第二・四条（関税の撤廃又は引下げ）の規定に関する表）の自国の表において交渉の対象として指定した原産品に関する市場アクセスの条件の改善その他の事項について、当該表に定める条件に従って交渉する。

3 特定の産品に関し最恵国待遇に基づいて適用される自国の関税を撤廃し、又は引き下げた結果として、実行最恵国税率が、当該産品と同じ関税品目に分類される原産品について1の規定に従って適用される税率に等しくなり、又はこれより低くなる場合には、一方の締約国は、他方の締約国に対し、その撤廃又は引下げを遅滞なく通報する。

4 特定の産品に関する自国の実行最恵国税率が、当該産品と同じ関税品目に分類される原産品について1の規定に従って適用される税率より低い場合には、各締約国は、当該原産品について、その低い税率を適用する。

#### 第二・五条 関税上の評価

各締約国は、関税評価協定第一部の規定に従い、両締約国間で取引される物品の課税価額を決定する。

#### 第二・六条 輸出税

いずれの一方の締約国も、自国から他方の締約国に輸出される製品について、いかなる税も課し、又は維持してはならない。ただし、当該税の額が、国内消費に向けられる同種の製品に課される税の額を超えない場合は、この限りでない。

#### 第二・七条 輸出補助金

いずれの一方の締約国も、他方の締約国に仕向けられる製品について、いかなる輸出補助金も導入し、又は維持してはならない。

#### 第二・八条 非関税措置

1 いずれの一方の締約国も、他方の締約国の製品の輸入について又は他方の締約国に仕向けられる製品の輸出若しくは輸出のための販売について、世界貿易機関設立協定に基づく自国の権利及び義務に基づく場合又はこの協定に別段の定めがある場合を除くほか、いかなる非関税措置（数量制限を含む。）も採用し、又は維持してはならない。

2 各締約国は、1の規定に基づいて認められる自国の非関税措置（数量制限を含む。）の透明性を確保するものとし、両締約国間の貿易に対する不必要な障害をもたらすことを目的として又はこれをもたらす効

果を有するものとして、当該措置が立案され、制定され、又は適用されないことを確保する。

#### 第二・九条 行政上の手数料及び課徴金

1 各締約国は、製品の輸入若しくは輸出について又はそれらに関連して課される全ての手数料及び課徴金が、千九百九十四年のガット第八条の規定に適合するものであることを確保する。

2 各締約国は、製品の輸入及び輸出に関連して課する手数料及び課徴金の詳細について、実行可能な限り速やかにインターネット上で利用可能なものとする。

#### 第二・十条 貿易に関する規則の施行

1 各締約国は、この章の規定の対象となる事項に関する自国の全ての法令、司法上の決定及び一般に適用される行政上の決定を一律の、公平な、かつ、合理的な方法で実施する。このため、千九百九十四年のガット第十条の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

2 各締約国は、可能な限り、1に規定する種類の自国の法令及び決定について、インターネット上で公に利用可能なものとする。

#### 第二・十一条 輸入許可手続

1 各締約国は、自動輸入許可手続及び非自動輸入許可手続に係る全ての措置が、透明性があり、かつ、予見可能な方法で実施され、及び輸入許可手続に関する協定に従って適用されることを確保する。

2 一方の締約国は、自国の現行の輸入許可手続について、この協定の効力発生の日の後速やかに他方の締約国に通報する。その通報には、輸入許可手続に関する協定第五条に規定する情報を含める。

3 いかなる新たな輸入許可手続又は輸入許可手続の変更も、実行可能な限り当該新たな手続又は変更の効力発生の日の二十一日前に、いかなる場合にも当該効力発生の日以前に、インターネット上で利用可能なものとし、かつ、輸入許可手続に関する協定第四条の規定によって設置された輸入許可に関する委員会に通報された刊行物において公表する。

4 一方の締約国は、他方の締約国の要請がある場合には、一般に適用される輸入許可手続に係る措置に関する情報を求める当該他方の締約国の要請に対し、速やかにかつ可能な限り回答する。

#### 第二・十二条 ダンピング防止措置及び相殺措置

両締約国は、ダンピング防止措置及び相殺措置に関し、ダンピング防止協定及び補助金及び相殺措置に関する協定の規定についての約束を再確認する。

## 第二節 セーフガード措置

### 第二・十三条 二国間セーフガード措置の適用

1 一方の締約国は、第二・四条の規定に従って他方の締約国の原産品の関税を撤廃し、又は引き下げた結果として、当該原産品が絶対量又は国内生産量に比較しての相対量において増加した数量で自国に輸入されている場合において、当該増加した数量が一方の締約国の国内産業に対する重大な損害又は重大な損害のおそれを引き起こす重要な原因となつているときは、この節の規定に従うことを条件として、自国の国内産業に対する重大な損害を防止し、又は救済し、かつ、調整を容易にするために必要な最小限度の範囲において、経過期間中、二国間セーフガード措置をとることができる。

2 締約国は、二国間セーフガード措置として次のいずれかの措置をとることができる。

- (a) この章に定める関税の引下げの対象となる当該原産品の関税の更なる引下げを停止すること。
- (b) 次の税率のうちいずれか低いものを超えない水準まで当該原産品の関税を引き上げること。
  - (i) 二国間セーフガード措置をとる時における実行最恵国税率
  - (ii) この協定の効力発生の日の前日における実行最恵国税率

## 第二・十四条 調査

- 1 締約国は、セーフガード協定第三条及び第四条2(c)に定める手続と同様の手続に従い、自国の権限のある当局が調査を行った後においてのみ二国間セーフガード措置をとることができる。
- 2 1に規定する調査については、いかなる場合においても、当該調査の開始の日の後一年以内に完了させなければならない。
- 3 1に規定する調査であつて、原産品の輸入の増加が国内産業に重大な損害を与えているか否か又は与えるおそれがあるか否かをこの節の規定に基づいて決定するためのものについては、当該調査を行う締約国の権限のある当局は、当該国内産業の状態に係を有する全ての要因であつて、客観的な、かつ、数値化されたもの（特に、当該原産品の輸入の絶対量及び相対量における増加率及び増加量、輸入が増加した当該原産品の国内市場占拠率並びに販売、生産、生産性、操業度、損益及び雇用についての水準の変化）を評価する。
- 4 原産品の輸入の増加が国内産業に重大な損害を与えているとの決定又は与えるおそれがあるとの決定は、1に規定する調査が当該原産品の輸入の増加と重大な損害又は重大な損害のおそれとの間に因果関係

が存在することを客観的な証拠に基づいて立証しない限り、行ってはならない。第二・四条の規定に従って他方の締約国の原産品の関税を撤廃し、又は引き下げた結果として生じた当該原産品の輸入の増加以外  
の要因が、同時に国内産業に損害を与えている場合には、当該要因による損害の責めを当該原産品の輸入  
の増加に帰してはならない。

#### 第二・十五条 条件及び制限

1 一方の締約国は、二国間セーフガード措置に関し、次の場合には、他方の締約国に対し直ちに書面による通報を行う。

- (a) 重大な損害又は重大な損害のおそれ及びその理由に関する前条に規定する調査を開始する場合
- (b) 第二・四条の規定に従って他方の締約国の原産品の関税を撤廃し、又は引き下げた結果として生じた当該原産品の輸入の増加により引き起こされた重大な損害又は重大な損害のおそれの認定を行う場合
- (c) 二国間セーフガード措置をとり、又は延長する決定を行う場合
- (d) 漸進的な緩和のために二国間セーフガード措置を修正する決定を行う場合

2 1に規定する書面による通報を行う一方の締約国は、全ての関連する情報を他方の締約国に提供する。

当該情報には、次の事項を含める。

(a) 1 (a)に規定する場合における書面による通報については、調査の開始の理由、調査の対象となる原産品についての正確な説明（当該原産品が分類される統一システムの号を含む。）、調査の対象となる期間及び調査の開始の日付

(b) 1 (b)から(d)までに規定する場合における書面による通報については、第二・四条の規定に従って他方の締約国の原産品の関税を撤廃し、又は引き下げた結果として生じた当該原産品の輸入の増加により引き起こされた重大な損害又は重大な損害のおそれがあることについての証拠、とらうとする二国間セーフガード措置の対象となる原産品についての正確な説明（当該原産品が分類される統一システムの号を含む。）、当該二国間セーフガード措置についての正確な説明（第二・十三条2 (a)に規定する措置を選択しない根拠を含む。）並びに該当する場合には、当該二国間セーフガード措置についての導入し、延長し、又は修正しようとする日付及び予定適用期間並びに4に規定する漸進的な緩和のための予定表

3 二国間セーフガード措置をとらうとし、又は延長しようとする一方の締約国は、前条に規定する調査から得られる情報及び1の規定に従って通報された情報を検討し、当該二国間セーフガード措置に関し意見

を交換し、並びに次条に規定する補償について合意に達するため、他方の締約国に対し、事前の協議を行うための十分な機会を与える。二国間セーフガード措置を延長する場合には、関係する国内産業が調整を行っているという証拠も提供する。

4 二国間セーフガード措置は、重大な損害を防止し、又は救済し、かつ、調整を容易にするために必要な限度及び期間を超えて維持されてはならず、また、当該二国間セーフガード措置の適用期間は、三年を超えてはならない。ただし、極めて例外的な状況においては、二国間セーフガード措置の適用期間を延長することができるが、延長を含めた合計の適用期間は、四年を超えないものとする。二国間セーフガード措置の予定適用期間が一年を超える場合において、調整を容易にするため、当該二国間セーフガード措置を維持している締約国は、当該二国間セーフガード措置の適用期間中一定の間隔で当該二国間セーフガード措置を漸進的に緩和する。

5 二国間セーフガード措置の対象とされた原産品の輸入については、当該二国間セーフガード措置がとられた期間と等しい期間又は一年のうちいずれか長い期間が経過するまで、二国間セーフガード措置を再度とってはならない。

6 いずれの一方の締約国も、他方の締約国が同意しない限り、経過期間の満了の時を超えて、二国間セーフガード措置をとり、又は維持してはならない。

7 二国間セーフガード措置の対象とされた原産品について、当該二国間セーフガード措置の適用期間の終了後における関税率は、当該二国間セーフガード措置がとられなかったとしたならば適用したであろう税率とする。

8 両締約国は、この協定の効力発生の日の後十年目の年に、この節の規定について必要に応じ見直しを行う。

9 1及び2に規定する書面による通報その他のこの節の規定に基づく両締約国の連絡については、英語又は日本語で行う。

## 第二・十六条 補償

1 二国間セーフガード措置をとろうとし、又は延長しようとする一方の締約国は、他方の締約国に対し、当該二国間セーフガード措置の結果生ずると予想される関税の増大分と実質的に等価値の対応を関税に関する譲許について講ずることを約束することにより、相互に合意する貿易上の補償の適切な方法を提供す

る。

2 両締約国が前条3の規定に従って協議を開始した後三十日以内に補償について合意することができない場合には、原産品について二国間セーフガード措置がとられた締約国は、この協定に基づく関税に関する譲許であつて当該二国間セーフガード措置と実質的に等価値のものの適用を停止することができる。譲許の適用を停止する権利を有する締約国は、実質的に同等の効果を達成するために必要な最小限度の期間であり、かつ、当該二国間セーフガード措置が適用されている期間に限り、当該権利を行使することができる。

3 2に規定する譲許の適用を停止する一方の締約国は、少なくとも当該譲許の適用を停止する三十日前に他方の締約国に書面により通報する。

#### 第二・十七条 暫定的な二国間セーフガード措置

1 遅延すれば回復し難い損害を与えるような危機的な事態が存在する場合には、一方の締約国は、第二・四条の規定に従って関税を撤廃し、又は引き下げた結果として生じた他方の締約国の原産品の輸入の増加が国内産業に重大な損害を与えていること又は与えるおそれがあることについての明白な証拠があるとい

う仮の決定に基づき、第二・十三条2(a)又は(b)に規定する措置の形態をとる暫定的な二国間セーフガード措置をとることができる。

2 一方の締約国は、暫定的な二国間セーフガード措置をとる前に、他方の締約国に対し書面による通報を行う。当該暫定的な二国間セーフガード措置の適用については、これがとられた後速やかに両締約国間の協議を開始する。

3 暫定的な二国間セーフガード措置の適用期間は、二百日を超えてはならない。当該適用期間中、第二・十四条及び第二・十五条に定める関連する要件が満たされるものとする。暫定的な二国間セーフガード措置の適用期間は、第二・十五条4に規定する適用期間に算入される。

4 第二・十五条7の規定は、暫定的な二国間セーフガード措置について準用する。暫定的な二国間セーフガード措置の結果として課された関税は、その後一方の締約国が行う第二・十四条1に規定する調査により、他方の締約国の原産品の輸入の増加が国内産業に重大な損害を与えているとの決定又は与えるおそれがあるとの決定が行われない場合には、払い戻される。

## 第二・十八条 特定の農産品に関する特別セーフガード措置

1 締約国は、附属書一（第二・四条（関税の撤廃又は引下げ）の規定に関する表）の当該締約国の表において「PS\*」又は「PS\*\*」を掲げた品目に分類される特定の農産品であつて原産品であるものについての特別なセーフガード措置（以下「特別セーフガード措置」という。）を、同附属書の当該締約国の表に規定する条件の下においてのみ、とることができる。

2 締約国は、特別セーフガード措置をとるに当たり、第二・十三条2の規定の適用に代えて、次の税率のうちいずれか低いものを超えない水準まで原産品の関税を引き上げることができる。

(a) 特別セーフガード措置をとる時における実行最恵国税率

(b) この協定の効力発生の日の前日における実行最恵国税率

(c) 附属書一（第二・四条（関税の撤廃又は引下げ）の規定に関する表）の当該締約国の表に規定する基準税率

3 とられた特別セーフガード措置は、そのとられた年の終了時までに関り、維持される。

注釈 この3の規定の適用上、「年」とは、その年の四月一日に開始する十二箇月の期間をいう。

4 締約国は、同一の産品について、二国間セーフガード措置、暫定的な二国間セーフガード措置又は千九

百九十四年のガット第十九条の規定及びセーフガード協定に基づき適用された措置をとり、又は維持すると同時に、この条の規定に基づく特別セーフガード措置をとり、又は維持してはならない。

5 特別セーフガード措置に関する規定は、この協定の効力発生の後十年目の年又は両締約国が合意する他の年のいずれか早い年において、見直しの対象となる。当該見直しは、例えば、附属書一（第二・四条（関税の撤廃又は引下げ）の規定に関する表）第三編第一節（日本国の表についての注釈）3に規定する発動水準の引上げ、1に規定する特定の農産品であつて原産品であるものに適用される関税の引下げ、市場の条件が許容する場合における特別セーフガード措置の廃止等の措置を通じて、当該農産品の市場アクセスを改善する観点から行われる。

#### 第二・十九条 世界貿易機関設立協定に基づくセーフガード措置との関係

1 この章のいかなる規定も、一方の締約国が、次のいずれかの規定に従い他方の締約国の原産品に対してセーフガード措置をとることを妨げるものではない。

(a) 千九百九十四年のガット第十九条及びセーフガード協定の規定

(b) 農業協定第五条の規定

2 締約国は、千九百九十四年のガット第十九条の規定及びセーフガード協定又は農業協定第五条の規定に従って自国がとる措置の対象である産品について、この節の規定に基づく二国間セーフガード措置又は暫定的な二国間セーフガード措置をとることができず、また、締約国は、千九百九十四年のガット第十九条の規定及びセーフガード協定又は農業協定第五条の規定に従って自国がとる措置の対象となる産品について、二国間セーフガード措置又は暫定的な二国間セーフガード措置を引き続き維持することができない。

3 この節に規定する二国間セーフガード措置の適用期間は、締約国が2の規定に従って当該二国間セーフガード措置をとらないことによつて中断されない。当該締約国は、1(a)又は(b)の規定に従って適用されるセーフガード措置の終了後は、原産品の輸入に対し、当該二国間セーフガード措置の残存期間を上限として当該二国間セーフガード措置の適用を再開することができる。

### 第三節 他の規定

第二・二十条 市場アクセス及び競争力の保護に関する見直し

1 第二・四条の規定の適用上、附属書一（第二・四条（関税の撤廃又は引下げ）の規定に関する表）の一の締約国の表第二節の表の4欄に「S」を掲げた品目に分類される原産品の取扱いは、この協定の効力発

生の日の後五年目の年又は両締約国が合意する他の年のいずれか早い年において、両締約国による見直しの対象となる。当該見直しは、例えば、より迅速な関税の引下げ又は撤廃、入札手続の簡素化、割当数量の増加、調整金に関する問題への対処等の措置を通じて、市場アクセスの条件を改善する観点から行われる。

2 両締約国は、日本国が第三国との国際協定に基づいて当該第三国に対して与えた特惠的な市場アクセスの結果として、1に規定する原産品の日本国の市場における競争力に重大な変化がある場合には、オーストラリアの当該原産品に対して同等の待遇を与える観点から見直しを行う。両締約国は、当該第三国との国際協定の効力発生の日の後三箇月以内に当該見直しを開始し、当該見直しを当該日の後六箇月以内に完了することを目指して行う。

#### 第二・二十一条 物品の貿易に関する小委員会

1 両締約国は、この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、ここに物品の貿易に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2 小委員会は、次のことを任務とする。

- (a) この章の規定の実施及び運用について検討及び監視を行うこと。
  - (b) 次の事項その他のこの章の規定に関連する問題について討議すること。
    - (i) 両締約国間の物品の貿易を促進すること（この協定に基づく関税の更なる自由化及び関税の撤廃時期の繰上げに関する協議による促進を含む。）。
    - (ii) 両締約国間の物品の貿易に対する関税措置及び非関税措置について対処すること。
    - (iii) 各締約国の関税割当ての運用に関する問題（その運用において透明性を促進することを含む。）に  
対処すること。
  - (c) 合同委員会に対し小委員会の所見を報告すること。
  - (d) 合同委員会が委任するその他の任務を遂行すること。
- 3 小委員会は、両締約国間の貿易を円滑化する取組について検討するために、いずれかの締約国が提起した非関税措置について見直しを行う。小委員会は、必要な場合には、合同委員会に対し、その見直しによる所見を報告する。
- 4 小委員会は、両締約国政府の代表者から成るものとし、両締約国政府の代表者をその共同議長とする。

5 小委員会は、両締約国が合意する場所及び時期において並びに両締約国が合意する手段によって会合する。

#### 第二・二十二条 附属書一の改正

1 附属書一（第二・四条（関税の撤廃又は引下げ）の規定に関する表）の改正（ただし、統一システムの改正を実施するための改正であつて、他方の締約国の原産品に同附属書の規定に従つて適用される関税の税率の変更を伴わないものに限る。）については、国際協定の締結及び改正に関する各締約国の国内法上の手続に影響を及ぼすことなく、外交上の公文を両締約国政府が交換することにより行うことができる。

2 1に規定する改正は、両締約国が合意する日に効力を生ずる。

#### 第二・二十三条 運用上の手続規則

合同委員会は、この協定の効力発生の日に、運用上の手続規則を採択する。両締約国の税関当局、権限のある政府当局その他の権限を与えられた機関は、同規則に定める詳細な規則に従つて、関税割当ての適用及びその他の関連事項に関する任務を遂行する。

### 第三章 原産地規則

### 第三・一条 定義

この章の規定の適用上、

- (a) 「権限を与えられた機関」とは、第三・十五条1に規定する原産地証明書の発給について責任を負う権限のある政府当局その他団体をいう。

注釈 日本国については、

- (i) 権限を与えられた機関は、経済産業省又はその後継機関である。
- (ii) 経済産業省は、日本国の権限を与えられた機関として、第三・十五条1に規定する原産地証明書の発給について他の発給機関（以下「他の発給機関」という。）を指定することができる。
- (b) 「当該締約国の工船」又は「当該締約国の船舶」とは、それぞれ、次の(i)から(iii)までの全ての要件を満たす工船又は船舶をいう。
- (i) 当該締約国において登録されていること。
- (ii) 当該締約国の旗を掲げて航行すること。

(iii) 次のいずれかの条件を満たすこと。

(A) 両締約国の国民が五十パーセント以上の持分を所有していること。

(B) 当該締約国に本店及び主たる営業所を有する法人が所有していること。

(C) 当該締約国の区域内においてのみ裸用船契約に基づいて操業する許可を当該締約国政府によつて与えられていること。

(c) 「代替性のある産品」又は「代替性のある材料」とは、それぞれ、同一の技術的及び物理的特性を有し、かつ、種類及び商業上の品質が同一である結果として相互に交換することが可能な産品又は材料であつて、原産品であるか否かを決定する上で目視による検査に基づき、それぞれを区別することができないものをいう。

(d) 「一般的に認められている会計原則」とは、資産又は負債として記録すべき財産又は債務、記録すべき資産及び負債の変化、資産及び負債並びにそれらの変化についての算定方法、開示すべき情報の範囲及び開示の方法並びに作成すべき財務書類につき、締約国において特定の時に、一般的に認められている会計原則又は十分に権威のある支持を得ている会計原則をいう。それらの規準は、一般に適用される

概括的な指針をもって足りるが、詳細な手続及び慣行であることを妨げない。

(e) 「輸入者」とは、輸入締約国に産品を輸入する者をいう。

(f) 「間接材料」とは、他の産品の生産、試験若しくは検査に使用される産品（当該他の産品に物理的に組み込まれないものに限る。）又は他の産品の生産に関連する建物の維持若しくは設備の稼働のために使用される産品をいい、次のものを含む。

(i) 燃料及びエネルギー

(ii) 工具、ダイス及び鋳型

(iii) 設備及び建物の維持のために使用される予備部品及び産品

(iv) 生産の過程で使用され、又は設備及び建物の稼働のために使用される潤滑剤、グリース、コンパウンド材その他の産品

(v) 手袋、眼鏡、履物、衣類並びに安全のための設備及び備品

(vi) 試験又は検査に使用される設備、装置及び備品

(vii) 触媒及び溶剤

(iii) 他の産品に組み込まれていないその他の産品であつて、当該他の産品の生産における使用が当該生産の一部であると合理的に示すことができるもの

(g) 「材料」とは、他の産品の生産に使用される産品をいう。

(h) 「原産材料」とは、この章の規定に従つて原産品とされる材料をいう。

(i) 「輸送用及び船積み用のこん包材料及びこん包容器」とは、産品を輸送中に保護するため使用される産品であつて、第三・十三条に規定する小売用のこん包材料及びこん包容器以外のものをいう。

(j) 「関税上の特惠待遇」とは、第二・四条（物品の貿易―関税の撤廃又は引下げ）1の規定に従つて原産品について関税を適用することをいう。

(k) 「生産」とは、産品を得る方法をいい、製造、組立て、加工、成育、栽培、繁殖、採掘、抽出、收穫、漁ろう、わなかけ、採集、収集、狩猟及び捕獲を含む。

### 第三・二条 原産品

この協定の適用上、次のいずれかの産品であつて、この章に規定する他の全ての関連する要件を満たすものは、締約国の原産品とする。

- (a) 当該締約国において完全に得られる産品であつて、次条に定めるもの
- (b) 当該締約国の原産材料のみから当該締約国において完全に生産される産品
- (c) 一又は二以上の生産者によつて一方又は双方の締約国において完全に各工程が行われた結果として第三・四条の要件を満たす産品であつて、当該産品の生産の最終工程（第二・七条に規定する作業を除く。）が輸出締約国において行われたもの
- (d) この章の規定に基づいて原産品とされるその他の産品

第三・三条 完全に得られる産品

前条(a)の規定の適用上、次に掲げる産品は、締約国において完全に得られる産品とする。

- (a) 生きている動物であつて、当該締約国の区域内（当該締約国の領海外の海を除く。）において生まれ、かつ、成育されたもの
- (b) 当該締約国の区域内（当該締約国の領海外の海を除く。）において、狩猟、わなかけ、漁ろう、採集又は捕獲により得られる動物
- (c) 当該締約国の区域内において生きている動物から得られる産品

- (d) 当該締約国の区域内において収穫され、採取され、又は採集される植物、菌類及び藻類
- (e) 当該締約国の区域内（当該締約国の領海外の海底又はその下を除く。）から抽出され、又は得られる鉱物その他の天然の物質（(a)から(d)までに規定するものを除く。）
- (f) 当該締約国の船舶により、両締約国の領海外の海から得られる水産物その他の産品
- (g) 当該締約国の工船上で(f)に規定する産品から生産される産品
- (h) 当該締約国又は当該締約国の者により、当該締約国の領海外の海底又はその下から得られる産品。ただし、当該締約国が、国際法に基づき、当該海底又はその下を開発する権利を有することを条件とする。
- (i) 当該締約国において収集される産品であつて、本来の目的を果たすことができず、回復又は修理が不可能であり、かつ、処分又は原材料の回収にのみ適するもの
- (j) 当該締約国における製造若しくは加工の作業又は消費から生ずるくず及び廃品であつて、処分又は原材料の回収にのみ適するもの
- (k) 本来の目的を果たすことができず、かつ、回復又は修理が不可能な産品から、当該締約国において回

## 収される原材料

(1) 当該締約国の区域内において(a)から(k)までに規定する産品のみから得られ、又は生産される産品

### 第三・四条 非原産材料を使用して生産される産品

1 第三・二条(c)の規定の適用上、産品は、附属書二(品目別規則)に定める適用可能な品目別規則に合致する場合には、締約国の原産品とする。

2 1の規定の適用上、使用された材料について関税分類の変更又は特定の製造若しくは加工の作業が行われていることを求める規則は、非原産材料についてのみ適用する。

3 必要な関税分類の変更又は特定の製造若しくは加工の作業が行われない産品については、次のいずれかの場合には、締約国の原産品とみなす。ただし、当該産品が原産品とされるためのこの章に定める他の全ての関連する基準を満たすことを条件とする。

(a) (b)に規定する産品以外の産品については、当該産品の生産において使用された非原産材料(必要な関

税分類の変更又は特定の製造若しくは加工の作業が行われていないものに限る。)の総額が、当該産品の本船渡し時の価額の十パーセント以下である場合

(b) 統一システムの第五〇類から第六三類までの各類に分類される製品については、当該製品の生産に使用された非原産材料（必要な関税分類の変更が行われていないものに限る。）の総重量が当該製品の総重量の十パーセント以下の場合

4 3の規定は、統一システムの第一類から第二四類までの各類に掲げる製品については、適用しない。ただし、当該製品の生産に使用する非原産材料が、この条の規定に従って原産品とされる製品と異なる号に掲げられる場合を除く。

5 もつとも、製品の生産に使用された非原産材料の価額を算定するに当たっては、3に規定する非原産材料の価額を含める。

### 第三・五条 原産資格割合の算定

1 前条1の規定の適用上、附属書二（品目別規則）に定める品目別規則において付加価値基準を用いる場合には、2の規定に従って算定される製品の原産資格割合が当該製品の品目別規則に定める割合以上であることを要件とする。

2 製品の原産資格割合は、次の計算式により算定する。

$$\text{QVC} = \frac{\text{FOB} - \text{VNM}}{\text{FOB}} \times 100$$

この場合において、

「QVC」とは、百分率で表示される製品の原産資格割合をいう。

「FOB」とは、3に規定する場合を除くほか、輸送の方法を問わず、製品の買手から当該製品の売手に支払われる当該製品の本船渡しの際に軽減され、免除され、又は払い戻された内国税を含まない。

「VNM」とは、製品の生産において使用される全ての非原産材料の価額をいう。

3 (a) 製品の本船渡しの際に存在するが、その価額が不明で確認することができない場合には、2に規定するFOBは、当該製品の買手から当該製品の生産者への確認可能な最初の支払に係る価額に調整される価額又は関税評価協定第一条から第八条までの規定に従って決定される価額とする。

(b) 製品の本船渡しの際に存在しない場合には、2に規定するFOBは、関税評価協定第一条から第八

条までの規定に従って決定される価額とする。

4 2の規定の適用上、締約国における製品の生産に使用される非原産材料の価額は、次のいずれかの価額とする。

(a) 関税評価協定に従って決定される価額であつて、当該製品の生産者が所在する締約国の輸入港に当該非原産材料を輸送するために要する運賃、適当な場合の保険料、こん包費その他の全ての費用を含むものの

(b) 当該非原産材料の価額が不明で確認することができない場合には、当該非原産材料についての当該締約国における確認可能な最初の支払に係る価額。ただし、当該非原産材料の供給者の倉庫から当該製品の生産者の所在地まで当該非原産材料を輸送するために当該締約国において要する運賃、保険料、こん包費その他の全ての費用及び当該輸送に関して当該締約国において要する他の費用（一般的に認められており、かつ、確認可能なものに限る。）を除外することができる。

5 2の規定の適用上、製品の非原産材料の価額には、当該製品の生産に当たって使用される当該締約国の原産材料の生産において使用される非原産材料の価額を含めない。

6 2の規定の適用上、いずれかの締約国において生産される非原産材料の価額は、当該非原産材料に含まれる材料であつて、いずれの締約国の原産材料ともされないものの価額に限定することができる。

7 5及び6の規定は、5及び6に規定する材料の価額を証明する書面の証拠がある限りにおいて、産品に含まれる材料の価額の算定について適用することができる。

8 3(b)又は4(a)の規定の適用上、産品又は非原産材料の価額を決定するに当たり、関税評価協定は、産品又は非原産材料の国内での取得（国内での商取引の場合を含む。）について準用する。

### 第三・六条 累積

産品が一方の締約国の原産品であるか否かを決定するに当たり、当該一方の締約国において当該産品を生産するための材料として使用される他方の締約国の原産品は、当該一方の締約国の原産材料とみなすことができる。

### 第三・七条 原産資格を与えることとならない作業

1 産品は、次の作業が行われたことのみを理由として輸出締約国の原産品としてはならない。

(a) 輸送又は保管の間に産品を良好な状態に保存することを確保する作業（例えば、乾燥、冷凍、塩水漬

け) その他当該作業に類する作業

(b) 改装及び仕分

(c) 組み立てられたものを分解する作業

(d) 瓶、ケース及び箱に詰めることその他の単純な包装作業

(e) 統一システムの解釈に関する通則2(a)の規定に従って一の産品として分類される部品及び構成品の収集

(f) 物品を単にセットにする作業

(g) 産品を物理的に変更することなく単に再分類する作業

(h) (a)から(g)までに規定する作業の組合せ

2 1の規定は、附属書二(品目別規則)に定める品目別規則に優先する。

### 第三・八条 積送

次のいずれかの場合には、産品は、原産品とみなさない。

(a) 輸出締約国の区域外において引き続き生産その他の作業(輸入締約国の要件を満たすための再こん包

及びラベルの貼替え、積送される貨物の分割、積卸し、蔵置並びに当該産品を良好な状態に保存するため又は輸入締約国に輸送するために必要なその他の作業であつて、産品の積替え及び一時蔵置の間に行われるものを除く。)が行われる場合

(b) 産品が一又は二以上の第三国にある間、当該産品が当該第三国の税関管理の下に置かれていない場合

第三・九条 組み立ててないか又は分解してある産品

1 第三・二条から第三・七条までの関連規定の要件を満たし、かつ、統一システムの解釈に関する通則2 (a)の規定に従つて完成品として分類される産品については、組み立ててないか又は分解してある状態である方の締約国に他方の締約国から輸入される場合であつても、当該他方の締約国の原産品とみなす。

2 締約国において組み立ててないか又は分解してある産品の材料から組み立てられる産品であつて、当該材料が統一システムの解釈に関する通則2 (a)の規定に従つて完成品として分類される産品として当該締約国に輸入されるものについては、当該締約国の原産品とみなす。ただし、組み立ててないか又は分解してある産品の非原産材料が組み立ててないか又は分解してある形態でなく個別に当該締約国に輸入されていたらば、当該産品が第三・二条から第三・七条までの関連規定の適用される要件を満たしていたである

う場合に限る。

### 第三・十条 代替性のある産品及び材料

1 在庫において混在している締約国の原産材料及び非原産材料から成る代替性のある材料が産品の生産に使用される場合において、当該産品が当該締約国の原産品であるか否かを決定するときは、これらの材料が当該締約国の原産材料であるか否かについては、当該締約国において一般的に認められている会計原則に基づく在庫管理方式に従って決定することができる。

2 締約国の原産品及び非原産品から成る代替性のある産品が在庫において混在している場合において、これらの産品が在庫において混在している当該締約国において輸出に先立っていかなる生産工程も経ず、又はいかなる作業（積卸し又はこれらの産品を良好な状態に保存するための他の作業を除く。）も行われなるときは、これらの産品が当該締約国の原産品であるか否かについては、当該締約国において一般的に認められている会計原則に基づく在庫管理方式に従って決定することができる。

### 第三・十一条 間接材料

産品の生産に使用される間接材料については、当該産品が生産される締約国の原産材料とみなす。

第三・十二条 附属品、予備部品及び工具

1 製品の生産に使用された全ての非原産材料について附属書二（品目別規則）に定める関連する関税分類の変更又は特定の製造若しくは加工の作業が行われたか否かを決定するに当たり、当該製品と共に納入される附属品、予備部品又は工具であつて、当該製品の標準的な附属品、予備部品又は工具の一部を成すものについては、次の(a)及び(b)の要件を満たす場合には、考慮しない。

(a) 当該製品と共に納入される附属品、予備部品又は工具が仕入書において当該製品と別に記載されるか否かにかかわらず、当該附属品、予備部品又は工具に係る仕入書が当該製品の仕入書と別立てにされないこと。

(b) 当該製品と共に納入される附属品、予備部品又は工具の数量及び価額が当該製品について慣習的なものであること。

2 製品が原産資格割合の要件の対象となる場合には、当該製品の原産資格割合を算定するに当たり、附属品、予備部品又は工具の価額を、場合に応じて原産材料又は非原産材料の価額として考慮する。

3 附属品、予備部品若しくは工具が当該製品について慣習的なものでない場合又は当該附属品、予備部品

若しくは工具に係る仕入書が当該製品の仕入書と別立てにされる場合には、当該附属品、予備部品又は工具は、原産性の決定に当たり、別個の産品とみなす。

### 第三・十三条 こん包材料及びこん包容器

1 製品の輸送用及び船積み用のこん包材料及びこん包容器については、産品が原産品であるか否かを決定するに当たって考慮しない。

2 製品の生産に使用された全ての非原産材料について附属書二（品目別規則）に定める関連する関税分類の変更の要件を満たしているか否かを決定するに当たり、当該産品の小売用のこん包材料及びこん包容器については、当該産品に含まれるものとして分類される場合には、考慮しない。

3 産品が原産資格割合の要件の対象となる場合には、当該産品の原産資格割合を算定するに当たり、当該産品の小売用のこん包材料及びこん包容器を、場合に応じて原産材料又は非原産材料として考慮する。

### 第三・十四条 原産地に関する証拠書類

この章の規定の適用上、次のいずれかの文書を原産地に関する証拠書類とする。

(a) 次条に規定する原産地証明書

(b) 第三・十六條に規定する原産地証明文書

第三・十五條 原産地証明書

1 輸出締約国の権限を与えられた機関又は他の発給機関は、輸出締約国に所在する輸出者、生産者又は当該輸出者若しくは生産者の責任の下で権限を与えられた代理人が書面による申請を提出した後、原産地証明書を発給する。

2 原産地証明書については、次のとおりとする。

(a) 原産地証明書に記載される産品が原産品であることを明記する。

(b) 一又は二以上の産品に関して発給するものとし、種々の産品を含めることができる。

(c) 印刷によるもの又は両締約国が合意する他の媒体によるものとする。

(d) 附属書三（原産地に関する証拠書類の基本的な記載事項）に定める基本的な記載事項を含める。

(e) 発給された日から一年間有効なものとする。

(f) 両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、一回限りの輸入について適用されるものとする。

3 締約国の輸出者が産品の生産者でない場合には、当該輸出者は、次のいずれかのものに基づいて原産地

証明書の発給を申請することができる。

- (a) 当該製品の生産者が提供する情報に基づく当該製品が原産品であるとの当該輸出者が有する知識
- (b) 当該製品が原産品であるとの書面又は電子的手段による申告であつて、当該製品の生産者が提出するもの

- (c) 当該製品が原産品であるとの書面又は電子的手段による申告であつて、当該輸出者の要請により、当該製品の生産者が輸出締約国の権限を与えられた機関又は他の発給機関に直接かつ任意に提出するもの
- 4 各締約国は、次のことを確保するため、権限を与えられた機関又は他の発給機関が、原産地証明書の申請に際して適正な審査を行うことを定める。

- (a) 当該原産地証明書に記載される製品が原産品であること。
- (b) 当該原産地証明書に含まれる記載内容が、提出された補助的な文書の記載内容に相当するものであること。

- 5 輸入締約国の税関当局は、原産地証明書の有効期間の満了の日の後に当該原産地証明書が提出される場合において、提出のための期限を遵守することができないことが不可抗力その他の輸出者、生産者又は輸

入者にとってやむを得ない正当な原因によるものであるときは、当該輸入締約国の法令又は行政上の手続に従って、当該原産地証明書を受理することができる。

6 一方の締約国は、この協定の効力発生の日に、他方の締約国に対し、原産地証明書の様式の見本及び自国の権限を与えられた機関又は他の発給機関の名称、住所、代表者の署名の見本、公の印章の図案その他の両締約国が合意する詳細を提供する。その後の変更については、速やかに通報する。

### 第三・十六条 原産地証明書

1 第三・十四条(b)に規定する原産地証明書は、製品の輸入者、輸出者又は生産者が、この条の規定に従い、次のいずれかのものに基づいて作成することができる。

- (a) 当該製品が原産品であることを示す当該輸入者、輸出者又は生産者が有する情報
- (b) 原産地証明文書が輸入者によって作成される場合には、当該製品が原産品である旨の輸出者又は生産者（輸出者が当該製品の生産者でないとき。）の書面又は電子的手段による申告に対する合理的な信頼
- (c) 原産地証明文書が輸出者によって作成される場合において、当該輸出者が当該製品の生産者でないときは、当該製品が原産品である旨の生産者の書面又は電子的手段による申告に対する合理的な信頼

2 原産地証明文書については、次のとおりとする。

- (a) 原産地証明文書に記載される産品が原産品であることを明記する。
- (b) 一又は二以上の産品に関して作成するものとし、種々の産品を含めることができる。
- (c) 印刷によるもの又は電子的な手段によるものとする。
- (d) 附属書三（原産地に関する証拠書類の基本的な記載事項）に定める基本的な記載事項を含める。
- (e) 作成された日から一年間有効なものとする。
- (f) 両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、一回限りの輸入について適用されるものとする。

3 輸入締約国の税関当局は、原産地証明文書の有効期限の満了の日の後に当該原産地証明文書が提出される場合において、提出のための期限を遵守することができなかつたことが不可抗力その他の輸出者、生産者又は輸入者にとってやむを得ない正当な原因によるものであるときは、当該輸入締約国の法令又は行政上の手続に従って、当該原産地証明文書を受理することができる。

4 一方の締約国は、この協定の効力発生の日に、他方の締約国に対し、原産地証明文書の様式の見本を提供する。当該様式のその後の変更については、速やかに通報する。

### 第三・十七条 関税上の特惠待遇の要求

1 関税上の特惠待遇の要求は、原産地に関する証拠書類によって裏付けられるものとする。

2 この章に別段の定めがある場合を除くほか、輸入締約国は、輸出締約国から輸入される産品について、次の全ての条件が満たされる場合には、関税上の特惠待遇を与える。

(a) 輸入者が輸入の際に関税上の特惠待遇を要求すること。

(b) 当該産品が輸出締約国の原産品であること。

(c) 輸入者が、輸入締約国の税関当局の要請に基づき、原産地に関する証拠書類及び適当な場合には当該産品が原産品であることを示す他の証拠を当該輸入締約国の法令に従って提出すること。

注釈1 輸入者が原産地証明書の原本を保有していることを条件として、当該輸入者は、関税上の特惠待遇の要求に当たり、輸入締約国の税関当局の要請に基づき、当該原産地証明書の写しを提出することができる。ただし、当該輸入締約国の税関当局が当該輸入者に対して当該原産地証明書の原本を提出させる権限を害するものではない。

注釈2 輸入者は、関税上の特惠待遇の要求に当たり、輸入締約国の税関当局の要請に基づき、原産地

証明文書の写しを提出することができる。ただし、当該輸入締約国の税関当局が当該輸入者に対して当該原産地証明文書の原本を提出させる権限を害するものではない。

3 輸入者は、要求の基礎となる原産地に関する証拠書類が不正確な情報を含むと信ずるに足りる理由がある場合には、速やかに、輸入締約国の税関当局により求められる方法で輸入のための税関への申告書を修正し、及び納付すべき関税を納付すべきである。

4 輸出締約国の原産品が一又は二以上の第三国を通過して輸入される場合には、輸入締約国は、自国の関係法令に従い、当該原産品について関税上の特惠待遇を要求する輸入者に対して、当該原産品が第三・八条に規定する原産品に関する要件を満たしていることについての証拠の提出を要求することができる。

5 各締約国は、輸入者が輸入締約国の法令に従い次の事項について申請することができることを定める。

(a) オーストラリアについては、輸入者が製品の輸入の際に関税上の特惠待遇を要求しない場合には、当該産品に関税上の特惠待遇が与えられなかった結果として超過して徴収された関税の還付。ただし、2 (b) 及び (c) に規定する要件が満たされていることを条件とする。

(b) 日本国については、輸入者が原産品の輸入の際に原産地に関する証拠書類を所持していない場合に

は、関税上の特惠待遇のための担保の支払による原産地に関する証拠書類の提出の一時的猶予。当該担保は、輸入締約国の税関当局に原産地に関する証拠書類を提出した際に解除される。

### 第三・十八条 原産地に関する証拠書類の免除

各締約国は、次に規定する製品の輸入については原産地に関する証拠書類の提出を要求されないことを定める。ただし、当該輸入が第三・十五条から前条までに定める原産地に関する証拠書類に係る義務を回避することを目的として行われ、又は準備されたと合理的に認め得る一連の輸入の一部を構成しないことを条件とする。

(a) オーストラリアについては千オーストラリア・ドルを超えない課税価額又はオーストラリアが定める額を超えない課税価額の製品の輸入、日本国については十万円を超えない課税価額又は日本国が定める額を超えない課税価額の製品の輸入

(b) 輸入締約国が原産地に関する証拠書類に係る義務を免除した製品の輸入

### 第三・十九条 誤りのある又は虚偽の原産地に関する証拠書類に関する措置

各締約国は、自国の法令に従って、誤りのある又は虚偽の原産地に関する証拠書類が使用され、又は送付

されることを防止するための適当な措置を定め、又は維持する。

### 第三・二十条 記録の保管に関する義務

1 各締約国は、次のことを定める。

- (a) 原産地証明書の発給を受け、原産地証明文書を作成し、又は第三・十五条3(b)若しくは(c)若しくは第三・十六条1(b)若しくは(c)に規定する書面若しくは電子的手段による申告を提出した輸出者又は生産者は、原産地に関する証拠書類の発給又は作成の対象である産品が原産品であることを示すために必要な全ての記録を、輸出締約国の関係法令に従って、五年間保管する。

(b) 関税上の特惠待遇を要求する輸入者は、

- (i) その関税上の特惠待遇の要求が原産地証明書又は輸出者若しくは生産者が作成した原産地証明文書によって裏付けられる場合には、産品の輸入に関して輸入締約国が要求する文書（当該原産地証明書又は当該原産地証明文書の原本又は写しを含む。）を、当該輸入締約国の関連法令に従って必要とされる期間保管する。

- (ii) その関税上の特惠待遇の要求が当該輸入者が作成した原産地証明文書によって裏付けられる場合に

は、製品の輸入に関して輸入締約国が要求する文書（当該原産地証明文書の原本又は写し及び当該原産地証明文書の対象である製品が原産品であることを示すために必要な他の全ての記録を含む。）を、当該輸入締約国の関連法令に従って必要とされる期間保管する。

(c) 輸出締約国の権限を与えられた機関又は他の発給機関は、原産地証明書に関する全ての関係文書を、当該輸出締約国の関係法令又は認定に係る要件に従って五年間保管する。

2 この条の規定に従って保管する記録には、電子的な記録を含むことができる。

### 第三・二十一条 原産品であることについての確認

1 両締約国は、この章の規定の適正な適用を確保するため、利用可能な資源の範囲内で、この協定及びそれぞれの国内の法令に従い、原産地に関する証拠書類についての情報を確認するために相互に支援する。

2 輸入締約国の税関当局は、一方の締約国に他方の締約国から輸入される製品が原産品であるか否かを決定するため、次のいずれか的手段により確認手続を行うことができる。

(a) 輸入者に対し、情報を書面により要請すること。

(b) 輸出締約国の権限を与えられた機関又は税関当局に対し、当該輸出締約国の利用可能な資源の範囲内

で原産地に関する証拠書類の有効性の確認を書面により要請すること。

(c) 輸出締約国の輸出者又は生産者であつて、前条1(a)に規定するものに対し、情報を書面により要請すること。

(d) 次条の規定に従つて、輸出締約国の輸出者又は生産者であつて、前条1(a)に規定するものの施設に原産品であるか否かについての確認のための訪問を行うこと。

3 2(b)及び(c)の規定の適用上、輸入締約国の税関当局は、輸出締約国の輸出者、生産者、権限を与えられた機関又は税関当局に対し、書面による要請への回答のために、当該要請の受領の日から四十五日間又は両締約国が合意するその他の期間を与える。

4 輸入締約国の税関当局は、関税上の特惠待遇を受ける適格性についての2の規定に基づく確認を六箇月以内に完了するよう努める。当該輸入締約国の税関当局は、2に基づく確認が完了したときは、次のものに対し、自己の決定並びに当該決定に係る法的根拠及び事実認定に関し書面による通報を行う。

(a) 2(a)から(c)までのいずれかの規定に基づき情報を書面により要請した場合には、情報の提供を要請された輸入者、輸出締約国の輸出者、生産者、権限を与えられた機関又は税関当局

(b) 2 (d)の規定に基づき原産品であるか否かについての確認のための訪問を実施した場合には、輸出締約国並びに施設への訪問を受けた輸出者及び生産者

第三・二十二条 原産品であるか否かについての確認のための訪問

1 前条2 (d)に規定する原産品であるか否かについての確認のための訪問は、輸出締約国が定める条件に従って実施される。

2 1に規定する原産品であるか否かについての確認のための訪問に先立ち、

(a) 輸入締約国は、輸出者又は生産者の施設への当該原産品であるか否かについての確認のための訪問に  
関し、この訪問の実施を希望する日の少なくとも四十日前までに、輸出締約国に対し書面による要請を  
行う。

(b) 輸出締約国は、(a)に規定する要請の受領の日から三十日以内に、その要請を受諾するか否かに関し、  
当該輸入締約国に対し書面により回答する。当該輸出締約国は、その施設への訪問を受ける輸出者又は  
生産者に対し、訪問を受けることについて同意するか否かの書面による回答を求める。

3 2 (a)に規定する書面による要請には、次の事項に関する情報を含める。

- (a) 当該要請を送付する税関当局を特定する事項
  - (b) 当該要請が送付される輸出者又は生産者の氏名又は名称
  - (c) 当該書面による要請が行われた日
  - (d) 訪問の実施を希望する日及び場所
  - (e) 要請する訪問の目的及び実施の範囲（原産地に関する証拠書類に記載された産品であつて、確認の対象となつているものについての明記を含む。）
  - (f) 訪問に参加する輸入締約国の税関当局の職員の名氏及び官職
- 第三・二十三条 関税上の特惠待遇の否認
- 1 輸入締約国は、次の場合には、関税上の特惠待遇の要求を否認することができる。
- (a) 産品がこの章に規定する要件を満たさない場合
  - (b) 産品の輸出者、生産者又は輸入者が、関税上の特惠待遇を得るための関連する要件を満たしていない場合又は満たさなかつた場合
  - (c) 輸出締約国が、輸入締約国に対し、原産品であるか否かについての確認のための訪問の要請に関し、

前条2(b)の規定に基づく書面による回答を行わない場合、又はその要請を拒否する旨の書面による回答を行う場合

(d) 関税上の特惠待遇の要求が原産地証明書又は輸出者若しくは生産者が作成した原産地証明書によって裏付けられる場合において、輸入者及び輸出締約国の輸出者、生産者又は権限を与えられた機関のうちの一のものが、第三・二十一条の規定に基づく輸入締約国の税関当局による要請に対して産品が輸出締約国の原産品であることを証明するために十分な情報を提供しないとき。

(e) 関税上の特惠待遇の要求が輸入者が作成した原産地証明書によって裏付けられる場合において、第三・二十一条2(a)の規定に従い輸入締約国の税関当局に提供された情報が、産品が原産品であることを証明するために十分でないとき。

2 輸入締約国は、第三・二十一条の規定に基づく原産品であることについての確認手続の対象となる産品について、この確認の期間中、関税上の特惠待遇を与えることを停止し、又は否認することができる。ただし、その停止は、適当な担保、手数料その他の課徴金又は税が支払われることを条件として、当該産品の引取りを妨げる理由となってはならない。

3 輸入締約国は、自国の関係当局が特定の生産者の特定の製品について関税上の特惠待遇を与えないとの決定を既に行っている場合には、当該産品がこの章の規定を満たすことが証明されるまで、当該産品の同種の産品のその後の輸入につき、関税上の特惠待遇の適用を停止し、又は否認することができる。

#### 第三・二十四条 第三国の仕入書

輸入締約国の税関当局は、仕入書が第三国で発給されたことのみを理由として、原産地に関する証拠書類の受理を拒否してはならない。

#### 第三・二十五条 秘密性

1 各締約国は、自国の法令に従い、この章の規定に従って自国に秘密のものとして提供された情報の秘密性を保持するものとし、また、当該情報を開示から保護する。

2 輸入締約国の税関当局がこの章の規定に従って入手した情報については、

(a) この章の規定の実施のために、当該輸入締約国の税関当局のみが利用することができる。

(b) 当該輸入締約国が裁判所又は裁判官の行う刑事手続において提示するために使用してはならない。ただし、当該情報が、当該輸入締約国の要請に基づき、外交上の経路又は輸出締約国の法令に従って設け

られたその他の経路を通じて刑事手続における使用のために提供された場合には、この限りでない。

3 この条の規定は、情報を受領した輸入締約国の法令が当該情報の使用又は開示を要求する限りにおいて、その使用又は開示を妨げるものではない。当該輸入締約国は、可能な限り、輸出締約国に対しそのような開示について事前に通報する。

### 第三・二十六条 罰則

各締約国は、この章の規定に関連する自国の法令の違反に対し、適当な罰則その他の措置を採用し、又は維持する。

### 第三・二十七条 輸送中の産品又は蔵置されている産品のための経過規定

1 輸入締約国の税関当局は、この協定の効力発生の日の後四箇月以内又は当該輸入締約国が認めるこれよりも長い期間内に、この協定の効力発生の日に次の状態にある輸出締約国の原産品に対し、関税上の特恵待遇を与える。

(a) 当該輸出締約国から当該輸入締約国に向けて輸送中の原産品

(b) 税関管理（当該輸入締約国の税関当局により規制される倉庫における一時蔵置を含む。）から引取り

を許可されていない原産品

- 2 1の規定の適用上、第三・十七条の規定を適用するものとし、この条の規定の適用上、原産地証明書を遡及して発給することができる。

### 第三・二十八条 原産地規則に関する小委員会

- 1 両締約国は、この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、ここに原産地規則に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

- 2 小委員会は、次のことを任務とする。

- (a) 次のものに関し、検討を行い、及び必要な場合には合同委員会に対し適当な勧告を行うこと。
  - (i) この章の規定の実施及び運用
  - (ii) いずれかの締約国の提案による附属書二（品目別規則）の改正（統一システムの定期的な改正を反映する改正を含む。）及び附属書三（原産地に関する証拠書類の基本的な記載事項）の改正
  - (iii) 第一・十二条（総則―実施取極）に規定する実施取極第二章の規定
- (b) この章の規定に関連する他のあらゆる問題であって両締約国が合意するものについて検討すること。

- (c) 合同委員会に対し小委員会の所見を報告すること。
- (d) 合同委員会が委任するその他の任務を遂行すること。
- 3 小委員会は、この協定の効力発生の後一年以内に、この章に関する見直しを開始する。当該見直しは、原産地証明制度の改善を重点的に取り扱う。また、当該見直しは、特定の製造又は加工の作業に関する追加的な品目別規則を含めること及びこの協定の効力発生の時に特定の製造又は加工の作業に関する品目別規則の適用から除外されている産品に対し適用可能な規則の適用を拡大することを考慮する。小委員会は、両締約国が締約国となる今後の協定に規定することになる規則が、適当な場合には、両締約国の合意により、この協定に組み込まれることを確保する。
- 4 小委員会は、両締約国政府の代表者から成るものとし、両締約国政府の代表者をその共同議長とする。
- 5 小委員会は、両締約国が合意する場所及び時期において並びに両締約国が合意する手段によって会合する。

第三・二十九条 附属書二及び附属書三の改正

- 1 国際協定の締結及び改正に関する各締約国の国内法上の手続に影響を及ぼすことなく、次に掲げる附属

書に関する改正は、外交上の公文を両締約国政府が交換することにより行うことができる。

(a) 附属書二（品目別規則）

(b) 附属書三（原産地に関する証拠書類の基本的な記載事項）

2 1に規定するいかなる改正も、両締約国が合意する日に効力を生ずる。

#### 第四章 税関手続

##### 第四・一条 適用範囲

この章の規定は、両締約国間で取引される物品に適用される税関手続について適用し、また、両締約国により、各締約国の法令に従って実施される。

##### 第四・二条 定義

この章の規定の適用上、「関税法令」とは、物品の輸入、輸出及び通過に関して各締約国の税関当局が運用し、及び執行する法令であつて、関税、手数料及び他の税に関するもの又は各締約国の関税領域の境界を越える規制物品の移動の禁止、制限その他これらに類する規制に関するものをいう。

##### 第四・三条 透明性

1 各締約国は、自国の関税法令に関して一般に利用される全ての関連情報を、いかなる利害関係者についても、印刷物又はインターネットにより容易に利用可能なものとすることを確保する。

2 締約国は、利用可能なものとされた情報を自国の関税法令の改正により修正しなければならぬ場合には、利害関係者が当該改正を考慮に入れることができるよう、修正された情報を当該改正の効力発生に十分先立って容易に利用可能なものとする。ただし、事前に周知することができない場合は、この限りでない。

3 締約国は、両締約国の利害関係者の要請があつた場合には、自国の関税法令に關し当該利害関係者が提起した個別的な税関に係る事項についての情報及び当該利害関係者が知るべきであると当該締約国が考えるその他の適切な情報をできる限り迅速かつ正確に提供する。

4 各締約国は、税関に係る事項に關する両締約国の利害関係者からの妥當な照会に應ずる一又は二以上の照会所を指定し、インターネット等により、当該照会所の名称、住所及び電話番号を公に利用可能なものとする。

#### 第四・四条 通関

1 両締約国は、予見可能であり、一貫性及び透明性があり、公平であり、並びに合理的である方法でそれぞれの税関手続を適用する。

2 各締約国は、両締約国間で取引される物品の速やかな通関のため、次のことを行う。

(a) 情報通信技術を利用すること。

(b) 自国の税関手続を簡素化すること。

(c) 関税協力理事会の主催の下で作成される標準規定及び勧告規定その他の関連する国際的な基準及び勧告された慣行に自国の税関手続を可能な限り調和させること。

(d) 適当な場合には、自国の税関当局と次のものとの間の協力を促進すること。

(i) 自国の他の国内当局

(ii) 自国の貿易関係者

(iii) 第三国の税関当局

3 各締約国は、自国の関税法令の効果的な執行を確保しつつ、両締約国間の正当な貿易の流れを一層円滑にする方法を検討するため、自国の税関手続に関して定期的に見直しを行う。

#### 第四・五条 事前教示

1 輸入締約国は、輸出締約国の製品の輸入に先立つ事前の教示であつて、当該製品の関税分類、関税評価及び原産地並びに当該産品が前章（原産地規則）の規定に従つて当該輸出締約国の原産品とされるか否かに関し、当該産品の輸入者若しくは権限を与えられた当該輸入者の代理人又は当該輸出締約国に所在する当該産品の輸出者若しくは生産者若しくは権限を与えられた当該輸出者若しくは生産者の代理人に対して行うものについて定める。

2 輸入締約国は、必要な全ての情報とともに書面による申請が行われ、かつ、事前の教示を拒むべき合理的な理由を欠く場合には、1に規定する事前の教示を書面により行うよう努める。当該輸入締約国は、事前の教示についての手続であつて、実施取極で定める要件を満たすものを採用し、又は維持する。

3 輸入締約国が2の規定に従つて行った事前の教示は、当該輸入締約国の法令及び手続に従い、当該輸入締約国が決定する期間有効とする。

4 輸入締約国は、実施取極で定める場合には、2の規定に従つて行った事前の教示を修正し、又は撤回することができる。

5 輸入締約国は、適当な場合には、2の規定に従って行った事前の教示を公に利用可能なものとする。

#### 第四・六条 一時輸入及び通過物品

1 各締約国は、自国の法令及び国際的な義務（千九百六十一年十二月六日にブラッセルで作成された物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約（その改正を含む。））に基づくものを含む。）に従い、両締約国間で取引される物品の一時輸入のための手続を引き続き容易にする。

2 各締約国は、千九百九十四年のガット第五条3の規定に従い、他方の締約国からの通過物品又は他方の締約国への通過物品の通関を引き続き円滑に行う。

3 この条の規定の適用上、「一時輸入」とは、関税の納付につき全額の又は部分的な免除を受けて物品を関税領域に条件付で持ち込むことができる税関手続をいう。当該物品は、特定の目的のために輸入されなければならず、かつ、当該物品を使用することによる通常の価値の低下を除くほか、いかなる変更も加えられないことなく、一定の期間内に再輸出することが予定されていないなければならない。

#### 第四・七条 協力及び情報の交換

1 両締約国は、それぞれの税関当局の権限及び利用可能な資源の範囲内で、税関手続の分野において協力

し、及び情報を交換する。

2 そのような協力及び情報の交換は、実施取極で定めるところによって実施される。

#### 第四・八条 審査手続

各締約国は、自国による税関に係る事項についての決定に関し、影響を受ける当事者に対し、容易に利用可能な行政上及び司法上の審査についての手続を提供する。当該審査は、当該決定を行った職員又は部局から独立したものとする。

#### 第四・九条 税関手続に関する小委員会

1 両締約国は、この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、ここに税関手続に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2 小委員会は、次のことを任務とする。

(a) この章の規定の実施及び運用について検討及び監視を行うこと。

(b) この章の規定に関連する分野であって、両締約国間の貿易を円滑化するために改善されるべきものを特定すること。

- (c) 合同委員会に対し小委員会の所見を報告すること。
- (d) 合同委員会が委任するその他の任務を遂行すること。
- 3 小委員会は、両締約国政府の代表者から成るものとし、両締約国政府の代表者をその共同議長とする。
- 4 小委員会は、両締約国が合意する場所及び時期において並びに両締約国が合意する手段によつて会合する。

## 第五章 衛生植物検疫に係る協力

### 第五・一条 適用範囲

この章の規定は、両締約国間の貿易に直接又は間接に影響を及ぼす可能性がある締約国の全ての衛生植物検疫措置について適用する。

### 第五・二条 権利及び義務の再確認

両締約国は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定に基づく権利及び義務を再確認する。

### 第五・三条 協力

- 1 両締約国は、次のことを行うことにより更に協力することに積極的な考慮を払う。

(a) 二国間において並びに食品の安全の問題及び人、動物又は植物の生命又は健康の問題に従事する関係国際機関において意見及び情報を交換すること。

(b) それぞれの衛生植物検疫措置に関する情報の適時の交換を容易にすること。

2 一方の締約国は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定附属書 B 5 (b) 又は 6 (a) の規定に従って通報を行う場合には、世界貿易機関への通報と同時に他方の締約国に対し当該通報の写しを電子的に提供する。

#### 第五・四条 衛生植物検疫に係る協力に関する小委員会

1 両締約国は、この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、ここに衛生植物検疫に係る協力に関する小委員会（以下この章において「小委員会」という。）を設置する。

2 小委員会は、次のことを任務とする。

(a) この章の規定の実施及び運用について検討及び監視を行うこと。

(b) 相互に受け入れることができる解決を得ることを目的として、衛生植物検疫措置の適用から生ずることのある特定の問題を明らかにし、及びこれに取り組むため、協議（科学に立脚した協議を含む。）を

行うこと。

- (c) 適当な場合には、合同委員会に対し小委員会の所見を報告すること。
- (d) 合同委員会が委任するその他の任務を遂行すること。
- 3 小委員会は、衛生植物検疫措置に関する両締約国の努力の不必要な重複を避け、及び当該努力の効率を最大にすることを目的として、自らの活動と両締約国の関連する協議の場における活動との間の調整を行う。
- 4 小委員会は、衛生植物検疫措置について責任を負う両締約国政府の代表者から成るものとし、衛生植物検疫措置について責任を負う両締約国政府の代表者をその共同議長とする。
- 5 小委員会は、両締約国が合意する場所及び時期において並びに両締約国が合意する手段によって会合する。

第五・五条 この章における調整当局

1 この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、各締約国は、次の政府当局をこの章における調整当局として指定する。

- (a) オーストラリアについては、農業省又はその後継機関

(b) 日本国については、外務省又はその後継機関

2 この章における調整当局は、次のことを任務とする。

(a) 小委員会の作業を調整し、並びにこの章の規定及び小委員会の決定の実施を容易にすること。

(b) 衛生植物検疫措置に関する他方の締約国からの全ての妥当な照会に応じ、及び適当な場合にはその他の関連する情報を当該他方の締約国に提供すること。

3 この章における調整当局は、合意された方法であつて、自らの任務の効率的かつ効果的な遂行のために適当なものによつて相互に連絡する。

第五・六条 第十九章（紛争解決）の規定の不適用

第十九章（紛争解決）に定める紛争解決手続は、この章の規定については、適用しない。

第六章 強制規格、任意規格及び適合性評価手続

第六・一条 適用範囲

1 この章の規定は、両締約国間の物品の貿易に直接又は間接に影響を及ぼす可能性がある強制規格、任意規格及び適合性評価手続について適用する。

2 この章の規定は、政府機関が政府機関の生産又は消費の必要上作成する購入仕様及び衛生植物検疫措置については、適用しない。

3 各締約国は、自国の区域内の地方政府機関及び非政府機関によるこの章の規定の実施について当該規定の遵守を確保するため、利用し得る妥当な措置をとる。

#### 第六・二条 定義

この章の規定の適用上、

(a) 「貿易の技術的障害に関する協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一 A 貿易の技術的障害に関する協定をいう。

(b) 貿易の技術的障害に関する協定に定める定義を適用する。

#### 第六・三条 権利及び義務の再確認

両締約国は、貿易の技術的障害に関する協定に基づく権利及び義務を再確認する。

#### 第六・四条 国際規格、指針又は勧告

1 各締約国は、貿易の技術的障害に関する協定 2.4 及び 5.4 の規定に従い、関連する国際規格、指針若しくは

勧告又はこれらの関連部分を自国の強制規格及び適合性評価手続の基礎として用いる。

2 一方の締約国は、1に規定する国際規格、指針若しくは勧告又はこれらの関連部分を自国の強制規格又は適合性評価手続の基礎として用いない場合には、他方の締約国の要請に応じ、その理由について説明する。

3 両締約国は、自国の標準化機関に対し、この章の規定に関連する規格、指針、勧告又は政策を作成する関連する国際的又は地域的な機関において討議されている事項に関して協議し、又は意見を交換するよう奨励する。

#### 第六・五条 強制規格

1 一方の締約国は、貿易の技術的障害に関する協定2.7の規定に従い、他方の締約国の強制規格が自国の強制規格と異なる場合であっても、当該他方の締約国の強制規格を同等なものとして受け入れることに積極的な考慮を払う。ただし、当該他方の締約国の強制規格が当該一方の締約国の強制規格の目的を十分に達成することを当該一方の締約国が認めることを条件とする。

2 一方の締約国は、他方の締約国の強制規格を自国の強制規格と同等なものとして受け入れない場合に

は、当該他方の締約国の要請に応じ、その理由について説明する。

#### 第六・六条 適合性評価手続

1 一方の締約国は、貿易の技術的障害に関する協定第六条の規定に従い、可能な限り、他方の締約国の区域において行われた適合性評価手続の結果を受け入れることを確保する。

2 各締約国は、他方の締約国の区域において行われた適合性評価手続の結果を受け入れることを容易にするための広範な仕組みが存在することを認識する。一方の締約国は、他方の締約国の要請に応じ、適合性評価の結果を受け入れることを容易にするために用いられている当該仕組みの範囲に関する情報を提供する。

3 一方の締約国は、1に規定する他方の締約国の区域において行われた適合性評価手続の結果を受け入れない場合には、当該他方の締約国の要請に応じ、その理由について説明する。

4 一方の締約国は、自国の区域において特定の強制規格又は任意規格について適合性を評価する機関の認定、認可、免許の交付又はその他の承認を行う場合において、他方の締約国の区域において当該強制規格又は任意規格について適合性を評価する機関の認定、認可、免許の交付又はその他の承認を拒否するとき

は、当該他方の締約国の要請に応じ、その理由について説明する。

5 貿易の技術的障害に関する協定<sup>3</sup>の規定を適用するほか、一方の締約国は、他方の締約国の区域内の適合性評価機関によって行われた適合性評価手続の結果を自国の区域において承認することを容易にする協定又は取決めを締結するための交渉を行うことについて当該他方の締約国から要請を受けた場合において、当該要請を拒否するときは、当該他方の締約国の要請に応じ、その理由について説明する。

#### 第六・七条 透明性

1 一方の締約国は、自国の法令又は行政上の措置に従うことを条件として、他方の締約国の者が自国の者に与えられる条件よりも不利でない条件で強制規格、任意規格及び適合性評価手続の作成に参加することを認める。

2 各締約国は、適用可能な場合には、自国の区域内の非政府機関に対し、任意規格及び任意の適合性評価手続の作成に関連して1の規定を遵守するよう勧告する。

3 一方の締約国は、貿易の技術的障害に関する協定<sup>2.9.2</sup>、<sup>2.10.1</sup>、<sup>5.6.2</sup>又は<sup>5.7.1</sup>の規定に従って通報を行う場合には、貿易の技術的障害に関する協定第十条の規定に従って自国が設けた照会所を通じて、他方の締約国に

対し当該通報の写しを直ちに電子的に提供する。一方の締約国は、他方の締約国の要請があつた場合には、当該他方の締約国に対し、自国が制定した又は制定しようとしている強制規格、任意規格又は適合性評価手続の目的及び必要性に関する情報を提供する。

第六・八条 強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関する小委員会

1 両締約国は、この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、ここに強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関する小委員会（以下この章において「小委員会」という。）を設置する。

2 小委員会は、次のことを任務とする。

- (a) 強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関する情報の交換を行うこと。
- (b) この章の規定の実施及び運用について検討及び監視を行うこと。
- (c) 強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関連する事項について協議すること（両締約国が決定する場合には、特別作業部会を設置することにより協議することを含む。）。
- (d) この章の規定に関連する問題について討議すること。
- (e) 適当な場合には、合同委員会に対し小委員会の所見及び討議の結果を報告すること。

- (f) 合同委員会が委任するその他の任務を遂行すること。
  - 3 (a) 小委員会は、両締約国政府の代表者から成るものとし、両締約国政府の代表者をその共同議長とする。
  - (b) 小委員会は、コンセンサス方式により、両締約国政府以外の関係団体の代表者であって、討議される問題に関連する必要な専門知識を有するものを小委員会の会合に出席するよう招請することができる。
  - 4 小委員会は、両締約国が合意する場所及び時期において並びに両締約国が合意する手段によって会合する。
  - 5 一方の締約国は、この章の規定に関連する問題について協議することについて他方の締約国から要請を受けた場合において、当該要請を拒否するときは、当該他方の締約国の要請に応じ、その理由について説明する。
- 第六・九条 この章における調整当局
- 1 この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、各締約国は、次の政府当局をこの章における調整当局として指定する。

(a) オーストラリアについては、産業省又はその後継機関

(b) 日本国については、外務省又はその後継機関

2 この章における調整当局は、次のことを任務とする。

(a) 小委員会の作業を調整し、並びにこの章の規定及び小委員会の決定の実施を容易にすること。

(b) 強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関する他方の締約国からの全ての妥当な照会に応じ、並びに適当な場合にはその他の関連する情報を当該他方の締約国に提供すること。

3 この章における調整当局は、合意された方法であつて、自らの任務の効率的かつ効果的な遂行のために適当なものによつて相互に連絡する。

#### 第六・十条 情報の交換

この章の規定に従い一方の締約国の要請に応じて提供される情報及び説明は、合理的な期間内に印刷物で又は電子的に提供される。

#### 第六・十一条 第十九章（紛争解決）の規定の不適用

第十九章（紛争解決）に定める紛争解決手続は、この章の規定については、適用しない。

## 第七章 食料供給

### 第七・一条 基本原則

両締約国は、食料の貿易における安定的な関係を強化することが重要であることを認識する。

### 第七・二条 定義

この章の規定の適用上、「重要な食料」とは、附属書四（重要な食料の表）に掲げる物品をいう。

### 第七・三条 重要な食料の輸出の制限

1 一方の締約国は、他方の締約国への重要な食料の輸出又は輸出のための販売についての禁止又は制限であつて、千九百九十四年のガット第十一条2(a)の規定に基づくいかなるものも導入し、又は維持しないよう努める。

2 一方の締約国が、千九百九十四年のガット第十一条2(a)の規定に基づく他方の締約国への重要な食料の輸出の禁止又は制限を採用する意図を有するときは、次のことを行う。

(a) 他方の締約国の食糧安全保障に及ぼし得る悪影響に妥当な考慮を払った上で、当該禁止又は制限を必要な範囲に限定するよう努めること。

(b) 当該禁止又は制限を採用するに先立ち、実行可能な限り事前かつ速やかに、他方の締約国に対し、当該禁止又は制限及びその理由を当該禁止又は制限の性質及び予定される期間とともに書面により通報すること。

(c) 他方の締約国の要請に基づき、当該他方の締約国の食糧安全保障に及ぼす悪影響を最小限にするため、当該禁止又は制限に関するいかなる事項についても、協議のための合理的な機会を他方の締約国に対して提供すること。

3 両締約国は、別段の合意をする場合を除くほか、この協定の効力発生の日から十年を経過した後、重要な食料の輸出又は輸出のための販売についての禁止又は制限の導入又は維持を回避するための取組方法を検討するため、この条の規定について見直しを行う。

#### 第七・四条 投資の促進及び円滑化

各締約国は、食料分野への投資を促進するため、他方の締約国内の関心を有する者からの食料分野への投資に関する全ての照会に回答し、及び適当な場合には、関連する情報を提供する連絡部局を指定する。

#### 第七・五条 重要な食料の供給のための協議

1 各締約国は、重要な食料ごとに迅速な連絡を行うための連絡部局を指定する。

2 一方の締約国は、重要な食料の輸出量について顕著な減少が予見される場合には、他方の締約国に速やかに通報する。

3 両締約国は、重要な食料の安定的な貿易を支援するため、2に規定する問題に関する協議を行う。当該協議は、両締約国政府の代表により行われるものとし、両締約国政府は、他の公私の団体の代表者であつて、討議される問題に関連する必要な専門知識を有するものを招請することができる。

## 第八章 エネルギー及び鉱物資源

### 第八・一条 基本原則

両締約国は、エネルギー及び鉱物資源の分野における安定的かつ互恵的な関係を強化することが重要であることを認識する。

### 第八・二条 定義

この章の規定の適用上、

(a) 「エネルギー・鉱物資源物品」とは、附属書五（エネルギー・鉱物資源物品の表）に掲げる物品をい

う。

(b) 「エネルギー・鉱物資源規制機関」とは、エネルギー及び鉱物資源の規制に責任を有する機関をいう。

(c) 「エネルギー・鉱物資源規制措置」とは、エネルギー・鉱物資源物品の探査、採掘、加工、生産、輸送、分配又は販売に直接影響を及ぼす一又は二以上のエネルギー・鉱物資源規制機関による措置をいう。

(d) 「輸出許可手続」とは、輸出許可制度を運用するために締約国が用いる行政上の手続（「許可」というか否かを問わない。）であつて、当該締約国からの輸出に先立ち関係行政機関に対して申請書その他の書類（通関用のものを除く。）を提出することを要求するものをいう。

#### 第八・三条 エネルギー及び鉱物資源の安定的な供給

1 各締約国は、エネルギー・鉱物資源物品の安定的な供給の重要性並びに貿易、投資及び協力（基盤の整備に関する協力を含む。）が長期的な安全保障を達成する上で果たす役割の重要性を認識し、そのような安定的な供給及び長期的な安全保障の目的を達成するため、利用し得る妥当な措置をとる。

2 エネルギー・鉱物資源物品の供給に重大かつ継続的な中断又はその懸念が生ずるときは、一方の締約国は、他方の締約国に対し、協議を要請することができる。ただし、当該協議の要請は、第十九・四条（紛争解決―協議）の規定の適用を妨げない。当該協議の要請が行われる場合には、当該他方の締約国は、当該要請に迅速に応ずるものとし、当該要請が受領された日の後合理的な期間内に、その問題を議論するために協議を開始する。両締約国は、そのような重大かつ継続的な中断又はその懸念の解消に資するためにそれぞれが利用し得る適切な措置を検討し、かつ、講ずるよう努める。

#### 第八・四条 輸出の制限

1 各締約国は、エネルギー・鉱物資源物品の輸出又は輸出のための販売についての禁止又は制限であつて、千九百九十四年のガット第十一条2(a)の規定に基づく又は千九百九十四年のガット第二十条(g)の規定に適合してとられるいかなるものも導入し、又は維持しないよう努める。

2 一方の締約国が、千九百九十四年のガット第十一条2(a)又は第二十条(g)の規定に基づくエネルギー・鉱物資源物品の輸出の禁止又は制限を採用する意図を有するときは、次のことを行う。

(a) 他方の締約国のエネルギー及び鉱物資源の安全保障に及ぼし得る悪影響に妥当な考慮を払った上

で、当該禁止又は制限を必要な範囲に限定するよう努めること。

(b) 実行可能な限り事前かつ速やかに、他方の締約国に対し、当該禁止又は制限及びその理由を当該禁止又は制限の性質及び予定される期間とともに書面により通報すること。

(c) 他方の締約国の要請に基づき、当該禁止又は制限に関するいかなる事項についても協議のための合理的な機会を他方の締約国に対して提供すること。

注釈 この条のいかなる規定も、両締約国に対し、千九百九十四年のガットの関連する規定に適合しない措置をとることを要求するものと解してはならない。

#### 第八・五条 輸出許可手続及びその運用

一方の締約国が、エネルギー・鉱物資源物品に関し、輸出許可手続を採用し、又は維持する場合には、次のとおりとする。

(a) 自国の法令に従い、透明性があり、かつ、予見可能な方法で実施する。

(b) 申請書の提出のための手続に関する全ての情報、申請者が赴くべき行政機関及び輸出許可の対象とされる製品の表は、できる限り速やかに、他方の締約国及び当該他方の締約国の貿易業者がこれらを知る

ことができるような方法で公表する。輸出許可手続又は輸出許可の対象とされる製品の表の変更についても、同様とする。

(c) 当該一方の締約国は、他方の締約国の要請があつた場合には、自国の法令に従い、輸出制限の運用についての全ての関連情報を提供する。

(d) 当該一方の締約国は、輸出許可によつて割当てを実施している場合には、他方の締約国に対し、割当ての総量及びその変更を通報する。

(e) 当該一方の締約国は、他方の締約国の要請があつた場合には、輸出許可手続に関する規則について当該他方の締約国との協議を行う。

(f) 当該他方の締約国の申請者は、輸出許可の申請が承認されなかつた場合において、要請したときは、その理由を示されるものとし、また、当該申請の提出を受けた当該一方の締約国の法令又は手続により異議を申し立て、又は審査を請求する権利を有する。

#### 第八・六条 エネルギー・鉱物資源規制措置

1 各締約国は、この協定の効力発生の日の後に一般に適用されるエネルギー・鉱物資源規制措置を導入す

るに当たり、商業上の活動に及ぼす影響を考慮し、自国の法令に従い秩序ある衡平な方法で当該措置を実施する。

2 一方の締約国の要請があつた場合には、他方の締約国は、一般に適用される新たなエネルギー・鉱物資源規制措置に関する情報を速やかに提供し、質問に応ずる。

3 一方の締約国は、一般に適用される新たなエネルギー・鉱物資源規制措置であつて、この章の規定の運用に著しく影響を及ぼす可能性があり、又はこの章の規定に基づく他方の締約国の利益に実質的に影響を及ぼす可能性があると認められるものを採用する場合には、他方の締約国に対し、当該措置の実施の前に又は実施後できる限り速やかに、通報する。

4 一方の締約国が3に規定する新たなエネルギー・鉱物資源規制措置を採用する場合において、当該一方の締約国は、他方の締約国の要請があつたときは、当該他方の締約国と協議を行う。当該一方の締約国は、当該他方の締約国が当該協議において提示する見解に対し妥当な考慮を払う。

#### 第八・七条 協力

両締約国は、それぞれ自国の法令に従い、かつ、利用可能な資源の範囲内で、エネルギー及び鉱物資源の

分野における安定的かつ互恵的な関係を強化するための協力を促進する。

第八・八条 エネルギー及び鉱物資源に関する小委員会

1 両締約国は、この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、ここにエネルギー及び鉱物資源に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2 小委員会は、次のことを任務とする。

- (a) この章の規定の実施及び運用について検討及び監視を行うこと。
- (b) この章の規定に関連する問題について情報を交換すること。
- (c) エネルギー及び鉱物資源の分野における発展を考慮し、この章の規定の見直しを行うこと。
- (d) この章の規定に関連する問題について、適当な場合には、この協定に基づいて設置される他の関連する小委員会と協力して、討議すること。
- (e) 適当な場合には、合同委員会に対し小委員会の所見を報告し、勧告を行うこと。
- (f) 合同委員会が委任するその他の任務を遂行すること。

3 小委員会は、両締約国が合意する場所及び時期において並びに両締約国が合意する手段によって会合す

る。

4 小委員会は、両締約国政府の代表者から成るものとし、両締約国政府の代表者をその共同議長とする。

5 小委員会は、コンセンサス方式により、両締約国政府以外の関係団体の代表者（民間部門の又は地域政府若しくは地方政府の代表者を含む。）であつて、討議される問題に関連する必要な専門知識を有するものを小委員会の会合に出席するよう招請することができる。

#### 第九章 サービスの貿易

##### 第九・一条 適用範囲

1 この章の規定は、締約国が採用し、又は維持する措置であつて、サービスの貿易に影響を及ぼすものについて適用する。当該措置には、次のものを含む。

##### (a) サービスの提供に係る措置

注釈 サービスの提供に係る措置には、サービスの提供を行うための条件として金銭上の保証を提供することに關する措置を含む。

##### (b) サービスの購入若しくは利用又はサービスに対する支払に係る措置

(c) サービスの提供に関連して、公衆一般に提供されるサービスへのアクセス及び当該サービスの利用に係る措置

(d) 当該締約国の区域内における他方の締約国のサービス提供者の存在に係る措置

2 この章の規定は、次のものについては、適用しない。

(a) 航空運送サービスに関し、運輸権（いかなる方法で与えられるものであるかを問わない。）に影響を及ぼす措置又は運輸権の行使に直接関係するサービスに影響を及ぼす措置。ただし、次に掲げる事項に影響を及ぼすものを除く。

(i) 航空機の修理及び保守のサービス

(ii) 航空運送サービスの販売及びマーケティング

(iii) コンピュータ予約システムのサービス

注釈 両締約国は、サービス貿易一般協定航空運送サービスに関する附属書の検討に関する多角的交渉に留意する。当該多角的交渉が終了した時は、両締約国は、当該多角的交渉の結果を組み込むため、この協定の適当な改正について討議することを目的として見直しを行う。

(b) 政府調達

(c) 第九・十一條に規定する場合を除くほか、締約国又は当該締約国の公的企業により交付される補助金（贈与、公的に支援される借款、保証及び保険を含む。）

(d) 一方の締約国の雇用市場へのアクセスを求める他方の締約国の自然人に影響を及ぼす措置及び国籍、市民権又は永続的な居住若しくは雇用に関する措置

(e) 政府の権限の行使として提供されるサービス

第九・二条 定義

この章の規定の適用上、

(a) 「航空機の修理及び保守のサービス」とは、航空機がサービスを提供していない間に当該航空機又はその一部に対して行われる活動をいい、いわゆるライン・メンテナンスを含まない。

(b) 「業務上の拠点」とは、業務を行うための又は自由職業のための事業所をいい、これらの事業所には、サービスの提供を目的として締約国の区域内で行われる次のいずれかの行為により置かれるものを含む。

- (i) 企業の設立、取得又は維持
- (ii) 支店又は代表事務所の設置又は維持
- (c) 「コンピュータ予約システムのサービス」とは、航空機の発着予定、空席状況、運賃及び運賃規則に関する情報が組み込まれたコンピュータ・システムを通じて予約を受け付け、又は発券を行うことにより提供するサービスをいう。
- (d) 「他方の締約国の企業」とは、次のいずれかの企業をいう。
  - (i) 他方の締約国の法律に基づいて設立され、又は組織される企業
  - (ii) 業務上の拠点を通じてサービスが提供される場合には、次のいずれかの者が所有し、又は支配する企業
    - (A) 他方の締約国の自然人
    - (B) (i)に規定する他方の締約国の企業
- (e) 「締約国が採用し、又は維持する措置」とは、次の措置をいう。
  - (i) 締約国の中央、地域又は地方の政府又は機関が採用し、又は維持する措置

(ii) 非政府機関が、締約国の中央、地域又は地方の政府又は機関によって委任された権限を行使するに当たって、採用し、又は維持する措置

(f) 「独占的なサービス提供者」とは、締約国が自国の区域の関連市場におけるサービスの唯一の提供者として法令上又は事実上許可し、又は設立する者（公私を問わない。）をいう。

(g) 「航空運送サービスの販売及びマーケティング」とは、関係する航空運送人が自己の航空運送サービスの販売及びマーケティング（市場調査、広告、流通その他マーケティングの全ての側面を含む。）を自由に行う機会をいう。ただし、これらの活動には、航空運送サービスの価格の決定及びサービスに適用される条件を含まない。

(h) 「サービス消費者」とは、サービスを受け、又は利用する者をいう。

(i) 「他方の締約国のサービス」とは、次のいずれかのサービスをいう。

(i) 他方の締約国の区域から又はその区域内で提供されるサービス。ただし、海上運送サービスについては、他方の締約国の法律に従って登録されている船舶が提供するサービス又は他方の締約国の者が船舶を運航し、若しくは船舶の全体若しくは一部を利用することを通じて提供するサービスに限る。

- (ii) 業務上の拠点又は自然人の存在を通じてサービスが提供される場合には、他方の締約国のサービス提供者が提供するサービス
- (j) 「政府の権限の行使として提供されるサービス」とは、商業的な原則に基づかず、かつ、一又は二以上のサービス提供者との競争を行うことなく提供されるサービスをいう。
- (k) 「サービス提供者」とは、サービスを提供しようとし、又は提供する者をいう。

注釈 企業がサービスを直接ではなく、支店、代表事務所その他の形態の業務上の拠点を通じて提供し、又は提供しようとする場合には、サービス提供者（すなわち、当該企業）に対し、この章の規定に従ってサービス提供者に与えられる待遇が当該業務上の拠点を通じて与えられる。当該待遇は、当該業務上の拠点に及ぼされるものとし、サービスが提供され、又は提供されようとする締約国の区域外に所在する当該サービス提供者の部分に及ぼされる必要はない。
- (1) 「公的企業」とは、締約国が所有し、又は支配している企業をいう。
- (m) 「サービスの提供」には、サービスの生産、流通、マーケティング、販売及び納入を含む。
- (n) 「サービスの貿易」とは、次に規定する態様のサービスの提供をいう。

- (i) 一方の締約国の区域から他方の締約国の区域へのサービスの提供（越境の態様による提供）
- (ii) 一方の締約国の区域内におけるサービスの提供であつて他方の締約国のサービス消費者に対して行われるもの（海外消費の態様による提供）
- (iii) 一方の締約国のサービス提供者によるサービスの提供であつて他方の締約国の区域内の業務上の拠点を通じて行われるもの（業務上の拠点を通ずる態様による提供）
- (iv) 一方の締約国のサービス提供者によるサービスの提供であつて他方の締約国の区域内において当該一方の締約国の自然人の存在を通じて行われるもの（自然人の存在を通ずる態様による提供）
- (o) 「運輸権」とは、いずれかの締約国内の地点を出発地若しくは目的地として又は当該締約国内若しくはその上空において、運航し、又は有償若しくは貸切りで旅客、貨物若しくは郵便物を運送する定期又は不定期の航空運送サービスに係る権利（運航地点、運営路線、運送するものの種類、提供する輸送力、運賃及びその条件並びに数、所有、支配その他航空企業を指定するための基準を含む。）をいう。

第九・三条 市場アクセス

1 締約国は、前条(n)に規定するサービスの提供の態様による市場アクセスに関し、小地域を単位とするか

自国の区域の全体を単位とするかを問わず、次の措置を採用し、又は維持してはならない。

- (a) サービス提供者の数の制限（数量割当て、独占、排他的なサービス提供者又は経済上の需要を考慮するとの要件のいずれによるものであるかを問わない。）
- (b) サービスの取引総額又は資産総額の制限（数量割当てによるもの又は経済上の需要を考慮するとの要件によるもの）
- (c) サービスの事業の総数又は指定された数量単位によって表示されたサービスの総産出量の制限（数量割当てによるもの又は経済上の需要を考慮するとの要件によるもの）
  - 注釈 この(c)の規定は、サービスの提供のための投入を制限する締約国の措置については、適用しない。
- (d) 特定のサービスの分野において雇用され、又はサービス提供者が雇用する自然人であつて、特定のサービスの提供に必要であり、かつ、当該提供に直接関係するものの総数の制限（数量割当てによるもの又は経済上の需要を考慮するとの要件によるもの）
- (e) サービス提供者がサービスを提供するに当たり、法定の事業体又は合併企業について特定の形態を制

限し、又は要求する措置

(f) 外国資本の参加の制限（外国資本による株式保有の比率の上限を定めるもの又は外国資本による個別若しくは全体の投資総額の比率の上限を定めるもの）

2 締約国は、前条(n)(i)に規定する提供の態様によるサービスの提供に関し、国境を越える資本の移動が当該サービス自体の重要な部分である場合には、当該資本の移動を認める。締約国は、前条(n)(iii)に規定する提供の態様によるサービスの提供に関し、自国の区域への関連する資本の移動を認める。

#### 第九・四条 内国民待遇

1 一方の締約国は、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、自国の同種のサービス及びサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

注釈 この条のいかなる規定も、いずれかの締約国に対し、関連するサービス又はサービス提供者が自国のものでないことにより生ずる競争上の固有の不利益を補償することを要求するものと解してはならない。

2 この条の規定に係る他方の締約国の措置であって両締約国間の二重課税の回避のための国際協定の適用

の対象となるものについては、第十九章（紛争解決）に定める紛争解決手続を適用しない。

#### 第九・五条 最恵国待遇

一方の締約国は、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、第三国の同種のサービス及びサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

#### 第九・六条 現地における拠点

いずれの一方の締約国も、他方の締約国のサービス提供者に対し、サービスの提供を行うための条件として、自国の区域内に代表事務所若しくは何らかの形態の企業を設立し、若しくは維持し、又は居住することを求めてはならない。

注釈 この条の規定は、第九・二条(n)(iii)に規定するサービスの提供に関する措置については、適用しない。

#### 第九・七条 適合しない措置

1 第九・三条、第九・四条1、第九・五条及び前条の規定は、次のものについては、適用しない。

(a) 次の機関によりこの協定の効力発生の日において維持されるこれらの規定に適合しない措置であつ

- て、附属書六（第九・七条1及び第十四・十条1の規定に関する適合しない措置）の表に記載するもの
- (i) 締約国の中央政府
  - (ii) 日本国の都道府県又はオーストラリアの州若しくは準州
- (b) (a)(ii)に規定する都道府県又は州若しくは準州以外の締約国の地方政府によりこの協定の効力発生の日において維持されるこれらの規定に適合しない措置
- (c) (a)及び(b)に規定する措置の継続又は即時の更新
- (d) (a)及び(b)に規定する措置の改正又は修正（当該改正又は修正の直前における当該措置と第九・三条、第九・四条1、第九・五条及び前条の規定との適合性の水準を低下させない場合に限る。）
- 2 第九・三条、第九・四条1、第九・五条及び前条の規定は、附属書七（第九・七条2及び第十四・十条2の規定に関する適合しない措置）の自国の表に記載する分野、小分野又は活動に関して締約国が採行し、又は維持する措置については、適用しない。
- 3 一方の締約国が、この協定の効力発生の日の後に、附属書六（第九・七条1及び第十四・十条1の規定に関する適合しない措置）の自国の表に記載する適合しない措置を改正し、若しくは修正する場合又は附

属書七（第九・七条２及び第十四・十条２の規定に関する適合しない措置）の自国の表に記載する分野、小分野若しくは活動に関する新たな若しくは一層制限的な措置を採用する場合には、当該一方の締約国は、その改正若しくは修正若しくは当該新たな若しくは一層制限的な措置の実施の前に、又は実施後できる限り速やかに、次のことを行う。

(a) 他方の締約国の要請があつた場合には、自国が実施しようとし、又は実施した改正、修正又は措置に  
関し、速やかに情報を提供し、及び質問に応ずること。

(b) 可能な範囲内で、自国が実施しようとし、又は実施した改正、修正又は措置に関する他方の締約国に  
よる意見提出のための合理的な機会を与えること。

(c) 最大限に可能な範囲内で、他方の締約国に対し、そのような改正、修正又は措置であつて、この協定  
に基づく当該他方の締約国の利益に実質的に影響を及ぼし得るものについて通報すること。

4 各締約国は、適当な場合には、附属書六（第九・七条１及び第十四・十条１の規定に関する適合しない  
措置）及び附属書七（第九・七条２及び第十四・十条２の規定に関する適合しない措置）の自国の表に記  
載する適合しない措置を削減し、又は撤廃するよう努める。

## 第九・八条 国内規制

1 各締約国は、一般に適用される全ての措置であつてサービスの貿易に影響を及ぼすものが合理的、客観的かつ公平な態様で実施されることを確保する。

2 各締約国は、サービスの貿易に影響を及ぼす行政上の決定について、当該影響を受けたサービス提供者の要請に応じて、速やかに当該決定を審査し、及び正当とされる場合に当該決定に適当な救済を与える司法裁判所、仲裁裁判所若しくは行政裁判所又は司法上の、仲裁による若しくは行政上の手続を維持し、又は実行可能な限り速やかに設定する。締約国は、当該手続が当該決定について責任を有する当局から独立したものでない場合には、当該手続において実際に客観的かつ公平な審査が行われることを確保する。

3 2の規定は、締約国に対し、その憲法上の構造又は法制的性質に反するような裁判所又は手続の設定を要求するものと解してはならない。

4 一方の締約国は、サービス提供者に対する許可、免許若しくは資格又は他方の締約国の技術上の基準に関連して当該一方の締約国が採用し、又は維持する措置がサービスの貿易に対する不必要な障害とならないことを確保するため、これらの措置が次の基準に適合することを確保するよう努める。

(a) 客観的なかつ透明性のある基準（例えば、サービスを提供する能力）に基づくこと。

(b) サービスの質を確保するために必要である以上に大きな負担とならないこと。

(c) サービスの提供に対する偽装した制限とならないこと。

5 両締約国は、サービス貿易一般協定第六条4の規定に関する交渉の結果が効力を生ずる場合において、両締約国が適当と認めるときは、当該交渉の結果をこの協定に組み入れるため、当該交渉の結果について共同で検討を行う。

6 一方の締約国が免許要件及び免許の審査に係る手続、資格要件及び資格の審査に係る手続並びに技術上の基準に関連する措置を維持する場合には、当該一方の締約国は、次のことを行う。

(a) 実行可能な場合には、次のものを公に利用可能なものとする。

(i) 免許又は職業上の資格を取得し、更新し、又は維持するための要件及び手続に関する情報

(ii) 技術上の基準に関する情報

(b) サービスの提供のために何らかの形態の許可が必要な場合には、次のことを行うことを確保すること。

- (i) 自国の法令に基づき不備がないと認められる申請が提出された後合理的な期間内に、当該申請について検討し、該当する許可を与えるか否かについて決定し、その決定を申請者に通知すること。
- (ii) 申請者の要請に応じ、(i)に規定する申請の処理状況に関する情報を不当に遅滞することなく提供すること。
- (iii) 不備のある申請が提出された場合において、実行可能なときは、申請者の要請に応じ、当該申請を完全なものとするために必要な全ての追加の情報を特定すること。
- (iv) 申請が不適合であると判断されたサービス提供者に対し、当該サービス提供者が許可を得るための方法を少なくとも一つ提供するように努めること。

注釈 許可を得るための方法には、当該一方の締約国において資格若しくは免許を有する自由職業家の監督の下で追加的な経験を得ること、特定の分野において追加的な学術上の研修若しくは試験を受けること又は語学試験を受けることが含まれるが、これらに限らない。
- (v) 自国の権限のある当局が申請を拒否する場合において、その行政上の決定を申請者に対し書面により通知するときは、当該権限のある当局が当該申請者に対しその拒否の理由を書面により通知するこ

とを確保すること。

(c) 他方の締約国の自由職業家の能力を確認するための適当な手続を定めること。

7 一方の締約国は、自国の法令に従い、他方の締約国のサービス提供者が当該他方の締約国の区域内において取引する際に用いる企業の名称を使用することを許可するほか、当該企業の名称の使用が不当に制限されないことを確保する。

8 両締約国は、千九百九十八年十二月十四日に世界貿易機関の主催の下で採択された会計分野の国内規制に関する規律を実施するよう努める。

9 この条の規定は、非政府機関が責任を負う措置については、適用しない。ただし、各締約国は、可能な場合には、非政府機関がこの条に規定する関連する要件に従うよう奨励する。

#### 第九・九条 承認

1 一方の締約国は、他方の締約国のサービス提供者に対し許可、免許又は資格証明を与えるに当たり、自国の基準の全部又は一部を満たすために、他方の締約国において得られた教育若しくは経験、満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格証明を承認することができる。

2 1に規定する承認であつて調和その他の方法により行うことができるものは、両締約国間の協定若しくは取決めに基ついて又は一方的に行うことができる。

3 一方の締約国が、第三国において得られた教育若しくは経験、満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格証明を承認することとする場合には、次のとおりとする。

(a) 第九・五条のいかなる規定も、当該一方の締約国に対し、他方の締約国において得られた教育若しくは経験、満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格証明を承認することを求めるものと解してはならない。

(b) その承認が当該一方の締約国と当該第三国との間の協定又は取決めに基ついて与えられるときは、当該一方の締約国は、他方の締約国の要請に基づき、当該他方の締約国に対し、当該協定若しくは取決めの当該他方の締約国の加入について交渉し、又はこれと同等の協定若しくは取決めに基ついて交渉するための機会を十分に与える。

(c) その承認が一方的に与えられるときは、当該一方の締約国は、他方の締約国に対し、当該他方の締約国において得られた教育若しくは経験、満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格証明も承認さ

れるべきであることについて意見を表明するための機会を十分に与える。

4 一方の締約国は、サービス提供者に対し許可、免許又は資格証明を与えるための自国の基準を適用するに当たり他方の締約国と第三国との間を差別する手段となり、又はサービスの貿易に対する偽装した制限となるような態様で承認を与えてはならない。

5 1に規定する承認は、適当な場合には、多数国間で合意された基準に基づくべきである。両締約国は、適当な場合には、承認のための共通の国際的基準及び自由職業等のサービスの業務のための共通の国際的基準を確立し、及び採用するため、関連する政府機関及び非政府機関と協力して作業を行う。

#### 第九・十条 独占及び排他的なサービス提供者

1 各締約国は、自国の区域内の独占的なサービス提供者が関連する市場において独占的なサービスを提供するに当たり、第九・三条、第九・四条1、第九・五条及び第九・六条の規定に基づく自国の義務が第九・七条の規定に基づく適合しない措置に該当する場合を除くほか、当該義務に反する態様で活動しないことを確保する。

2 締約国の独占的なサービス提供者が自己の独占権の範囲外のサービスであって第九・三条、第九・四条

1、第九・五条及び第九・六条の規定に基づく当該締約国の義務に従うべきものを提供するに当たって直接に又は提携する会社を通じて競争する場合には、当該締約国は、当該義務が第九・七条の規定に基づく適合しない措置に該当する場合を除くほか、当該独占的なサービス提供者が自国の区域内において当該義務に反する態様で活動するために自己の独占的地位を濫用しないことを確保する。

注釈 この2の規定の適用上、サービス貿易一般協定第二十八条(n)(iii)に定める「提携」するの語の定義を準用する。

3 一方の締約国は、他方の締約国の独占的なサービス提供者が1又は2の規定に反する態様で活動していると信ずるに足りる理由がある場合には、当該独占的なサービス提供者を設立し、維持し、又は許可した当該他方の締約国に対し、当該他方の締約国の区域内における関連業務に関する特定の情報の提供を要請することができる。

4 この条の規定は、排他的なサービス提供者の場合、すなわち、締約国が法令上又は事実上、(a)少数のサービス提供者を許可し、又は設立し、かつ、(b)自国の区域内でこれらのサービス提供者の間の競争を実質的に妨げる場合についても適用する。

## 第九・十一条 補助金

1 各締約国は、サービス貿易一般協定第十五条1の規定に基づく多角的規律の作成を考慮して、サービスの貿易に関連する補助金の取扱いについて検討する。

2 いずれか一方の締約国が、自国の利益が他方の締約国の補助金によって悪影響を受けていると認める場合には、両締約国は、当該一方の締約国の要請に基づき、問題を解決するために協議を行う。

3 2に規定する協議において、補助金を交付している締約国は、適当と認める場合には、次の事項を含む当該補助金の制度に関する情報についての他方の締約国からの要請を考慮する。

- (a) 当該補助金を交付するための法令
- (b) 当該補助金の形態（例えば、贈与、貸付け、税の軽減）
- (c) 政策目的又は当該補助金の目的
- (d) 当該補助金の交付日及び交付期間並びに当該補助金に係るその他の期間
- (e) 当該補助金の交付を受ける資格要件

4 第十九章（紛争解決）に定める紛争解決手続は、この条の規定については、適用しない。

## 第九・十二条 支払及び資金の移転

1 締約国は、次条に規定する場合を除くほか、サービスの貿易に関連する經常取引のための資金の国際的な移転及び支払に対して制限を課してはならない。

2 この章のいかなる規定も、国際通貨基金協定に適合する為替の利用を含め、同協定に基づく国際通貨基金の加盟国としての両締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。ただし、締約国は、次条の規定に基づく場合又は国際通貨基金の要請による場合を除くほか、この章の規定に基づく義務であつて資本取引に関するものに反するような制限を資本取引に対して課してはならない。

### 第九・十三条 国際収支の擁護のための制限

1 国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じている場合又は生ずるおそれがある場合には、締約国は、サービスの貿易に対する制限的な措置（取引のための支払又は資金の移転に関するものを含む。）を採用し、又は維持することができる。

2 1に規定する制限的な措置は、次の全ての要件を満たすものとする。

(a) 他方の締約国に対し、第三国よりも不利でない待遇を与えるよう適用されるものであること。

- (b) 国際通貨基金協定に適合するものであること。
  - (c) 他方の締約国の商業上、経済上又は資金上の利益に対し不必要な損害を与えることを避けるものであること。
  - (d) 1に規定する状況に対処するために必要な限度を超えないものであること。
  - (e) 一時的なものであり、1に規定する状況が改善するに伴い漸進的に廃止されるものであること。
- 3 締約国は、1に規定する制限的な措置を決定するに当たり、自国の経済又は開発の計画にとって一層重要なサービスの提供を優先させることができる。ただし、特定のサービスの分野を保護するために当該制限的な措置を採用し、又は維持してはならない。
- 4 1の規定に基づき一方の締約国が採用し、若しくは維持する制限的な措置又はその変更については、他方の締約国に対して速やかに通報する。
- 5 1の規定に基づき制限的な措置を採用した一方の締約国は、他方の締約国の要請に応じ、自国が採用した制限的な措置について見直しを行うため、当該他方の締約国と協議を開始する。

第九・十四条 利益の否認

1 一方の締約国は、他方の締約国の企業であつて当該他方の締約国のサービス提供者であるものが第三国の者によつて所有され、又は支配されており、かつ、次のいずれかの場合に該当すると認めるときは、当該サービス提供者に対し、この章から第十一章（金融サービス）までの規定による利益を否認することができる。

(a) 当該一方の締約国が当該第三国と外交関係を有していない場合

(b) 当該第三国に関する措置であつて、当該企業との取引を禁止するもの又は当該企業に対してこの章から第十一章（金融サービス）までの規定による利益を与えることにより当該措置に違反し、若しくは当該措置を阻害することとなるものを当該一方の締約国が採用し、又は維持する場合

2 一方の締約国は、他方の締約国の企業であつて当該他方の締約国のサービス提供者であるものが第三国又は当該一方の締約国の者によつて所有され、又は支配されており、かつ、当該サービス提供者が当該他方の締約国の区域内において実質的な事業活動を行っていないと認めるときは、当該サービス提供者に対し、この章から第十一章（金融サービス）までの規定による利益を否認することができる。

注釈 この条の規定の適用上、

(a) 企業がいずれかの者によって「所有」されるとは、当該者が当該企業の五十パーセントを超える持分を受益者として所有する場合をいう。

(b) 企業がいずれかの者によって「支配」されるとは、当該者が当該企業の役員の大過半数を指名し、又は当該企業の活動につき法的に指示する権限を有する場合をいう。

#### 第九・十五条 サービスの貿易に関する小委員会

1 両締約国は、この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、ここにサービスの貿易に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2 小委員会は、次のことを任務とする。

(a) この章の規定の実施及び運用について検討及び監視を行うこと。

(b) 小委員会以外の場における進展を踏まえてこの章の規定について見直しを行うこと。

(c) 第九・九条及び附属書八（サービス提供者の資格の承認）に規定する資格の承認の促進について検討すること。

(d) 合同委員会に対し小委員会の所見を報告すること。

(e) 両締約国が特定する他の事項について検討すること。

3 小委員会は、両締約国政府の代表者から成るものとし、両締約国政府の代表者をその共同議長とする。

4 小委員会は、両締約国が合意する場所及び時期において並びに両締約国が合意する手段によって会合する。

## 第十章 電気通信サービス

### 第十・一条 適用範囲

1 この章は、電気通信サービスに関し、前章（サービスの貿易）及び第十四章（投資）の規定の追加的な約束について定める。

2 この章の規定は、締約国が採用し、又は維持する措置であって電気通信サービスに影響を及ぼすものについて適用する。

3 この章の規定は、放送局及びケーブルシステムを運営する企業が公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスへのアクセス並びにそれらの利用の継続を確保することを目的とする場合を除くほか、締約国が採用し、又は維持する措置であって放送サービス（ラジオ番組及びテレビジョン番組の放送を含む

む。 ) に関連するものについては、適用しない。この章の規定は、日本国による電信サービスに影響を及ぼす措置については、適用しない。

注釈 1 この 3 の規定の適用上、「放送サービス」には、サービス分野分類表（千九百九十一年七月十日付けのガット事務局文書 MTN・GNS-W-110）に基づくラジオ及びテレビジョンのサービス並びにラジオ及びテレビジョンの放送サービスを含む。

注釈 2 この 3 の規定の適用上、「電信サービス」とは、日本国については、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）附則に規定する電信サービスをいう。

4 この章のいかなる規定も、次の(a)又は(b)に規定することを要求するものと解してはならない。

(a) 締約国が公衆一般に提供されない電気通信の伝送網若しくは伝送サービスを設置し、建設し、取得し、賃貸し、運用し、若しくは提供すること又は締約国がそれらを自国の管轄の下にあるサービス提供者に義務付けること。

(b) 締約国が 3 に規定する放送サービスに専ら従事する企業に対し、放送設備又はケーブル設備を公衆電気通信の伝送網として利用可能にするよう強制すること。

## 第十・二条 定義

この章の規定の適用上、

- (a) 「事業者事前登録機能」とは、最終利用者が、事業者の識別番号をダイヤルすることなく、事前登録により選択した事業者を利用することができる機能をいう。
- (b) 「原価に照らして定められる」とは、原価に基づくことをいい、合理的な利潤を含むことができ、また、異なる設備又はサービスに対して異なる原価算定方式を用いることができる。
- (c) 「ダイヤリング・パリティ」とは、最終利用者が選択した公衆電気通信の伝送サービスの提供者が何者であるかにかかわらず、同じ桁数の番号により（事業者事前登録機能によるものを含む。）締約国が定めた同種の公衆電気通信の伝送サービスに最終利用者がアクセスすることが可能であることをいう。
- (d) 「最終利用者」とは、公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの最終的な消費者又は加入者（公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者以外のサービス提供者を含む。）をいう。
- (e) 「不可欠な設備」とは、次の(i)及び(ii)の要件を満たす公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送

サービスに係る設備をいう。

- (i) 単一又は限られた数のサービス提供者によって専ら又は主として提供されていること。
  - (ii) サービスの提供において代替されることが経済的又は技術的に実行可能でないこと。
- (f) 「相互接続」とは、公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスを提供するサービス提供者との接続であつて、一のサービス提供者に係る最終利用者が他のサービス提供者に係る最終利用者とは通信し、又は他のサービス提供者によつて提供されるサービスにアクセスすることを可能にするものという。
- (g) 「専用回線」とは、二以上の指定される地点の間の電気通信設備であつて、特定の利用者の利用に供されるために割り当てられたものをいう。
- (h) 「主要なサービス提供者」とは、次のいずれかの結果として、基本電気通信サービスの関連する市場において（価格及び供給に関する）参加の条件に著しく影響を及ぼす能力を有するサービス提供者をいう。
- (i) 不可欠な設備の管理

- (ii) 当該市場における自己の地位の利用
  - 注釈 基本電気通信サービスには、インターネット接続サービスを含む。
- (i) 「差別的でない」とは、同様の状況において同種の公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの他の利用者には与えられる待遇よりも不利でない待遇をいう。
- (j) 「公衆電気通信の伝送網」とは、伝送網の定められた終端地点の間で公衆電気通信の伝送サービスを提供するために利用される電気通信の基盤をいう。
- (k) 「公衆電気通信の伝送サービス」とは、公衆一般に提供される電気通信の伝送サービスをいう。当該伝送サービスには、特に、電信、電話、テレックス及びデータ伝送であつて、典型的には、二以上の地点の間で、顧客が提供する情報について、当該地点の終端において当該情報の形態又は内容に変更を伴わずに行うものを含む。
- (1) 「電気通信」とは、電磁的手段による信号の送信及び受信をいう。
- (m) 「電気通信規制機関」とは、電気通信の規制について責任を有する一又は二以上の機関をいう。
- (n) 「利用者」とは、公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの最終利用者又は提供者を

いう。

### 第十・三条 アクセス及び利用

1 一方の締約国は、他方の締約国のサービス提供者が透明性のある、合理的な、かつ、差別的でない条件で適時に公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスへのアクセス並びにそれらの利用を認められることを確保する。その義務は、特に、2から6までの規定を通じて履行する。

2 一方の締約国は、他方の締約国のサービス提供者について、当該一方の締約国内において又は当該一方の締約国の国境を越えて提供される公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービス（それらには、専用回線を含む。）へのアクセス並びにそれらの利用を確保するものとし、このため、5及び6の規定に従い、当該サービス提供者が次のことについて許可されることを確保する。

(a) 当該サービス提供者が当該公衆電気通信の伝送網に接続される端末その他の機器であってサービスの提供に必要なものを購入し、又は賃借し、及び接続すること。

(b) 専用回線又は自営回線を通じて個々又は複数の利用者にサービスを提供すること。

(c) 当該サービス提供者が専用回線又は自営回線を公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービス

スと又は他のサービス提供者の専用回線若しくは自営回線と相互に接続すること。

(d) データの変換を行い、信号を送信し、並びにデータを処理し、及び転換する機能を果たすこと。

(e) 当該サービス提供者がサービスの提供に当たり、自己の選択する運用のプロトコル（電気通信の伝送網及び伝送サービスを公衆一般にとって利用可能とすることを確保するために必要なプロトコル以外のもの）を利用すること。

3 一方の締約国は、他方の締約国のサービス提供者が国境内の及び国境を越える情報の移動（当該サービス提供者の企業内通信を含む。）のため並びにいずれかの締約国又は世界貿易機関設立協定の締約国である第三国においてデータベースに含まれ、又は機械による判読が可能な他の形態で蓄積された情報へのアクセスのために公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスを利用することができることを確保する。

4 3の規定にかかわらず、締約国は、次の目的のために必要な措置をとることができる。ただし、当該措置を、恣意的若しくは不当な差別の手段となるような態様又はサービスの貿易に対する偽装した制限となるような態様で適用しないことを条件とする。

- (a) 通信の安全及び秘密を確保すること。
  - (b) 最終利用者の個人情報（プライバシーを含む。）を保護すること。
- 5 各締約国は、次のいずれかの場合を除くほか、公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスへのアクセス並びにそれらの利用に条件が課されないことを確保する。
- (a) 公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスの提供者の公衆サービスとしての責任、特に、当該提供者の伝送網及び伝送サービスを公衆一般にとって利用可能なものとする能力を確保するために必要な場合
  - (b) 公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスの技術的な統一性を保護するために必要な場合
- 6 5に定める基準を満たす場合に、公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスへのアクセス並びにそれらの利用の条件には、次の事項を含むことができる。
- (a) 公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスと相互に接続するために特定の技術的インタフェース（インタフェースのプロトコルを含む。）を利用するとの要件

- (b) 必要な場合には、公衆電気通信の伝送サービスの相互運用性のための要件及び第十・二十三条に規定する目標の達成を促進するとの要件
- (c) 公衆電気通信の伝送網に接続される端末その他の機器の型式認定及び当該公衆電気通信の伝送網への当該機器の接続に関連する技術上の要件
- (d) 専用回線又は自営回線を公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスと又は他のサービス提供者の専用回線若しくは自営回線と相互に接続することの制限
- (e) 届出、登録及び免許

#### 第十・四条 海底ケーブル

各締約国は、サービス提供者が海底ケーブル設備を公衆電気通信の伝送サービスとして運用することを認められている場合には、自国の区域内における海底ケーブルシステム（陸揚設備を含む。）へのアクセスについて、合理的な、かつ、差別的でない待遇を確保する。

#### 第十・五条 番号ポータビリティ

各締約国は、自国の区域内において、公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者

が、技術的に実行可能な範囲内で、適時に、かつ、合理的な条件で、最終利用者に対し、携帯電話のサービスの提供者間その他自国が指定する同種のサービスの提供者間の移行において、番号ポータビリティを提供することを確保する。

#### 第十・六条 ダイヤリング・パリテイ

各締約国は、次のことを確保する。

(a) 自国の区域内における公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者が、他方の締約国の公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者に対し、ダイヤリング・パリテイを同一の区分に属するサービスにおいて、ダイヤルする際の不当な遅延なしに提供すること。

(b) 他方の締約国の公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者が、電話番号の差別的でない割当てを受けること。

#### 第十・七条 競争条件の確保のためのセーフガード

1 各締約国は、サービス提供者（単独又は共同で自国の区域内において主要なサービス提供者であるもの）が反競争的行為を行い、又は継続することを防止するために適切な措置を維持する。

2 1に規定する反競争的行為には、特に次の行為を含める。

- (a) 反競争的な内部相互補助その他の反競争的な価格設定の慣行を行うこと。
- (b) 競争者から得た情報について反競争的な結果をもたらすように利用すること。
- (c) 不可欠な設備に関する技術的情報及び商業上の関連する情報であつて他のサービス提供者がサービスを提供するために必要なものを、当該他の提供者が適時に利用することができるようにしないこと。

#### 第十・八条 主要なサービス提供者による待遇

一方の締約国は、自国の区域内における主要なサービス提供者が、他方の締約国の公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者に対し、次の事項について、同様の状況において当該主要なサービス提供者の子会社若しくは提携する会社又は提携していないサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を与えることを確保する。

- (a) 同種の電気通信サービスの利用可能性、提供、料金又は品質
- (b) 相互接続に必要な技術的インタフェースの利用可能性

#### 第十・九条 再販売

一方の締約国は、自国の区域内における公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの主要なサービス提供者が、他方の締約国の公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者によるそのようなサービスの再販売に対し、反競争的な影響を及ぼす不合理な又は差別的な条件又は制限を課さないことを確保する。

#### 第十・十条 相互接続

1 一方の締約国は、自国の区域内における公衆電気通信の伝送網の提供者が、直接又は間接に、他方の締約国の公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者に対して、商業的な条件に基づき相互接続を提供することを確保する。

2 各締約国は、自国の区域内における主要なサービス提供者が、伝送網の技術的に実行可能ないかなる接続点においても相互接続を提供することを確保する。当該相互接続は、次の要件を満たすものとする。

(a) 差別的でない条件（技術上の基準及び仕様を含む。）及び料金に基づき、主要なサービス提供者の同種のサービス、提携していないサービス提供者の同種のサービス又は当該主要なサービス提供者の子会

社若しくは提携する会社の同種のサービスに対して提供する品質よりも不利でない品質によって提供されること。

(b) サービス提供者がそのサービスの提供のために必要でない伝送網の構成部分又は設備に対して当該サービス提供者が支払をする必要がないように十分に細分化された、透明性のある、かつ、経済的実行可能性に照らして合理的な条件（技術上の基準及び仕様を含む。）及び料金（原価に照らして定められるもの）に基づいて適時に提供されること。

(c) 要請があつた場合には、必要となる追加的な設備の建設費を反映する料金が支払われることを条件として、利用者の多数に提供されている伝送網の終端地点以外の接続点においても提供されること。

3 一方の締約国は、他方の締約国の公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者が、少なくとも次のいずれか一の事項に従い、当該提供者の設備及び機器を当該一方の締約国の区域内における主要なサービス提供者の設備及び機器と相互接続することができることを確保する。

(a) 自国の電気通信規制機関が承認する接続約款（料金及び条件であつて、主要なサービス提供者が公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者に一般的に提供するものを含む。）

(b) 標準的な相互接続に関する約款（料金及び条件であつて、主要なサービス提供者が公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者に一般に提供するものを含む。）

(c) 相互接続に関する協定に定める条件

(d) 拘束力のある裁定又は仲裁

4 各締約国は、主要なサービス提供者との相互接続に適用される手続を公に利用可能なものとすることを確保する。

5 各締約国は、自国の区域内におけるいずれの主要なサービス提供者に関しても、次のいずれかのものを公表し、又は公に利用可能なものとすることを確保する。

(a) 接続約款その他の標準的な相互接続に関する約款

(b) 主要なサービス提供者の相互接続に関する協定の条件

注釈 オーストラリアについては、この規定は、オーストラリアの電気通信規制機関が自国の法令に従つて、「認定サービス」とみなし、又は認められたサービスについてのみ適用する。

6 各締約国は、自国の区域内における主要なサービス提供者が、公衆電気通信の伝送網若しくは公衆電気

通信の伝送サービスの提供者又はそれらの最終利用者についての情報（商業上機微な情報を含む。）であつて、公衆電気通信の伝送網の提供者の公衆電気通信の伝送網との相互接続を通じて取得したものを、当該相互接続以外の目的のために利用し、又は他の者に提供することを防止するための適当な措置を維持する。

注釈 日本国については、2、3及び6に規定する主要なサービス提供者は、第十・二条(h)(i)の規定に基づく者に限られる。

#### 第十・十一条 ネットワーク構成要素の細分化

一方の締約国は、自国の区域内における主要なサービス提供者が、他方の締約国の公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者に対し、両締約国のサービス提供者の電気通信設備間の接続について、細分化された形で、適時に、合理的な、差別的でない、かつ、透明性のある条件及び料金（原価に照らして定められるもの）で、公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスを提供するための伝送網の構成部分若しくは設備へのアクセスを提供することを義務付ける権限を自国の電気通信規制機関に与える。

注釈 日本国については、この条に規定する主要なサービス提供者は、第十・二条(h)(i)の規定に基づく者に限られる。

#### 第十・十二条 専用回線によるサービスの提供及び価格

一方の締約国は、自国の区域内における主要なサービス提供者が、他方の締約国の公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者に対し、合理的な、差別的でない（適時であるか否かに関するものを含む。）、かつ、透明性のある条件及び料金（原価に照らして定められるもの）に基づき、専用回線によるサービスであつて公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスであるものを提供することを確保する。

注釈 日本国については、この条に規定する主要なサービス提供者は、第十・二条(h)(i)の規定に基づく者に限られる。

#### 第十・十三条 コロケーション

1 一方の締約国は、2の規定に従い、物理的に可能であり、実際の又は実行可能な代替方法がない場合には、合理的な、差別的でない（適時であるか否かに関するものを含む。）、かつ、透明性のある条件及び

料金（原価に照らして定められるもの）で、自国の区域内における主要なサービス提供者が、他方の締約国の公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者に対し、主要なサービス提供者の施設に他のサービス提供者の機器（相互接続又は細分化された伝送網の構成部分若しくは設備にアクセスするために不可欠なもの）の設置を認めることを確保する。

2 1の規定は、各締約国が自国の法令に従って定める主要なサービス提供者の施設について適用し、また、主要なサービス提供者の不可欠な設備への接続について適用する。

注釈 日本国については、この条に規定する主要なサービス提供者は、第十・二条(h)(i)の規定に基づく者に限られる。

#### 第十・十四条 設備へのアクセス

1 一方の締約国は、自国の法令に従い、他方の締約国のいずれの公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスの提供者に対しても、とう道、管路、柱その他の施設であつて電気通信回線の設置に利用することができ、及び公衆電気通信の伝送網の所有者を含む公益事業者が所有するものへのアクセスについて、当該提供者が要請した場合には、合理的な、差別的でない、かつ、透明性のある待遇を確保する。

2 一方の締約国は、3の規定に従い、物理的に可能であり、実際の又は実行可能な代替方法がない場合には、合理的な、差別的でない（適時であるか否かに関するものを含む。）、かつ、透明性のある条件及び料金（原価に照らして定められるもの）で、自国の区域内における主要なサービス提供者が、他方の締約国の公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者に対し、当該主要なサービス提供者が所有し、又は支配する塔、とう道、管路及び柱へのアクセス並びに線路敷設権への関与を認めることを確保する。

3 2の規定は、各締約国が自国の法令に従って定める塔、とう道、管路、柱及び線路敷設権について適用し、また、主要なサービス提供者の不可欠な設備への接続について適用する。

4 一方の締約国は、自国の法令に規定する範囲で、他方の締約国の公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスの提供者に対して次のことを確保する。

(a) 公衆電気通信の伝送網を設置し、拡張し、及び維持することを目的として、土地又はこれに定着する工作物（建物を含む。）の所有者に対し、当該土地又は工作物を利用する権利について交渉を要請することができること。

(b) (a)に規定する交渉の結果に適時に至らない場合には、(a)に規定する目的のため、(a)に規定する土地又は工作物を利用する権利を、合理的な、かつ、差別的でない（適時であるか否かに関するものを含む。）条件で取得することができること。

注釈 日本国については、2及び3に規定する主要なサービス提供者は、第十・二条(h)(i)の規定に基づく者に限られる。

#### 第十・十五条 独立の電気通信規制機関

1 各締約国は、自国が設立し、又は維持するいずれの電気通信規制機関も、いずれの電気通信サービスの提供者からも分離され、かつ、いずれの電気通信サービスの提供者に対しても利害を有しないことを確保する。

2 各締約国は、自国の電気通信規制機関による決定及び手続が市場の現在の参加者及び参加することが見込まれる者の全てについて公平であることを確保するものとし、当該決定及び手続が不当に遅滞することなく行われ、及び実施されることを確保するよう努める。このため、各締約国は、自国が電気通信サービスの提供者に対して有する財務上の利害関係が、自国の電気通信規制機関による決定及び手続に影響を及

ばさないことを確保する。

#### 第十・十六条 ユニバーサル・サービス

各締約国は、自国が維持することを希望するユニバーサル・サービスを提供する義務の内容を定める権利を有する。当該義務は、反競争的とはみなされない。ただし、当該義務は、透明性のある、差別的でない及び競争中立的な態様で履行され、かつ、各締約国が定める内容のユニバーサル・サービスを確保するために必要である以上に大きな負担とならないことを条件とする。

#### 第十・十七条 免許の手續

1 免許が必要とされる場合には、各締約国は、次の事項を公に利用可能なものとする。

(a) 全ての免許基準及び免許申請に係る決定を行うために通常必要とされる期間

(b) 個別の免許の条件

2 各締約国は、申請に係る決定を行った後不当に遅滞することなく、申請者に申請の結果を通知する。免

許の申請を拒否し、又は免許を取り消す決定が行われる場合には、申請者の要請に応じ、当該締約国は、拒否又は取消しの理由を申請者に通知する。

第十・十八条 希少な資源の分配及び利用

1 各締約国は、希少な資源（周波数、番号及び線路敷設権を含む。）の分配及び利用に係る手続を、客観的な、透明性のある、かつ、差別的でない態様で適時に実施する。

2 各締約国は、分配された周波数帯の現状を公に利用可能なものとする。ただし、政府の特定の利用のために分配された周波数の詳細を提供することは、要求されない。

3 両締約国は、各締約国が周波数のスペクトルを分配し、及び割り当て、並びに周波数を管理する措置は、それ自体では、第九・三条（サービスの貿易―市場アクセス）の規定と矛盾する措置ではないことを認める。したがって、各締約国は、周波数のスペクトル及び周波数の管理に関する政策であって、公衆電気通信の伝送サービスの提供者の数を制限する効果を有し得るものを定め、及び適用する権利を留保する。ただし、当該権利がこの協定の他の規定に適合する態様で各締約国により行使されることを条件とする。当該権利には、現在及び将来の必要性並びに周波数のスペクトルの利用可能性を考慮して周波数帯を分配する能力を含む。

4 各締約国は、非政府の電気通信サービス事業者にスペクトルの割当てを行う場合には、開かれた、か

つ、透明性のある公衆による意見提出手続であつて公共の利益全体を考慮したものによることに努める。

#### 第十・十九条 透明性

1 各締約国は、次のことを確保するよう努める。

(a) 電気通信規制機関が提案する規制上の決定であつて一般に適用されるものについて、電気通信サービスの提供者が十分な事前の周知を受けること及び当該提供者が意見を述べるための適当な機会が与えられること。

(b) 第十・十条、第十・十三条及び第十・十四条に規定するアクセスを拒否する決定について、その決定を自国が行い、承認し、支持し、又は認可する場合において、他方の締約国の公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスの提供者が要請するときは、当該提供者に対して当該決定の明確かつ詳細な理由の説明が行われること。

2 各締約国は、公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスに関する措置が公表されること又は公に利用可能であることを確保する。当該措置には、次の事項に関するものを含む。

(a) 料金その他のサービスの条件

- (b) 公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスとの技術的インタフェースの仕様
- (c) 公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスへのアクセス及び利用に影響を及ぼす標準の作成及び採択について責任を負う機関
- (d) 端末その他の機器の接続に適用される条件
- (e) 届出、登録又は免許の要件

第十・二十条 要求されていない電子メッセージ

1 各締約国は、自国の法令に従い、電子メッセージの利用のための良好な条件の整備を促進し、もって高度な情報通信社会の健全な発展に貢献することを目的として、要求されていない電子メッセージを規制するため、適切かつ必要な措置をとる。これらの目的のため、両締約国は、二国間で、及び国際的な場において協力する。

2 1の規定の適用上、二国間の協力には、適当な場合には、各締約国の法令に従い、要求されていない電子メッセージの規制に関する情報の交換その他の支援を含む。

第十・二十一条 電気通信に関する紛争解決

一方の締約国は、第一・五条（総則―行政上の手続）及び第一・六条（総則―審査及び上訴）の規定を遵守するほか、次のことを確保する。

(a) 他方の締約国の公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者が、第十・三条から第十・十四条までに定める義務に関連した措置に係る紛争を解決するため、自国の電気通信規制機関その他の関連する機関を適時に利用することができること。

(b) 自国の区域内における主要なサービス提供者との相互接続を要請している他方の締約国の公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者が、当該主要なサービス提供者との相互接続の条件及び料金に係る紛争に関して、自己が相互接続を要請した後、合理的な期間内に自国の電気通信規制機関を利用することができること。

(c) 一方の締約国の電気通信規制機関の決定に不服を有するいずれの企業も、当該決定について公平な、かつ、独立した司法当局による審査を受けることができること。いずれの締約国も、関係する司法当局が当該決定を差し止め、若しくは取り消し、又はその執行を停止し、若しくは中止する場合を除くほか、当該審査が行われていることを根拠として当該電気通信規制機関の決定を遵守しないこと理由を

構成することを許してはならない。

第十・二十二条 電気通信に関する小委員会

1 両締約国は、この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、ここに電気通信に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2 小委員会は、次のことを任務とする。

(a) この章の規定の実施及び運用について検討及び監視を行うこと。

(b) この章の規定に関連する問題及び両締約国が合意する電気通信分野に関連する問題について討議すること。

(c) 適当な場合には、合同委員会に対し小委員会の所見及び討議の結果を報告すること。

(d) 合同委員会が委任するその他の任務を遂行すること。

3 小委員会は、両締約国政府の代表者から成るものとし、両締約国政府の代表者をその共同議長とする。

4 小委員会は、両締約国が合意する場所及び時期において並びに両締約国が合意する手段によって会合する。

5 小委員会は、コンセンサス方式により、両締約国政府以外の関係団体の代表者（民間部門からの代表者を含む。）であつて、討議される問題に関連する必要な専門知識を有するものを小委員会の会合に出席するよう招請することができる。

#### 第十・二十三条 国際機関との関係

両締約国は、電気通信網及び電気通信サービスの世界的な互換性及び相互運用性のための国際的標準が重要であることを認め、関係国際機関（国際電気通信連合及び国際標準化機構を含む。）の作業を通じて当該国際的標準を推進することを約束する。

#### 第十一章 金融サービス

##### 第十一・一条 適用範囲

1 この章は、金融サービスに関し、第九章（サービスの貿易）及び第十四章（投資）の規定の追加的な約束について定める。

2 この章の規定は、締約国が採用し、又は維持する措置であつて、金融サービスの提供に影響を及ぼすものについて適用する。この章において「金融サービスの提供」というときは、第九・二条（サービスの貿

易—定義) (n)に規定するサービスの提供をいう。

## 第十一・二条 定義

1 この章の規定の適用上、

(a) 「金融サービス」とは、金融の性質を有する全てのサービスをいう。金融サービスは、全ての保険及び保険関連のサービス並びに全ての銀行サービスその他の金融サービス（保険及び保険関連のサービスを除く。）から成り、附属書九（金融サービス）に掲げる活動を含む。

(b) 「金融サービス提供者」とは、金融サービスを提供しようとし、又は提供している者をいう。ただし、金融サービス提供者には、公的機関を含まない。

(c) 「新たな金融サービス」とは、金融の性格を有するサービス（既存の又は新たな商品に関連するサービス及び当該商品が納入される態様を含む。）であって、金融サービス提供者によって一方の締約国内においては提供されていないが他方の締約国内においては提供されているものをいう。

(d) 「公的機関」とは、次のものをいう。

(i) 締約国の政府、中央銀行若しくは金融当局又は締約国が所有し、若しくは支配する機関であって主

として政府の機能の遂行若しくは政府のための活動の実施に従事するもの（主として商業的な条件に基づき金融サービスの提供に従事する機関を除く。）

(ii) 中央銀行又は金融当局が通常遂行する機能を遂行している私的機関。ただし、当該機能を遂行しているときに限る。

(e) 「自主規制団体」とは、金融サービス提供者に対して、自己の又は委任された規制権限又は監督権限を行使する非政府機関（有価証券又は先物の取引所又は市場、清算機関その他の組織又は団体を含む。）をいう。

2 第九・一条（サービスの貿易―適用範囲） 2 (e)の規定の適用上、「政府の権限の行使として提供されるサービス」とは、金融サービスについては、次の活動をいう。

(a) 締約国の中央銀行又は金融当局が行う活動及びその他の公的機関が金融政策又は為替政策を遂行するために行う活動

(b) 社会保障又は公的年金計画に係る法律上の制度の一部を形成する活動

(c) 公的機関が政府の勘定のために若しくは政府の保証の下に又は政府の財源を使用して行うその他の活

## 動

- 3 締約国が自国の金融サービス提供者に対し2(b)又は(c)に規定するいずれかの活動について公的機関又は他の金融サービス提供者との競争を行うことを認める場合には、第九・一条(サービスの貿易―適用範囲)2(e)の規定の適用上、「政府の権限の行使として提供されるサービス」には、当該活動を含まない。
- 4 第九・二条(サービスの貿易―定義)(j)の規定は、この章の規定の対象となるサービスについては、適用しない。

### 第十一・三条 新たな金融サービス

一方の締約国は、自国内に設立された他方の締約国の金融サービス提供者に対し、自国内において同様の状況にある自国の金融サービス提供者が提供することを許可する新たな金融サービスを提供することを許可する。

### 第十一・四条 国内規制

この協定のいかなる規定も、締約国が信用秩序の維持のための金融サービス又は金融体系に関する措置(投資者、預金者、保険契約者若しくは信託上の義務を金融サービス提供者が負う者を保護し、又は当該締

約国の金融体系の健全性及び安定性を確保するための措置を含む。)を採用し、又は維持することを妨げるものではない。当該措置については、この協定の規定に適合しない場合には、この協定に基づく当該締約国の約束又は義務を回避するための手段として用いてはならない。

#### 第十一・五条 承認

1 締約国は、金融サービスに関連する自国の措置の適用方法を決定するに当たり、信用秩序の維持のための措置であつて国際的な規制機関又は第三国のものを承認することができる。措置の調和その他の方法により行うことができる承認は、当該国際的な規制機関若しくは第三国との協定若しくは取決めに基づいて又は一方的に行うことができる。

2 1に規定する協定又は取決めの当事者である一方の締約国は、当該協定又は取決めが現行のものであるか将来のものであるかを問わず、他方の締約国に対し、同様の規制及び監督が存在し、その規制が同様に実施され、並びに適当な場合には当該協定又は取決めの当事者間の情報の共有に関する手続と同様の手続が存在することが可能な状況の下で、当該協定若しくは取決めへの当該他方の締約国の加入について交渉し、又はこれと同等の協定若しくは取決めについて交渉するための機会を十分に与える。当該一方の締約

国は、承認を一方的に与える場合には、当該他方の締約国に対し、そのような状況が存在するか否かについて意見を表明するための機会を十分に与える。

#### 第十一・六条 情報の移転及び処理

いずれの締約国も、電磁的手段によるデータの移転を含む情報の移転若しくは金融情報の処理又は機器の移転が金融サービス提供者の通常の業務の遂行にとって必要である場合には、当該情報の移転又は当該金融情報の処理を妨げる措置をとってはならず、また、国際協定に適合する輸入規則に基づく場合を除くほか、当該機器の移転を妨げる措置をとってはならない。この条の規定は、個人情報及びプライバシー並びに個人の記録及び勘定の秘密を保護する締約国の権利を制限するものではない。ただし、当該権利がこの章、第九章（サービスの貿易）及び第十四章（投資）の規定を回避するために行使されないことを条件とする。

#### 第十一・七条 規制に関する透明性

1 各締約国は、金融サービス提供者が相互の市場にアクセスして業務を行う能力を向上させる上で金融サービス提供者の活動を規律する透明性のある規制及び政策が重要であることを認識し、金融サービスに対する規制の透明性を促進する。

- 2 各締約国は、可能な範囲内で、最終的な規則の公表と当該規則の効力発生の日との間に妥当な期間を置く。
- 3 一方の締約国は、他方の締約国の要請があつた場合には、可能な範囲内で、この章の規定の対象となる事項について採用しようとする一般に適用される措置に関し、合理的な期間内に、当該他方の締約国の個別の質問及び実質的な意見に応じ、並びに当該他方の締約国に情報を提供する。
- 4 一方の締約国は、一般に適用される規約であつて、自国の自主規制団体によつて採用され、又は維持されるものを、他方の締約国の利害関係者が知ることができるような方法により速やかに公表し、又は公に利用可能なものとすることを確保するため、利用し得る妥当な措置をとる。
- 5 一方の締約国は、この章の規定の対象となる一般に適用される措置に関し、他方の締約国の利害関係者からの照会に回答するための適当な仕組みを維持し、又は設ける。
- 6 各締約国の権限のある当局は、可能な範囲内で、金融サービスの提供に関連する申請を不備なく行うための要件（必要とされる文書を含む。）を、公に利用可能なものにする。
- 7 各締約国の権限のある当局は、金融サービスの提供に関連する申請に係る申請者から追加の情報を得る

必要がある場合には、その必要とする追加の情報について、不当に遅滞することなく当該申請者に通知する。

8 一方の締約国の権限のある当局は、他方の締約国の金融サービス提供者の金融サービスの提供に関する申請であつて、当該一方の締約国の法令に基づき不備のない申請であると認められたものについて、合理的な期間内に行政上の決定を行い、可能な範囲内で、申請者に対し、当該決定を書面により速やかに通知する。

#### 第十一・八条 自主規制団体

一方の締約国は、他方の締約国の金融サービス提供者に対し、自国の金融サービス提供者と平等に金融サービスを提供するための条件として、自主規制団体の構成員となり、これに参加し、若しくはこれを利用することを要求している場合又は金融サービスの提供に当たり、当該自主規制団体に対して直接若しくは間接に特権若しくは利益を与えている場合には、当該自主規制団体が自国内に居住している他方の締約国の金融サービス提供者に対して内国民待遇を与えることを確保する。

#### 第十一・九条 支払及び清算の制度

一方の締約国は、内国民待遇を確保しつつ、自国内に設立された他方の締約国の金融サービス提供者に対し、公的機関が運用する支払及び清算の制度並びに通常の業務において利用可能な公的な資金供与及びリファイナンスの制度の利用を認める。この条の規定は、当該一方の締約国の最終的な決済手段の貸手の利用を認めることを意図するものではない。

#### 第十一・十条 金融サービスに関する小委員会

1 両締約国は、この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、ここに金融サービスに関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2 小委員会は、次のことを任務とする。

(a) この章の規定の実施及び運用について検討及び監視を行うこと。

(b) 両締約国間の金融サービスの分野における貿易関係を強化し、及び両締約国の金融システムの効率的なかつ透明性のある運用を促進するため、信用秩序の維持のための政策及び金融機関の監督を含む金融サービスに関連するあらゆる問題について討議すること。

(c) 合同委員会に対し小委員会の所見を報告すること。

(d) 合同委員会が委任するその他の任務を遂行すること。

3 小委員会は、次の職員から成る。

(a) オーストラリアについては、外交貿易省及び財務省並びにこれらの後継機関の職員並びに必要に応じ関連する金融規制当局の職員（オーストラリア健全性規制庁及びオーストラリア証券投資委員会並びにこれらの後継機関の職員を含む。）

(b) 日本国については、外務省及び金融庁並びにこれらの後継機関の職員

4 小委員会は、別段の合意をする場合を除くほか、毎年会合する。小委員会は、各会合の結果を合同委員会に通報する。

#### 第十一・十一条 協議

第十九・四条（紛争解決―協議）の規定の適用を妨げることなく、一方の締約国は、この協定の下で生ずる事項であつて金融サービスに影響を及ぼすものについて、他方の締約国に対して協議を要請することができ。当該他方の締約国は、その要請に対し好意的な考慮を払う。両締約国は、当該協議の結果を金融サービスに関する小委員会に報告する。この条の規定に基づく協議及び第十九・四条（紛争解決―協議）の規定

に基づく協議であつて金融サービスに影響を及ぼすものには、前条3に規定する職員を含める。

#### 第十一・十二条 紛争解決

1 第十九・六条（紛争解決―仲裁裁判所の設置及び構成）9(a)の規定を適用するほか、この章の規定の下で生ずる紛争のために同条5及び6の規定に基づき任命される仲裁人は、両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、金融サービスに関する法律又は実務（金融サービス提供者に関する法令を含む。）についての専門知識又は経験を有するものとする。

2 第十九・十五条（紛争解決―代償及び譲許の停止）の規定を適用するほか、紛争の対象となっている締約国による措置がこの協定に適合しないと仲裁裁判所が認める場合には、次のとおりとする。

(a) 申立国は、当該措置が金融サービス分野以外の分野にのみ影響を及ぼす場合には、金融サービス分野の利益を停止してはならない。

(b) 申立国は、当該措置が金融サービス分野及び他の分野に影響を及ぼす場合には、金融サービス分野の利益の停止であつて、当該締約国の金融サービス分野における当該措置の効果と同等の効果をも有するものを行うことができる。

## 第十二章 自然人の移動

### 第十二・一条 適用範囲

1 この章の規定は、附属書十（自然人の移動に関する特定の約束）に定める区分のいずれかに該当する一方の締約国の自然人の他方の締約国への移動に影響を及ぼす措置について適用する。

2 この章の規定は、一方の締約国の自然人であつて、他方の締約国の雇用市場へのアクセスを求めるものに影響を及ぼす措置及び国籍若しくは市民権又は永続的な居住若しくは雇用に関する措置については、適用しない。

3 この章の規定は、一方の締約国が自国の区域への他方の締約国の自然人の入域又は当該区域内における他方の締約国の自然人の一時的な滞在を規制するための措置（自国の国境を保全し、及び自国の国境を越える自然人の秩序ある移動を確保するために必要な措置を含む。）を適用することを妨げるものではない。ただし、この章の規定に基づき当該他方の締約国に与えられる利益を無効にし、又は損なうような態様で当該措置を適用しないことを条件とする。

注釈 特定の国籍又は市民権を有する自然人に対しては査証を要求し、他の国籍又は市民権を有する自

然人に対しては要求しないという事実のみをもって、この章の規定に基づく利益が無効にされ、又は損なわれているとはみなさない。

4 この章並びに第一章（総則）、第十九章（紛争解決）及び第二十章（最終規定）の規定を除くほか、この協定のいかなる規定も、出入国管理に関する法令に基づく措置に関して締約国に義務を課するものではない。

#### 第十二・二条 定義

この章の規定の適用上、「入国及び一時的な滞在」とは、一方の締約国の自然人が永続的に居住する意図を有することなく他方の締約国に入国し、及び滞在することをいう。

#### 第十二・三条 特定の約束

1 一方の締約国は、この章の規定、自国の関係法令及び附属書十（自然人の移動に関する特定の約束）に定める特定の約束の条件に従い、他方の締約国の自然人に対して入国及び一時的な滞在を許可する。

2 いずれの締約国も、附属書十（自然人の移動に関する特定の約束）に別段の定めがある場合を除くほか、同附属書に定める区分のいずれかに該当する他方の締約国の自然人に対して発給される査証の総数に

ついて制限を課し、又は維持してはならない。

## 第十二・四条 透明性

各締約国は、次のことを行う。

(a) この章の規定に基づく自国の特定の約束の対象となる自然人が自国への入国許可、自国における一時的な滞在及び該当する場合には自国における就労に係る当初又は更新の許可並びに自国における一時的な滞りに係る資格の変更の許可について効果的な申請を行うために必要な要件及び手続に関する情報を、他方の締約国の者が知ることができるような方法で、この協定の効力発生の日に公表し、又は当該他方の締約国に利用可能なものとする。

(b) 前条1の規定の対象となる自然人の入国及び一時的な滞りに係る措置に関し、利害関係者からの照会に回答するための適当な仕組みを設け、又は維持すること。

(c) 自国への入国許可、自国における一時的な滞りに係る場合には自国における就労に係る当初又は更新の許可並びに自国における一時的な滞りに係る資格の変更の許可について効果的な申請を行うことに影響を及ぼす新たな要件及び手続の導入又は現行の(a)に規定する要件及び手続の変更に関する情報

を、速やかに他方の締約国に利用可能なものとするよう努めること。

#### 第十二・五条 自然人の移動に関する要件及び手続

1 一方の締約国の権限のある当局は、他方の締約国の自然人のために提出される入国及び一時的な滞在の許可又は該当する場合には就労許可若しくは在留資格認定証明書の不備のない申請（更新の申請を含む。）の審査を遅滞なく行う。

2 締約国の権限のある当局は、申請を審査するために申請者から追加の情報を得る必要がある場合には、不当に遅滞することなく、当該申請者に通知するよう努める。

3 各締約国は、この章の規定の対象となる他方の締約国の自然人であって入国及び一時的な滞在を求めるものが不備のない申請を提出した後合理的な期間内に、当該申請に関する決定（当該申請を承認する場合には、一時的な滞在の期間その他の条件を含む。）を当該自然人に通知する。

4 一方の締約国は、自国の権限のある当局が入国及び一時的な滞在の許可の申請について徴収する手数料自体がこの章の規定に基づく他方の締約国の自然人の移動に対し不当な障害とならないことを確保する。

5 各締約国は、自国の法令に従い、かつ、実行可能な範囲内で、他方の締約国の自然人の移動に関する要

件を簡素化し、かつ、手続を円滑化し、及び迅速化するための措置をとるよう努める。

## 第十二・六条 紛争解決

1 第十九章（紛争解決）に定める紛争解決手続は、次の(a)及び(b)の規定の要件を満たす場合を除くほか、この章の規定については、適用しない。

(a) 事案に一定の実行の種類が含まれること。

(b) 可能な場合には、該当する一方の締約国の自然人が特定の事案に関し国内的な救済措置を尽くしたと。

2 他方の締約国の権限のある当局による特定の事案に関する最終的な決定が、1(b)に規定する国内的な救済措置に係る手続の開始の日の後二年以内に行われず、かつ、当該決定が行われないことが1(b)に規定する自然人に起因する遅延によるものでないときは、当該国内的な救済措置は、尽くされたものとみなす。

## 第十三章 電子商取引

### 第十三・一条 基本原則

1 両締約国は、電子商取引によって経済的な成長及び機会がもたらされることを認識し、また、電子商取

引の利用及び発展に対する不必要な障害を回避することの重要性を認識する。

2 この章は、電子商取引の利用に対する信用及び信頼の環境を醸成することに寄与すること、両締約国間における電子商取引を促進すること並びに世界的に電子商取引の一層広範な利用を促進することを目的とする。

3 両締約国は、電子商取引における技術的中立性の原則を認識する。

### 第十三・二条 定義

この章の規定の適用上、

(a) 「デジタル・プロダクト」とは、例えば、コンピュータ・プログラム、文字列、ビデオ、映像及び録音物又はそれらの組合せから成るものであって、デジタル式に符号化され、電子的に送信され、及び商業的販売又は流通のために生産されるものをいい、キャリアメディアに固定されるものを含まない。

注釈1 デジタル・プロダクトには、金融商品をデジタル式に表したもの（金銭を含む。）を含まない。

注釈2 この章のいかなる規定も、電子的な送信によるデジタル・プロダクトの貿易がサービスの貿

易又は物品の貿易のいずれに区分されるべきかについての各締約国の見解に影響を与えるものとみなしてはならない。

(b) 「電子署名」とは、電磁的記録に記録することができるとされる措置であつて、次の(i)及び(ii)の要件を満たすものをいう。

(i) 当該情報が当該措置をとつた者により承認されていることを示す措置であること。

(ii) 当該情報が改変されていないことを確認する措置であること。

(c) 「電子的な送信」とは、電磁的手段を用いて行われる送信をいう。

(d) 「個人情報」とは、特定された又は特定し得る個人に関するあらゆる情報をいう。

(e) 「貿易実務に係る文書」とは、締約国が発行し、又は管理する様式であつて、物品の輸入又は輸出に關連して、輸入者若しくは輸出者により、又はこれらの者のために作成される必要があるものをいう。

### 第十三・三条 関税

各締約国は、両締約国間における電子的な送信に対して関税を賦課しないという慣行を維持する。

### 第十三・四条 デジタル・プロダクトの無差別待遇

1 いずれの締約国も、一定のデジタル・プロダクトに対し、次の事由に基づき又はこれを目的として、他の同種のデジタル・プロダクトに与える待遇よりも不利な待遇を与えてはならない。

(a) 不利な待遇を受けているデジタル・プロダクトが、他方の締約国の区域内において、創作され、生産され、出版され、保存され、送信され、契約され、若しくは委託されたこと又は商業的な条件に基づき最初に利用可能なものとなったこと。

(b) 当該デジタル・プロダクトの著作者、実演家、制作者、開発者又は配信者が、他方の締約国の者であること。

(c) 自国の区域内において、創作され、生産され、出版され、保存され、送信され、契約され、若しくは委託された他の同種のデジタル・プロダクト又は商業的な条件に基づき最初に利用可能なものとなった他の同種のデジタル・プロダクトに保護を与えることを目的とすること。

注釈 二国間の貿易を促進するという両締約国の目的を認識し、1に規定する「一定のデジタル・プロ

ダクト」は、他方の締約国の区域内において創作され、生産され、出版され、契約され、若しくは委託されたデジタル・プロダクト又はその著作者、実演家、制作者若しくは開発者が他方の締約国

の者であるデジタル・プロダクトのみを示す。

2 いずれの締約国も、

(a) 他方の締約国の区域内において創作され、生産され、出版され、保存され、送信され、契約され、若しくは委託された又は商業的な条件に基づき最初に利用可能なものとなったデジタル・プロダクトに対し、第三国において創作され、生産され、出版され、保存され、送信され、契約され、若しくは委託された又は商業的な条件に基づき最初に利用可能なものとなった同種のデジタル・プロダクトに与える待遇よりも不利な待遇を与えてはならない。

(b) 著作者、実演家、制作者、開発者又は配信者が他方の締約国の者であるデジタル・プロダクトに対し、著作者、実演家、制作者、開発者又は配信者が第三国の者である同種のデジタル・プロダクトに与える待遇よりも不利な待遇を与えてはならない。

3 1及び2の規定は、次のものについては、適用しない。

(a) 第九・七条（サービスの貿易―適合しない措置）又は第十四・十条（投資―適合しない措置及び例外）の規定に基づいて締約国が採用し、又は維持する適合しない措置

(b) 第十六章（知的財産）に抵触する範囲

(c) 政府調達

(d) 締約国又は公的企業が交付する補助金（贈与、公的に支援される借款、保証及び保険を含む。）

(e) 第九・二条（サービスの貿易―定義）に定義する政府の権限の行使として提供されるサービス

4 1及び2の規定は、締約国が、第九・七条（サービスの貿易―適合しない措置）又は第十四・十条（投資―適合しない措置及び例外）の規定に基づく措置（視聴覚及び放送の分野における措置を含む。）を採用し、又は維持することを妨げるものではない。

注釈 この条のいかなる規定も、貿易関連的所有権協定第四条の規定に基づく両締約国間の権利及び義務に影響を及ぼすものと解してはならない。

### 第十三・五条 国内規制

1 各締約国は、自国が採用し、又は維持する措置が、電子商取引又はその発展を不当に禁止し、又は制限しないことを確保する。

2 いずれの締約国も、電子的な取引を規制する措置であって次に掲げるものを採用し、又は維持してはな

らない。ただし、そのような措置を自国の法令に規定し、及び合理的、客観的かつ公平な態様で実施する場合は、この限りでない。

(a) 取引（契約を含む。）が電子的な通信によることのみを理由として、当該取引の法的効力、有効性又は実施可能性を否定する措置

(b) 異なる形態の技術の間において差別する措置

3 各締約国は、電子商取引に関連する新たな規制を作成するに当たり、産業界の主導による電子商取引の発展の重要性を考慮する。

4 各締約国は、電子商取引を円滑化するため、民間部門により自主的な規制（行動規範、モデル契約、指針及び実施確保の仕組みを含む。）が採用されるよう奨励する。

#### 第十三・六条 電子署名

1 いずれの締約国も、電子署名を規制する措置であつて次に掲げるものを採用し、又は維持してはならない。

(a) 電子的な取引の当事者が当該取引のための適切な電子署名の方式を相互に決定することを禁止する措

## 置

(b) 電子的な取引の当事者に対し当該取引が法的な要件を満たしていることを裁判所において証明する機会を与えることを妨げる措置

2 1の規定にかかわらず、締約国は、自国の法令に定めがある場合には、高度な信頼性及び安全性が必要な取引について、真正の証明の方式が特定の安全基準を満たすこと又は自国の法令に従って認定された当局によって認証されることを要求することができる。

3 各締約国は、適当な場合には、国際的に受け入れられている基準に基づく電子署名の利用を奨励する。

4 両締約国は、可能な場合には、いずれかの締約国が発行し、又は承認する電子署名の相互承認に向けて協力する。

### 第十三・七条 消費者の保護

1 両締約国は、電子商取引を利用する消費者に保護を与える措置であって他の形態の商取引を利用する消費者に与えられる保護と少なくとも同等の保護を与えるもの及び電子商取引に対する消費者の信頼の向上に資する措置を採用し、及び維持することの重要性を認識する。

2 両締約国は、消費者の保護を促進するため、電子商取引に関連する消費者保護の活動について責任を有するそれぞれの権限のある当局の間における協力の重要性を認識する。

#### 第十三・八条 個人情報の保護

1 各締約国は、電子商取引の利用者の個人情報を保護するための措置を採用し、又は維持する。

2 各締約国は、電子商取引の利用者の個人情報を保護するための基準を作成するに当たり、関係国際機関の関連する国際的な基準及び規準を考慮する。

#### 第十三・九条 貿易実務に係る文書の電子化

1 各締約国は、貿易実務に係る文書の全てについて、公衆による電子版の利用を可能なものとするよう努める。

2 各締約国は、電子的に提出される貿易実務に係る文書について、当該文書が書面により提出された場合と法的に同等なものとして受理するよう努める。

3 各締約国は、貿易実務に係る文書の電子化について定める施策を策定するに当たり、国際機関の主催の下で作成される国際的な基準又は方式を考慮する。

4 両締約国は、電子的に提出される貿易実務に係る文書の受理を促進するため、二国間で及び国際的な場において協力する。

### 第十三・十条 協力

1 両締約国は、適当な場合には、電子商取引の発展を促進するため、地域的な及び多数国間の場において協力し、並びにそのような場に積極的に参加する。

2 両締約国は、適当な場合には、情報及び経験（電子商取引に関する法令及び最良の慣行についてのものを含む。）であつて、特に、消費者の信頼、サイバーセキュリティ、要求されていない商業上の電子メッセージの防止、知的財産、電子政府、個人情報の保護及び電子署名に関連するものを共有する。

3 両締約国は、中小企業が電子商取引を利用するに当たって直面する障害を克服するために協力する。

4 各締約国は、適当な場合には、自国内の非政府機関が電子商取引（その安全な利用を含む。）を促進する活動を奨励する。

5 両締約国は、相互に関心を有する適当な場合には、電子商取引における詐欺的又は欺まんの商慣行に対する法律の執行において、各締約国の法令に従い、協力するよう努める。

## 第十四章 投資

### 第十四・一条 適用範囲

1 この章の規定は、締約国が採用し、又は維持する措置であつて、次の事項に関するものについて適用する。

(a) 他方の締約国の投資家

(b) 対象投資財産

(c) 第十四・九条の規定の適用の対象となる全ての投資財産であつて、当該措置を採用し、又は維持する当該締約国の区域内にあるもの

2 第十四・十五条の規定を除くほか、この章の規定と他の章の規定とが抵触する場合には、その抵触の限りにおいて、当該他の章の規定が優先する。

### 第十四・二条 定義

この章の規定の適用上、

(a) 「対象投資財産」とは、一方の締約国の区域内にある他方の締約国の投資家の投資財産であつて、こ

の協定の効力発生の日に存在しているもの又はその後設立され、取得され、若しくは拡張されるものをいう。

(b) 「締約国の企業」とは、締約国の法律に基づいて設立され、又は組織される企業をいう。

(c) 「自由利用可能通貨」とは、国際通貨基金が国際通貨基金協定に基づいて自由利用可能通貨として指定する通貨をいう。

(d) 「投資活動」とは、投資財産の設立、取得、拡張、経営、管理、運営、維持、使用、享有又は売却その他の処分をいう。

(e) 「投資に関する合意」とは、一方の締約国の国内当局と対象投資財産又は他方の締約国の投資家との間の書面による合意（当該対象投資財産又は他方の締約国の投資家が、対象投資財産の設立又は取得の際に、当該一方の締約国の国内当局による当該書面による合意の履行を求めることができるもの）であつて、当該対象投資財産又は他方の締約国の投資家に対し次のいずれかの権利を付与するものをいう。

(i) 天然資源に関する権利（国内当局が、その探査、採取、精製、運送、分配、販売等を管理するも

の)

(ii) 発電又は配電、浄水又は配水、電気通信その他のサービスの当該一方の締約国に代わって公衆に対して提供する権利

(iii) 道路、橋、水路、ダム又はパイプラインの建設その他の経済基盤の整備に係る事業（政府が排他的に又は主として使用し、及び利益を得るためのものを除く。）を行う権利

注釈1 「書面による合意」とは、書面による合意であつて、両当事者により作成され、当該両当事者の間に権利及び義務を創設し、かつ、当該両当事者を拘束するもの（単一の文書によるものであるか、複数の文書によるものであるかを問わない。）をいう。この場合において、

(i) 行政当局若しくは司法当局の一方的な行為（例えば、締約国がその規制権限のみに基づいて与える許可、免許又は承認）のみをもつて、又は政令、命令若しくは判決のみをもつて、書面による合意であるとはされない。

(ii) 行政上又は司法上の同意判決又は同意命令は、書面による合意であるとはされない。

注釈2 この定義の適用上、「国内当局」とは、中央政府の当局をいう。

(f) 「投資財産」とは、投資家により直接又は間接に所有され、又は支配されている全ての種類の資産であつて、投資としての性質（資本その他の資源の約束、収益若しくは利得についての期待又は危険の負担を含む。）を有するものをいう。投資財産の形態には、次のものを含む。

- (i) 企業及び企業の支店
- (ii) 株式、出資その他の形態の企業の持分
- (iii) 債券、社債、貸付金その他の形態の貸付債権
- (iv) 先物、オプションその他の派生商品
- (v) 契約に基づく権利（完成後引渡し、建設、経営、生産又は利益配分に関する契約に基づくものを含む。）
- (vi) 金銭債権又は契約に基づく給付の請求権であつて事業活動に係り、かつ、経済的価値を有するものの
- (vii) 第十六・二条（知的財産―定義）に規定する知的財産
- (viii) 法令又は契約により与えられる権利（例えば、特許、免許、承認、許可）

(ix) 他の全ての資産（有体であるか無体であるかを問わず、また、動産であるか不動産であるかを問わない。）及び賃借権、抵当権、先取特権、質権その他関連する財産権

注釈 投資財産には、投資財産から生ずる価値であつて再投資されたもの、特に、利益、利子、資本利得、配当、使用料及び手数料を含む。投資される資産の形態の変更は、その投資財産としての性質に影響を及ぼすものではない。

(g) 「締約国の投資家」とは、締約国の自然人又は企業であつて、他方の締約国の区域内において、投資を行おうとし、行っており、又は既に行つたものをいう。

#### 第十四・三条 内国民待遇

一方の締約国は、自国の区域内で行われる投資活動に関し、他方の締約国の投資家及び対象投資財産に対し、同様の状況において自国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

#### 第十四・四条 最恵国待遇

一方の締約国は、自国の区域内で行われる投資活動に関し、他方の締約国の投資家及び対象投資財産に対し、同様の状況において第三国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

注釈 この条の規定は、国際協定に基づく紛争解決のための手続又は制度には、適用しない。

#### 第十四・五条 待遇に関する最低基準

一方の締約国は、対象投資財産に対し、国際慣習法に基づく待遇（公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を含む。）を与える。

注釈1 この条の規定は、締約国により対象投資財産に与えられるべき待遇の最低限度の基準として、外国人の待遇に関する国際慣習法上の最低基準を用いることについて定めたものである。「公正かつ衡平な待遇」及び「十分な保護及び保障」の概念は、外国人の待遇に関する国際慣習法上の最低基準が要求する待遇以上の待遇を与えることを求めるものではない。

注釈2 この協定の他の規定又は他の国際協定に対する違反があった旨の決定が行われることは、この条の規定に対する違反があったことを証明するものではない。

#### 第十四・六条 裁判所の裁判を受ける権利

1 一方の締約国は、自国の区域内で行われる投資活動に関し、司法裁判所及び行政裁判所の裁判を受け、並びに行政機関に申立てをする権利について、他方の締約国の投資家に対し、同様の状況において自国の

投資家又は第三国の投資家に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

- 2 1の規定は、司法裁判所及び行政裁判所の裁判を受ける権利に関する国際協定又は司法協力協定に基づき第三国の投資家に与えられる待遇については、適用しない。

#### 第十四・七条 特別な手続及び情報の要求

- 1 第十四・三条のいかなる規定も、一方の締約国が、他方の締約国の投資家による投資活動及び対象投資財産に関連して特別な手続（登録の要件に従うこと、当該投資家が当該一方の締約国の居住者であり、又は対象投資財産が当該一方の締約国の法令に基づき設立されなければならないとの要件に従うこと等）を定める措置を採用し、又は維持することを妨げるものと解してはならない。ただし、当該手続が、当該一方の締約国がこの章の規定に従って当該他方の締約国の投資家及び対象投資財産に与える保護を実質的に害するものでないことを条件とする。

- 2 第十四・三条及び第十四・四条の規定にかかわらず、一方の締約国は、他方の締約国の投資家又は対象投資財産に対し、専ら参考情報として入手すること又は統計を収集することを目的として、当該対象投資財産に関する情報を提供することを求めることができる。当該一方の締約国は、当該情報であつて秘密の

ものについては、当該投資家又は対象投資財産の競争上の立場を害することとなるいかなる開示からも保護する。この2の規定は、一方の締約国が自国の法令の衡平かつ誠実な適用に関連して他の方法により情報を入手し、又は開示することを妨げるものと解してはならない。

#### 第十四・八条 経営幹部及び取締役会

1 いずれの一方の締約国も、対象投資財産である当該一方の締約国の企業に対し、特定の国籍を有する国民を経営幹部に任命することを要求してはならない。

2 締約国は、対象投資財産である当該締約国の企業に対し、当該企業の取締役会又はこれに置かれる委員会の構成員の過半数又は半数以下が特定の国籍を有すること又は当該締約国の区域内における居住者であることを要求することができる。ただし、その要求が、投資家の自己の投資財産を支配する能力を実質的に妨げる場合は、この限りでない。

#### 第十四・九条 特定措置の履行要求の禁止

1 いずれの締約国も、自国の区域内における締約国の投資家の投資活動に関し、世界貿易機関設立協定附属書一A貿易に関連する投資措置に関する協定に反する措置を適用してはならない。

2 いずれの締約国も、自国の区域内における締約国又は第三国の投資家の投資活動に関し、次の事項の要求を課し、又は強制してはならない。ただし、1の規定の適用を妨げない。

- (a) 一定の水準又は割合の物品又はサービスを輸出すること。
- (b) 一定の水準又は割合の現地調達を達成すること。
- (c) 自国の区域内において生産された物品を購入し、利用し、若しくは優先し、又は自国の区域内の者から物品を購入すること。
- (d) 輸入数量又は輸入価額を、輸出数量若しくは輸出価額と又は当該投資家の投資財産に関連する外国為替の流入の量と何らかの形で関連付けること。
- (e) 当該投資家の投資財産により生産される物品又は提供されるサービスの自国の区域内における販売を、輸出数量若しくは輸出価額と又は外国為替収入と何らかの形で関連付けることにより制限すること。
- (f) 技術、製造工程その他の財産的価値を有する知識を自国の区域内の者に移転すること。ただし、次の場合を除く。

(i) 司法上又は行政上の手続の結果として自国の競争法令に基づいて反競争的と決定された行為を是正する目的のために、司法裁判所、行政裁判所又は競争当局が、そのような移転の要求を課し、又は強制する場合

(ii) 貿易関連的所有権協定に反しない態様で行われる財産的価値を有する情報の開示又は知的財産権の使用に関する場合

(g) 当該投資家の投資財産が生産する物品又は当該投資家の投資財産が提供するサービスの一又は二以上を、特定地域又は世界市場に向けて自国の区域のみから供給すること。

3 いずれの締約国も、自国の区域内における締約国又は第三国の投資家の投資活動に関し、利益の享受又はその継続のための条件として、次の事項を要求し、これに従うことを求めてはならない。ただし、1の規定の適用を妨げない。

(a) 一定の水準又は割合の現地調達を達成すること。

(b) 自国の区域内において生産された物品を購入し、利用し、若しくは優先し、又は自国の区域内の者から物品を購入すること。

- (c) 輸入数量又は輸入価額を、輸出数量若しくは輸出価額と又は当該投資家の投資財産に関連する外国為替の流入の量と何らかの形で関連付けること。
- (d) 当該投資家の投資財産により生産される物品又は提供されるサービスの自国の区域内における販売を、輸出数量若しくは輸出価額と又は外国為替収入と何らかの形で関連付けることにより制限すること。
- 4 3のいかなる規定も、締約国が、自国の区域内における締約国又は第三国の投資家の投資活動に関し、利益の享受又はその継続のための条件として、自国の区域内において、生産拠点を設け、サービスを提供し、労働者を訓練し、若しくは雇用し、特定の施設を建設し、若しくは拡張し、又は研究及び開発を行うことを要求し、これに従うことを求めることを妨げるものと解してはならない。
- 5 2(a)から(c)まで並びに3(a)及び(b)の規定は、輸出促進又は対外援助に関する計画に関連して物品又はサービスについて必要とされる要件については、適用しない。
- 6 2(b)、(c)、(f)及び(g)並びに3(a)及び(b)の規定は、政府調達については、適用しない。
- 7 3(a)及び(b)の規定は、輸入締約国が物品の内容に関して課する要件であって、特惠的な関税又は特惠的

な割当ての適用を受けるために必要なものについては、適用しない。

8 2及び3の規定は、これらの規定に定める要求以外のいかなる要求についても、適用しない。

注釈 この条の規定は、締約国が約束、履行若しくは要求を課していない場合又はそれらを求めている

場合において、私人間における約束、履行又は要求を強制することを妨げるものではない。

第十四・十条 適合しない措置及び例外

1 第十四・三条、第十四・四条、第十四・八条及び前条の規定は、次のものについては、適用しない。

(a) 次の機関によりこの協定の効力発生の日において維持されるこれらの規定に適合しない措置であつ

て、附属書六（第九・七条1及び第十四・十条1の規定に関する適合しない措置）の表に記載するもの

(i) 締約国の中央政府

(ii) 日本国の都道府県又はオーストラリアの州若しくは準州

(b) (a)(ii)に規定する都道府県又は州若しくは準州以外の締約国の地方政府によりこの協定の効力発生の日

において維持されるこれらの規定に適合しない措置

(c) (a)及び(b)に規定する措置の継続又は即時の更新

(d) (a)及び(b)に規定する措置の改正又は修正（当該改正又は修正の直前における当該措置と第十四・三条、第十四・四条、第十四・八条及び前条の規定との適合性の水準を低下させない場合に限る。）

2 第十四・三条、第十四・四条、第十四・八条及び前条の規定は、附属書七（第九・七条2及び第十四・十条2の規定に関する適合しない措置）の自国の表に記載する分野、小分野又は活動に関して締約国が採用し、又は維持する措置については、適用しない。

3 いずれの一方の締約国も、この協定の効力発生の日の後に、附属書七（第九・七条2及び第十四・十条2の規定に関する適合しない措置）の自国の表の対象となる措置を採用する場合には、他方の締約国の投資家に対し、その国籍を理由として、当該措置が効力を生じた時点で存在する投資財産を売却その他の方法で処分することを要求してはならない。

4 一方の締約国が、この協定の効力発生の日の後に、附属書六（第九・七条1及び第十四・十条1の規定に関する適合しない措置）の自国の表に記載する適合しない措置を改正し、若しくは修正する場合又は附属書七（第九・七条2及び第十四・十条2の規定に関する適合しない措置）の自国の表に記載する分野、小分野若しくは活動に関する新たな若しくは一層制限的な措置を採用する場合には、当該一方の締約国

は、その改正若しくは修正若しくは当該新たな若しくは一層制限的な措置の実施の前に、又は実施後できる限り速やかに、次のことを行う。

(a) 他方の締約国の要請があった場合には、自国が実施しようとし、又は実施した改正、修正又は措置に  
関し、速やかに情報を提供し、及び質問に応ずること。

(b) 可能な範囲内で、自国が実施しようとし、又は実施した改正、修正又は措置に関する他方の締約国に  
よる意見提出のための合理的な機会を与えること。

(c) 最大限に可能な範囲内で、他方の締約国に対し、そのような改正、修正又は措置であって、この協定  
に基づく当該他方の締約国の利益に実質的に影響を及ぼし得るものについて通報すること。

5 各締約国は、適当な場合には、附属書六（第九・七条1及び第十四・十条1の規定に関する適合しない  
措置）及び附属書七（第九・七条2及び第十四・十条2の規定に関する適合しない措置）の自国の表に記  
載する適合しない措置を削減し、又は撤廃するよう努める。

6 第十四・三条及び第十四・四条の規定は、貿易関連的所有権協定第三条及び第四条の規定に基づく義  
務の例外又は特別の取扱いの対象となるいかなる措置についても、適用しない。

7 第十四・三条、第十四・四条及び第十四・八条の規定は、締約国が次のものに関して採用し、又は維持するいかなる措置についても、適用しない。

(a) 政府調達

(b) 締約国が交付する補助金又はこれが行う贈与（公的に支援される借款、保証及び保険を含む。）

#### 第十四・十一条 収用及び補償

1 いずれの一方の締約国も、対象投資財産について、直接的に、又は収用若しくは国有化と同等の措置を通じて間接的に、収用又は国有化（以下この章において「収用」という。）を実施してはならない。ただし、次の全ての条件を満たす場合は、この限りでない。

(a) 公共の目的のためのものであること。

(b) 差別的なものでないこと。

(c) 正当な法の手続に従って行われるものであること。

(d) 2から4までの規定に従って迅速、適当かつ実効的な補償の支払を伴うものであること。

2 補償は、収用が公表された時又は収用が行われた時のいずれか早い方の際における収用された投資財産

の公正な市場価格に相当するものでなければならない。公正な市場価格には、収用が事前に公に知られることにより生じた市場価格の変化を反映させてはならない。

3 補償については、遅滞なく支払うものとし、収用の日から支払の日までに発生した商業的に妥当な金利に基づく利子を含めるものとする。当該補償については、実際に換価することができ、かつ、第十四・十三条の規定に従い自由に移転することができるものとする。

4 支払が自由利用可能通貨によって行われる場合には、支払われる補償には、収用の日から支払の日までに発生した利子であって、当該自由利用可能通貨についての商業的に妥当な金利に基づくものを含める。

5 締約国が自由利用可能通貨以外の通貨によって支払うことを選択する場合には、支払われる補償は、(a)に(b)を加えた額を支払の日の市場における為替相場により当該自由利用可能通貨以外の通貨に換算した額を下回らないものとする。

(a) 収用の日における公正な市場価格であって、その日の市場における為替相場により自由利用可能通貨に換算したもの

(b) 収用の日から支払の日までに発生した利子であって、(a)の自由利用可能通貨についての商業的に妥当

な金利に基づくもの

6 この条の規定は、貿易関連知的所有権協定に基づく知的財産権に関する強制実施許諾の付与又は知的財産権の取消し、制限若しくは創設については、その付与又は取消し、制限若しくは創設が第十六章（知的財産）に反しない限りにおいて、適用されない。

注釈 この6に規定する貿易関連知的所有権協定には、この協定の締約国間において有効な免除であつて、世界貿易機関設立協定に従つて世界貿易機関の加盟国が与える貿易関連知的所有権協定に関するものを含む。

#### 第十四・十二条 争乱の際の待遇

1 一方の締約国は、武力紛争又は自国の区域内における革命、暴動、国内争乱若しくはこれらに類する事件その他の内乱により、対象投資財産について損失又は損害を被つた他方の締約国の投資家に対し、原状回復、損害賠償、補償その他の解決方法に関し、同様の状況において自国の投資家又は第三国の投資家に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

2 1に規定する解決方法として支払が行われる場合には、実際に換価することができ、自由に移転するこ

とができ、かつ、市場における為替相場により関係する投資家の締約国の通貨又は自由利用可能通貨に自由  
に交換することができるものとする。

3 第一・十条（総則―安全保障のための例外）の規定にかかわらず、いずれの一方の締約国も、同条の規  
定に従ってとる措置を理由として、1の規定に基づく義務を免除されない。

#### 第十四・十三条 資金の移転

1 各締約国は、自国の区域に向けた又は自国の区域からの全ての資金の移転であつて、対象投資財産に関  
連するものが、自由に、かつ、遅滞することなく行われることを認める。この資金の移転には、次のもの  
の移転を含める。

- (a) 投資財産を維持し、又は増大させるための当初の資金及び追加的な資金
- (b) 利益、資本利得、配当、使用料、利子、手数料その他投資財産から生ずる収益
- (c) 投資財産の全部又は一部の売却又は清算によって得られる収入
- (d) 融資の返済その他の契約に基づいて行われる支払であつて、投資財産に関連するもの
- (e) 当該一方の締約国の区域内にある投資財産に関連した活動に従事する外国から赴任した従業員の得た

収入その他の報酬

- (f) 前二条の規定に従って行われる支払
- (g) 紛争の結果として生ずる支払
- 2 各締約国は、1に規定する資金の移転が自由利用可能通貨により移転の時の市場における為替相場で行われることを認める。
- 3 1及び2の規定にかかわらず、各締約国は、次の事項に関する自国の法律を衡平、無差別かつ誠実に適用する場合には、当該資金の移転を遅らせ、又は妨げることができる。
  - (a) 破産、債務不履行又は債権者の権利の保護
  - (b) 証券又は派生商品の発行、交換又は取引
  - (c) 刑事犯罪
  - (d) 法執行当局又は金融規制当局を支援するために必要である場合には、通貨その他の支払手段の移転に関する報告又は記録の保存
- (e) 司法上又は行政上の手続における命令又は判決の履行の確保

#### 第十四・十四条 代位

一方の締約国又はその指定する機関が、自国の投資家に対し、他方の締約国の区域内における当該投資家の投資財産に関連する損害の填補に係る契約、保証契約又は保険契約に基づいて支払を行う場合には、当該他方の締約国は、次の事項の承認を行う。

(a) 当該支払の前提となった、当該投資財産に関する当該投資家の権利又は請求権を当該一方の締約国又はその指定する機関へ譲渡すること。

(b) 当該一方の締約国又はその指定する機関が、代位により、当該投資家の当初の権利又は請求権と内容及び範囲において同じ権利又は請求権を行使する権利を有すること。

#### 第十四・十五条 一般的例外

第十四・三条、第十四・四条及び第十四・九条のいかなる規定も、一方の締約国が次のいずれかの措置を採用すること又は実施することを妨げるものではない。ただし、それらの措置を、同様の条件の下にある対象投資財産又は他方の締約国の投資家と他の投資財産又は他の投資家との間において恣意的若しくは不当な差別の手段となるような態様で又は投資に対する偽装した制限となるような態様で適用しないことを条件と

する。

(a) 公衆の道德の保護又は公の秩序の維持のために必要な措置

注釈 公の秩序を理由とする例外は、社会のいずれかの基本的な利益に対し真正かつ重大な脅威がもたらされる場合に限り、適用する。

(b) 人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置

注釈 この例外には、環境に関する措置であつて、人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要なものを含む。

(c) この章の規定に反しない法令の遵守を確保するために必要な措置。この措置には、次の事項に関する措置を含む。

(i) 欺まんの若しくは詐欺的な行為の防止又は契約の不履行がもたらす結果の処理

(ii) 個人の情報を処理し、及び公表することに関連するプライバシーの保護又は個人の記録及び勘定の秘密の保護

(iii) 安全

- (d) 美術的、歴史的又は考古学的価値のある国家的財産の保護のためにとられる措置
- (e) 有限天然資源（生物であるか非生物であるかを問わない。）の保存のために必要な措置。ただし、この措置が国内の生産又は消費に対する制限と関連して実施される場合に限る。

#### 第十四・十六条 一時的なセーフガード措置

1 いずれの締約国も、次のいずれかの場合には、対象投資財産に関連する国境を越える資本取引及び対象投資財産に関連する取引のための支払又は資金の移転について制限的な措置を採用し、又は維持することができる。

- (a) 国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じている場合又は生ずるおそれのある場合
- (b) 資金の移転が経済全般の運営、特に通貨及び外国為替政策に重大な困難をもたらし、又はもたらすおそれのある状況にある例外的な場合

2 1に規定する制限的な措置は、次の全ての要件を満たすものとする。

- (a) 他方の締約国に対し第三国に与える待遇よりも不利でない待遇を与えること。
- (b) 国際通貨基金協定に適合するものであること。

- (c) 1に規定する状況に対処するために必要な限度を超えないものであること。
- (d) 一時的なものであり、1に規定する状況が改善するに伴い漸進的に廃止されるものであること。
- (e) 他方の締約国に対し、速やかに通報されるものであること。
- (f) 他方の締約国の商業上、経済上又は資金上の利益に対し不必要な損害を与えることを避けるものであること。

3 一方の締約国は、1の規定に基づいていずれかの措置を適用した場合には、他方の締約国の要請に基づき、自国が採用する制限の見直しのため、他方の締約国と協議を開始する。

#### 第十四・十七条 利益の否認

1 一方の締約国は、他方の締約国の投資家であつて当該他方の締約国の企業であるものが第三国の投資家によつて所有され、又は支配されており、かつ、次のいずれかの場合に該当すると認めるときは、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この章の規定による利益を否認することができる。

- (a) 当該一方の締約国が当該第三国と外交関係を有していない場合
- (b) 当該第三国に関する措置であつて、当該企業との取引を禁止するもの又は当該企業若しくはその投資

財産に対してこの章の規定による利益を与えることにより当該措置に違反し、若しくは当該措置を阻害することとなるものを当該一方の締約国が採用し、又は維持する場合

2 一方の締約国は、他方の締約国の投資家であつて当該他方の締約国の企業であるものが第三国の投資家又は当該一方の締約国の投資家によつて所有され、又は支配されており、かつ、当該企業が当該他方の締約国の区域内において実質的な事業活動を行っていないと認めるときは、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この章の規定による利益を否認することができる。

注釈 この条の規定の適用上、

(a) 企業が投資家によつて「所有」されるとは、当該投資家が当該企業の五十パーセントを超える持分を受益者として所有する場合をいう。

(b) 企業が投資家によつて「支配」されるとは、当該投資家が当該企業の役員の過半数を指名し、又は当該企業の活動につき法的に指示する権限を有する場合をいう。

第十四・十八条 投資に関する小委員会

1 両締約国は、この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、ここに投資に関する小委員会（以下

この条において「小委員会」という。）を設置する。

2 小委員会は、次のことを任務とする。

- (a) この章の規定に関連するあらゆる問題について情報を交換すること。
- (b) この章の規定の実施及び運用並びに附属書六（第九・七条1及び第十四・十条1の規定に関する適合しない措置）及び附属書七（第九・七条2及び第十四・十条2の規定に関する適合しない措置）に記載する適合しない措置について検討及び監視を行うこと。
- (c) この章の規定に関連するあらゆる問題について討議すること。
- (d) 特定措置の履行要求（第十四・九条に規定するものを含む。）を課すること又は強制することに関して、いずれかの締約国が提起するあらゆる問題について検討すること。
- (e) 一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資に関する合意に関して、いずれかの締約国が提起するあらゆる問題について検討すること。
- (f) 合同委員会に対し小委員会の所見及び討議の結果を報告すること。
- (g) 合同委員会が委任するその他の任務を遂行すること。

- 3 小委員会は、両締約国政府の代表者から成るものとし、両締約国政府の代表者をその共同議長とする。
- 4 小委員会は、コンセンサス方式により、両締約国政府以外の関係団体の代表者であつて、討議される問題に関連する必要な専門知識を有するものを招請することができる。
- 5 小委員会は、両締約国が合意する場所及び時期において並びに両締約国が合意する手段によつて会合する。

#### 第十四・十九条 見直し

- 1 両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、両締約国は、投資環境の可能な改善（例えば、一方の締約国と他方の締約国の投資家との投資紛争解決のための仕組みの設立によるもの）のためこの章の規定の見直しを行う。当該見直しは、この協定の効力発生の日の後五年目の年又は両締約国が合意する他の年のいずれか早い方の年において開始する。

- 2 両締約国は、この協定の効力発生の後にオーストラリアが他の二国間又は多数国間の国際協定であつて、オーストラリアと他の当該国際協定の当事国の投資家との投資紛争解決のための仕組みを規定するものを締結した場合にも、この協定の下に同等の仕組みを設立するため1に規定する見直しを行う。両締約

国は、当該国際協定の効力発生の日の後三箇月以内に当該見直しを開始し、当該見直しを当該効力発生の日の後六箇月以内に完了させるために行う。

3 この協定の効力発生の後の最初の歴年の終了の後はいつでも、一方の締約国は他方の締約国に対して1に規定する見直しの開始に合意することを要請することができる。

#### 第十五章 競争及び消費者の保護

##### 第十五・一条 目的

この章は、競争の促進及び消費者の保護に関する協力を通じて経済効率及び消費者の福祉を向上させることによりこの協定の目的の達成に寄与することを目的とする。

##### 第十五・二条 定義

この章の規定の適用上、

(a) 「反競争的行為」とは、競争に悪影響を及ぼす行動又は取引であつて、いずれかの締約国の競争法の下で罰則その他排除に係る措置の対象とされるものをいう。

(b) 「競争当局」とは、次のものをいう。

- (i) オーストラリアについては、オーストラリア競争・消費者委員会又はその後継機関
- (ii) 日本国については、公正取引委員会又はその後継機関
- (c) 「競争法」とは、次のものをいう。
  - (i) オーストラリアについては、二千十年の競争・消費者法第四章及び第十一A章の規定並びにこれらの章の規定に基づいて作成された命令及び規則、同法のその他の章の規定（第四章の規定に関連するものに限るものとし、第十章の規定を除く。）並びにそれらの改正
  - (ii) 日本国については、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）並びにその実施について定める命令及び規則並びにそれらの改正
  - (iii) オーストラリア及び日本国の双方について、両締約国が競争法であると随時相互に決定するその他の法令

第十五・三条 反競争的行為に対する取組による競争の促進

1 各締約国は、自国の法令に従い、特に反競争的行為に対する取組により競争を促進するために適当と認める措置をとる。

- 2 1に規定する措置は、透明性、無差別待遇及び手続の公正な実施の原則に適合するものでなければならぬ。

#### 第十五・四条 国有企業

両締約国は、前条の規定に加えて、競争の促進と他の政策目的との間の関係に留意しつつ、企業が国有企業であるという理由のみで政府が当該企業に対し競争上の利益を与えることのないようにすることを確保するよう努めることが競争の促進に寄与し得ることを認める。

#### 第十五・五条 反競争的行為に対する取組に関する協力

- 1 両締約国は、更なる競争の促進のために協力することの重要性を認める。
- 2 両締約国は、それぞれ自国の法令に従い、かつ、自国の利用可能な資源の範囲内で、反競争的行為に対する取組による競争の促進について協力する。
- 3 協力は、情報の交換、執行活動の通報及び調整並びに協議を含むことができるが、これらに限られない。

- 4 この条の規定を実施するための詳細な協力に関する取決めは、両締約国の競争当局間で行うことができる。

る。

#### 第十五・六条 消費者の保護に関する協力

両締約国は、それぞれの区域における消費者の福祉を向上させるために消費者の保護に関連する事項について協力することの重要性を認める。したがって、両締約国は、適当な場合には、公に利用可能な情報及び経験を交換すること等により、消費者の保護に関連する事項について協力する。

#### 第十五・七条 協議

両締約国は、競争法を執行する各競争当局の独立性を尊重することの重要性を認めつつ、いずれかの締約国の要請があつた場合には、この章の規定に関連して生ずることがあるいかなる事項についても、相互に協議する。

#### 第十五・八条 情報の秘密性

1 各締約国の競争当局は、自国の法令に従い、他方の締約国の競争当局との間で情報を共有することができらる。

2 公に利用可能でない情報を受領する締約国の競争当局は、当該情報を交換する場合における秘密の保護

の重要性を認めつつ、当該情報を提供する締約国の競争当局が課する条件に従ってのみ当該情報を利用し、又は開示することができる。

3 一方の締約国の競争当局から他方の締約国の競争当局に提供される情報については、当該他方の締約国の裁判所又は裁判官が行う刑事手続において提示するために使用してはならない。ただし、当該情報が、当該他方の締約国の要請に応じ、外交上の経路又は両締約国の国内法令に従って設けられたその他の経路を通じて刑事手続における使用のために提供された場合は、この限りでない。

4 この条の規定は、この章の規定に従って提供された情報を受領した締約国の法令が要求する限りにおいて、当該情報の使用又は開示を行うことを妨げない。一方の締約国の競争当局は、可能な限り、当該情報を提供した他方の締約国の競争当局に対し当該使用又は開示について事前に通報する。

第十五・九条 第十九章（紛争解決）の規定の不適用

第十九章（紛争解決）に定める紛争解決手続は、この章の規定については、適用しない。

第十六章 知的財産

第十六・一条 一般規定

1 各締約国は、この章の規定に従い、知的財産の十分にして効果的かつ無差別な保護を与え、及び確保し、自国の知的財産に関する制度の運用における効率性及び透明性を促進し、並びに侵害（不正使用及び違法な複製を含む。）に対する知的財産権の十分かつ効果的な行使のための措置をとる。

2 各締約国は、両締約国が締結している知的財産に関する国際協定に基づく権利及び義務を再確認する。

3 各締約国は、知的財産に関する制度を調和させるに当たり、様々な場における国際的な努力に参加するよう努める。

#### 第十六・二条 定義

この章の規定の適用上、

(a) 「知的財産」とは、次のものをいう。

(i) 貿易関連知的所有権協定において定義され、又は規定されている著作権及び関連する権利、商標、地理的表示、意匠、特許、集積回路の回路配置並びに開示されていない情報の保護

(ii) UPOV条約において定義され、又は規定されている植物の新品種

(b) 「国民」とは、貿易関連知的所有権協定第一条におけるものと同一の意味を有するものとする。

(c) 「パリ条約」とは、千八百八十三年三月二十日にパリで作成され、その後改正された工業所有権の保護に関するパリ条約をいう。

(d) 「UPOV条約」とは、千九百六十一年十二月二日にパリで作成され、その後改正された植物の新品種の保護に関する国際条約をいう。

#### 第十六・三条 内国民待遇

1 一方の締約国は、知的財産の保護に関し、自国民に与える待遇よりも不利でない待遇を他方の締約国の国民に与える。ただし、貿易関連知的所有権協定に規定する例外については、この限りでない。

2 両締約国は、司法上及び行政上の手続（締約国の管轄内における送達住所の選定又は代理人の選任を含む。）に関し、1の規定に基づいて認められる例外を援用することができる。ただし、その例外がこの章の規定に反しない法令の遵守を確保するために必要であり、かつ、その例外の実行が貿易に対する偽装された制限とならない態様で適用される場合に限る。

注釈 この条の規定の適用上、「保護」には、知的財産権の取得可能性、取得、範囲、維持及び行使に影響を及ぼす事項並びに特にこの章の対象となる知的財産権の使用に影響を及ぼす事項を含む。さら

に、この条の規定の適用上、「保護」には、第十六・十二条1に規定する効果的な技術的手段の回避の禁止を含む。

#### 第十六・四条 手続事項の簡素化

各締約国は、自国の知的財産に関する制度の効率的な運用を確保するため、知的財産に関する自国の行政上の手続を簡素化するための適切な措置をとる。

#### 第十六・五条 知的財産権の取得及び維持

1 いずれの締約国も、特許の出願、植物の新品種及び商標の登録出願並びに意匠の登録出願又は登録についての実体審査に関し、当該出願、登録出願又は登録を拒絶する理由を出願人に書面により通知することなく、また、その拒絶の決定の前に少なくとも一度、当該出願、登録出願又は登録を修正し、及び当該出願人の意見を書面により提出する機会を当該出願人に与えることなく、当該出願、登録出願又は登録を拒絶してはならない。各締約国は、審査した出願、登録出願又は登録を拒絶する場合には、出願人がその拒絶の決定に対して不服を申し立てる機会を有することを確保する。

2 各締約国は、自国の法令に従い、特許の付与又は植物の新品種、商標若しくは意匠の登録について、適

当な場合にそれらの審査、見直し、訂正、異議申立て、無効の決定、抹消又は取消しを行うために、司法裁判所若しくは行政裁判所又は司法上若しくは行政上の手続を維持する。

#### 第十六・六条 透明性

各締約国は、自国の知的財産に関する制度の運用における透明性を一層促進するため、自国の法令に従い、次のことを行うために適切な措置をとる。

- (a) 次の事項に関する情報をインターネットその他の方法で公開し、並びに次に掲げる出願、登録出願、付与及び登録に関する一件書類に含まれている情報を公に利用可能なものとする事。

  - (i) 特許の出願
  - (ii) 特許の付与
  - (iii) 意匠の登録
  - (iv) 商標の登録出願
  - (v) 商標の登録
  - (vi) 植物の新品種の登録出願

(vii) 植物の新品種の登録

(b) 自国の権限のある当局に対して国境措置として知的財産権を侵害する疑いのある物品の解放を停止するよう求める申立てに関する情報について、公衆が利用することができるようにすること。

(c) 知的財産権の効果的な行使を確保するための自国の活動に関する情報について、公衆が利用することができるようにすること。

(d) 自国の知的財産に関する制度（法令及び指針を含む。）に係るその他の情報について、インターネットその他の方法で公衆が利用することができるようにすること。

第十六・七条 知的財産の保護についての啓発の促進

両締約国は、知的財産の保護についての啓発（知的財産の使用及び知的財産権の行使についての教育及び普及の計画を含む。）を促進するための必要な措置をとる。

第十六・八条 特許

両締約国は、出願人が効率的かつ迅速に特許を取得することができるようにするため、調査結果及び審査結果の両締約国による相互の利用を促進するために協力する。

## 第十六・九条 商標

ある事業に係る商品若しくはサービスを他の事業に係る商品若しくはサービスから識別することができる標識又はその組合せは、商標とすることができるものとする。その標識、特に単語（人名を含む）、文字、数字、図形、立体的形状及び色の組合せ並びにこれらの標識の組合せは、商標として登録することができるものとする。標識自体によっては関連する商品又はサービスを識別することができない場合には、各締約国は、使用によって獲得された識別性を商標の登録要件とすることができる。

## 第十六・十条 地理的表示

- 1 各締約国は、地理的表示が商標制度又は他の法的手段による保護の対象となることを認める。
- 2 商標権の保護と地理的表示の保護との間の関係は、貿易関連知的所有権協定によるものとする。
- 3 各締約国は、地理的表示の保護に関する措置が公衆にとって透明性のある、容易に利用可能な、かつ、理解し易いものであることを確保する。
- 4 両締約国は、この条の規定に関連する問題（地理的表示の保護を含む。）について意見を交換することができる。第十六・二十一条に規定する知的財産に関する小委員会は、このための場を提供する。

5 両締約国は、この条の規定に関する追加的な規定について検討するため、別段の合意をする場合を除くほか、この協定の効力発生の日から五年を経過した後、この条の規定について見直しを行う。第十六・二十一条に規定する知的財産に関する小委員会は、このための場を提供する。

#### 第十六・十一条 植物の新品種

各締約国は、UPOV条約に基づく自国の権利及び義務に従い、植物の品種に新規性、区別性、均一性及び安定性がある場合には当該品種について権利を付与し、及び当該権利を保護することにより、植物の品種に対する保護を与える。

#### 第十六・十二条 著作権及び関連する権利

1 各締約国は、著作権及び関連する権利に関し、次のことを行う。

(a) 十分な法的保護を与えること。

(b) 著作者、実演家又はレコード製作者によって許諾されておらず、自国の法令に基づき一定の特別な場合において許容されている行為にも該当しない行為がその著作物、実演又はレコードについて実行されることを抑制するための効果的な技術的手段であって、自国の法令に基づく権利の行使に関連して当該

著作者、実演家又はレコード製作者が用いるものに関し、そのような技術的手段の回避を防ぐための効果的な刑罰若しくは民事上の救済又はこれらの組合せについて定めること。

2 各締約国は、自国における著作権及び関連する権利を集中管理する団体につき、次のことを奨励することとを確保する。

(a) 使用料の徴収及び当該団体の構成員への使用料の分配を公正な、効率的な、透明性のある、かつ、説明責任を負う形で行うように運営すること。

(b) 使用料の徴収及び分配について、公開され、かつ、透明性のある記録の保存方法を採用すること。

3 各締約国は、著作権に係る民事上の司法手続において、著作物に当該著作物の著作者の氏名として通常の方法によりその氏名が表示されている者を、反証のない限り当該著作物の著作者と推定することについて定める。この3の規定は、著作者が用いた当該氏名が変名であつても、それがその著作者を示すことについて疑いがない限り、適用される。

4 各締約国は、著作権及び関連する権利に係る排他的権利に対する制限又は例外を、著作物、実演又はレコードの通常の利用を妨げず、かつ、権利者の正当な利益を不当に害しない特別な場合に限定する。

注釈 著作物、実演及びレコードに関し、この4の規定は、いずれか一方の締約国が締結している、又は締約国となる知的財産に関する多数国間協定に従って制限又は例外を定める各締約国の権限を縮小するものではない。

第十六・十三条 開示されていない情報の保護

各締約国は、貿易関連知的財産協定第三十九条の規定に従い、開示されていない情報を保護する。

第十六・十四条 実用新案

両締約国は、パリ条約に基づく実用新案の保護に関する両締約国の権利及び義務を再確認する。

第十六・十五条 不正競争

各締約国は、パリ条約の規定に従い、不正競争行為からの効果的な保護を与える。

第十六・十六条 インターネット・サービス・プロバイダ

各締約国は、インターネット・サービス・プロバイダが自国の法令に従い著作権を侵害するコンテンツへのアクセスを妨げる措置をとる場合には、当該インターネット・サービス・プロバイダのオンライン・サービス又は設備の利用者による著作権の侵害について、当該インターネット・サービス・プロバイダの責任又

は当該インターネット・サービス・プロバイダに対する救済措置を制限するための適切な措置をとる。

#### 第十六・十七条 権利行使に関する一般規定

各締約国は、次条から第十六・二十条までの規定に従い、知的財産権の効果的な行使（国境措置、民事上の救済並びに刑事上の手続及び刑罰を含む。）のための仕組みを維持する。これらの仕組みには、次のものを含めることができる。

(a) 公的又は私的な諮問機関

(b) 知的財産権の行使に関する国内の政府当局間の内部調整及び共同行動

#### 第十六・十八条 国境措置に係る権利行使

1 各締約国は、自国の税関当局が、職権により、自国に輸入され、又は自国から輸出されようとしている物品であつて、商標権又は著作権若しくは関連する権利を侵害する疑いのあるものの解放を国境で停止することに關する手続を定める。

2 各締約国は、自国の税関当局が、権利者の申立てに基づき、自国に輸入されようとしている物品であつて、商標権又は著作権若しくは関連する権利を侵害する疑いのあるものの解放を国境で停止することに關

する手続を定める。

3 各締約国は、自国の税関当局が次のことを行うことに関する手続を定めることができる。

(a) 権利者の申立てに基づき、自国から輸出されようとしている物品であつて、商標権又は著作権若しくは関連する権利を侵害する疑いのあるものの解放を国境で停止すること。

(b) 職権により又は権利者の申立てに基づき、自国で積替えを行おうとしている物品であつて、商標権又は著作権若しくは関連する権利を侵害する疑いのあるものの解放を国境で停止すること。

4 各締約国は、自国の税関当局が、自国に輸入され、自国から輸出され、又は自国で積替えを行おうとしている物品であつて、特許、意匠又は植物の新品種に関する権利を侵害する疑いのあるものの解放を国境で停止することに関する手続を定めることができる。

5 この条に定める手続に従つて行われる輸入又は輸出に関する停止に関しては、輸入締約国の権限のある当局は輸入に際し、輸出締約国の権限のある当局は輸出に際し、自国の法令又は司法当局が認める場合には、解放が停止される物品について、それぞれ権利者に対し、輸入者及び荷送人又は輸出者及び荷受人の氏名又は名称及び住所を通知する。

6 各締約国は、この条に定める手続に従って解放を停止した物品が権利を侵害していることについて肯定的な決定が行われた場合には、当該物品が権利者の同意なしに流通経路へ解放されないこと、及び権利者が同意する場合その他の例外的な場合を除くほか、当該物品が自国の法令に従って廃棄され、又は処分されることを確保する。

7 各締約国は、輸入者が異議を申し立てない場合に用いられる簡易な手続であつて、権限のある当局が2に定める手続に従つて解放を停止した物品を押収し、廃棄し、又は処分するためのものを定める。

注釈 この条の規定の適用上、「積替え」とは、千九百七十三年五月十八日に京都で作成された税関手続の簡易化及び調和に関する国際規約（その改正を含む。）において定義される積替えをいう。

#### 第十六・十九条 民事上の救済に係る権利行使

1 各締約国は、知的財産権の権利者が当該知的財産権を侵害していることを知っていたか又は知ることができ合理的な理由を有していた侵害者に対して開始する民事上の司法手続において、自国の司法当局が当該侵害者に対し、当該権利者の知的財産権の侵害によって当該権利者が被った損害を補償するために適当な賠償を当該権利者に支払うよう命ずる権限を有することを定める。

2 各締約国は、自国の法令に従うことを条件として、自国の司法当局が当該司法当局に提出された証拠を全体として根拠とすることにより損害賠償の額を決定する権限を有することを確保する。知的財産権の侵害に対する損害賠償の額を決定するに当たり、締約国の司法当局は、特に、権利者が提示する合理的な価値の評価（逸失利益、侵害の対象となった物品若しくはサービスの価値であつて市場価格によつて評価されるもの又は希望小売価格を含むことができる。）を考慮する権限を有する。

#### 第十六・二十条 刑事上の手続及び刑罰に係る権利行使

1 各締約国は、刑事上の手続及び刑罰であつて、少なくとも故意により商業的規模で行われる商標の不正使用、著作権及び関連する権利を侵害する複製並びに植物の新品種に関する権利の侵害について適用されるものを定める。

2 各締約国は、1の規定の対象となる物品の故意による輸入及び輸出を刑罰の対象となる不法な活動として取り扱う。締約国は、1の規定の対象となる物品の商業的規模の頒布、販売及び販売の申出を刑罰の対象となる不法な活動として定めることにより、これらの輸入及び輸出に関する自国の義務を履行することができる。

3 1及び2に規定する事案について適用する刑罰には、同様の重大性を有する犯罪に適用される刑罰の程度に適合した十分に抑止的な拘禁刑又は罰金を含める。

4 各締約国は、少なくとも故意により商業的規模で行われる商標の不正使用及び植物の新品種に関する権利の侵害の場合には、自国の権限のある当局が、権利を侵害された権利者による告訴を必要とすることなく、職権により訴追を行うことができることを確保する。

5 各締約国は、故意により商業的規模で行われる商標の不正使用並びに著作権及び関連する権利を侵害する複製の場合には、自国の司法当局が、自国の法令に従い、犯罪収益及び当該犯罪収益から生ずる財産の没収を命ずることができることを確保する。

注釈 この5の規定の適用上、オーストラリアについては、オーストラリアの司法当局は、オーストラリアの法律において「訴追することができる違反行為」として定義される違反行為についてのみ、犯罪収益及び当該犯罪収益から生ずる財産の没収を命ずることが要求される。

6 各締約国は、次の(a)及び(b)の要件を満たすラベル又は包装の故意による輸入及び国内における使用であって、商業上かつ商業的規模のものについて適用される刑事上の手続及び刑罰を定める。

(a) 自国の区域において登録されている商標と同一の標章又は当該商標と識別することができない標章が、許諾なしに当該ラベル又は当該包装に付されていること。

(b) 当該商標が登録されている物品と同一の物品について又は当該商標が登録されているサービスと同一のサービスに関連して商業上使用するためのものであること。

注釈 1 締約国は、頒布に関する措置を講ずることにより、ラベル又は包装の輸入に関するこの 6 の規定に基づく自国の義務を履行することができる。

注釈 2 締約国は、商標に係る犯罪の未遂について適用される刑事上の手続及び刑罰を定めることにより、この 6 の規定に基づく自国の義務を履行することができる。

#### 第十六・二十一条 知的財産に関する小委員会

1 両締約国は、この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、ここに知的財産に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2 小委員会は、次のことを任務とする。

(a) この章の規定の実施及び運用について検討及び監視を行うこと。

- (b) この章の規定の対象となる知的財産に関する問題（地理的表示を含む。）について討議すること。
  - (c) 知的財産の保護、知的財産権の行使及び両締約国の知的財産に関する制度の運用に関連して両締約国間で行われている協力を監督すること。
  - (d) 合同委員会に対し小委員会の所見及び討議の結果を報告すること。
  - (e) 合同委員会が委任するその他の任務を遂行すること。
- 3
- (a) 小委員会は、両締約国政府の代表者から成るものとし、両締約国政府の代表者をその共同議長とする。
  - (b) 小委員会は、コンセンサス方式により、両締約国政府以外の関係団体の代表者であって、討議される問題に関連する必要な専門知識を有するものに対し、特定の問題について助言を与えるため、小委員会の会合に出席するよう招請することができる。
- 4
- 小委員会は、両締約国が合意する場所及び時期において並びに両締約国が合意する手段によって会合する。

## 第十七・一条 適用範囲

- 1 この章の規定は、対象調達に係る措置について適用する。
- 2 この章の規定の適用上、「対象調達」とは、物品、サービス又はその双方の政府調達であつて、次の(a)から(e)までに定める要件を満たすものをいう。
  - (a) 購入、借入れ（購入を選択する権利の有無を問わない。）その他の方法、建設・運営・移転に係る契約、公共事業に関する特別の許可に係る契約等を通じて行う契約により行われること。
  - (b) 調達機関により行われること。
  - (c) 第十七・十条の規定に従つて公示を行う時点において、締結される契約の価額が附属書十三（政府調達）において特定する基準額以上であると第十七・五条の規定に従つて見積もられること。
  - (d) 附属書十三（政府調達）に定める条件に従うこと。
  - (e) この協定により適用範囲から除外されていないこと。
- 3 この章の規定は、次のものについては、適用しない。
  - (a) 調達機関による物品及びサービスの調達であつて、同一の締約国の他の調達機関から行うもの又は締

約国の調達機関と当該締約国の地域政府若しくは地方政府との間で行われるもの

- (b) 契約上の取決め以外の取決め又は締約国が供与するあらゆる形態の援助（贈与、借款、出資、財政による奨励、補助金、保証、協力のための取決め及び支援の約束を含む。）
- (c) 国際的な援助（開発援助を含む。）を供与することを直接の目的とする調達
- (d) 研究及び開発のサービスの調達
- (e) 調達を行う締約国の区域外における物品及びサービスの調達であって、当該調達を行う締約国の区域外における消費のために行われるもの
- (f) 公共部門への雇用契約
- (g) 国際機関の特別の手續若しくは条件により行われる調達、又は国際的な贈与、借款その他の援助により供与された資金で行う調達であって適用される手續若しくは条件がこの章の規定に適合しないもの
- (h) 締約国の調達機関以外の者から受領した贈与及び支援を目的とした支払を資金とする調達
- (i) 土地、既存の建築物その他の不動産の取得若しくは借入れ又はこれらについての権利の取得
- (j) 軍隊の駐留に関連する国際取極又は署名国による一の計画の共同での実施に関連する国際取極に定め

る特別の手續又は条件により行われる調達

(k) 国庫に係る取引の代行若しくは預託のサービス、規制された金融機関の清算及び管理に係るサービス又は公債（貸付け及び政府が発行する債券、利付証書、派生商品その他の証券を含む。）の売却、償還及び分配に関連するサービスの調達又は取得

4 いずれの締約国も、この章の規定に基づく義務を回避することを目的として、政府調達に係る契約を作成し、企画し、又は立案してはならない。

#### 第十七・二条 定義

この章の規定の適用上、

(a) 「建設・運営・移転に係る契約」及び「公共事業に関する特別の許可に係る契約」とは、契約上の取決めであつて、その主たる目的が物理的基盤、工場、建築物、施設又は他の政府所有の建造物の建設又は復旧であり、かつ、供給者による当該契約上の取決めの実施の対価として、調達機関が当該供給者に対し、このような建造物について定められた期間の一次的な所有権を与えるもの又は契約期間中当該建造物を管理し、及び運営し、並びに当該建造物の使用に対する支払を要求する権利を与えるものをい

う。

(b) 「参加のための条件」とは、潜在的な供給者が調達過程に参加し、又は入札書が考慮されるために満たさなければならない最低限の条件をいう。当該条件には、認定手続又は確認手続を行うための要件を含めることができる。

(c) 「書面」とは、文言又は数字による表記であつて、読むことができ、複製することができ、かつ、後に伝達することができるものをいう。当該表記には、電子的に送付され、及び保存される情報を含めることができる。

(d) 「限定入札」とは、調達機関が、自己が選択した供給者と折衝する調達方法をいう。

(e) 「常設名簿」とは、参加のための条件を満たしていると調達機関が判断した供給者の名簿であつて、締約国が複数回使用する意図を有するものをいう。

(f) 「公開入札」とは、関心を有する全ての供給者が入札を行うことのできる調達方法をいう。

(g) 「調達機関」とは、附属書十三（政府調達）に掲げる機関をいう。

(h) 「公表」とは、公衆により広く入手可能であり、かつ、容易に閲覧可能である電子的媒体又は紙面に

より情報を周知させることをいう。

(i) 「選択入札」とは、調達機関により入札を行うよう招請された供給者が入札を行うことのできる調達方法をいう。

(j) 「サービス」には、別段の定めがある場合を除くほか、建設サービスを含む。

(k) 「供給者」とは、調達機関に対し物品又はサービスを提供し、又は提供し得る者をいう。

#### 第十七・三条 内国民待遇及び無差別待遇

1 一方の締約国は、対象調達に関する措置について、他方の締約国の物品、サービス及び供給者に対し、即時にかつ無条件で、国内の物品、サービス及び供給者に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

2 締約国は、対象調達に関する措置について、次のことを行つてはならない。

(a) 国内に設立された特定の供給者を、当該供給者が有している外国企業等との関係（所有関係を含む。）の程度に基づいて、国内に設立された他の供給者よりも不利に取り扱うこと。

(b) 国内に設立された供給者を、当該供給者が特定の調達のために提供する物品又はサービスが他方の締約国の物品又はサービスであることに基づいて差別すること。

3 この条の規定は、輸入について又は輸入に関連して課される全ての種類の関税及び課徴金、当該関税及び課徴金の徴収の方法その他の輸入に関連する規則及び手続並びにサービスの貿易に影響を及ぼす措置（対象調達を規律する措置を除く。）については、適用しない。

4 各締約国は、自国の調達機関が対象調達を実施するに当たって、この章の規定を遵守することを確保する。

5 対象調達のために締結される契約に基づく全ての発注は、1及び2の規定に従って行う。

#### 第十七・四条 原産地規則

いずれの締約国も、対象調達のための物品又はサービスに関し、自国が通常の貿易において当該物品又はサービスについて適用する原産地規則と異なる規則を適用してはならない。

#### 第十七・五条 契約の評価

1 調達がこの章の規定に基づく対象調達であるか否かを確認するために調達価額を見積もるに当たり、

(a) 評価については、全ての形態の報酬（特別報酬、料金、手数料、利子その他契約に規定する収入源を含む。）を考慮する。

(b) 調達機関は、この章の規定の適用を回避する意図の下に、評価の方法を選択してはならず、また、いかなる調達も分割してはならない。

(c) 調達計画が選択権条項を必要とする旨定め、又は選択権条項の可能性を定める場合には、評価の基礎は、選択権を行使して行う購入を含む調達の最大限の総額とする。

2 物品若しくはサービスの借入れによる調達の場合又は価格の総額が特定されない調達の場合における評価の基礎は、次のとおりとする。

(a) 期間の定めのある契約の場合には、

(i) 当該期間が十二箇月以下のときは、当該期間における契約の最大限の見積総額

(ii) 当該期間が十二箇月を超えるときは、見積残存価額を含む当該期間における契約の最大限の見積総額

(b) 期間の定めのない契約の場合には、一箇月当たりの支払見積額に四十八を乗じて得た額

(c) 期間の定めのある契約となるか否か確かでない場合には、(b)の規定を用いる。

第十七・六条 調達の効果を減殺する措置の禁止

締約国（その調達機関を含む。）は、対象調達について、調達の効果を減殺する措置を求め、考慮し、課し、又は強制してはならない。調達の効果を減殺する措置とは、国内の物品若しくはサービスを組み入れること、技術の使用を許諾すること、投資を行うこと、見返貿易を行うこと又はこれらと同様の措置をとり、若しくは要求すること等、締約国内の開発を奨励し、又は締約国の国際収支を改善する条件又は約束をいう。

#### 第十七・七条 技術仕様

- 1 技術仕様は、両締約国間の貿易に対する不必要な障害をもたらすことを目的として、又は当該障害をもたらす効果を有するものとして、立案され、制定され、又は適用されてはならない。
- 2 適合性評価手続に関する要件は、両締約国間の貿易に対する不必要な障害をもたらすことを目的として、又は当該障害をもたらす効果を有するものとして、定められてはならない。
- 3 この条の規定の適用上、「技術仕様」とは、次の事項について定める入札の要件をいう。
  - (a) 調達される物品又はサービスの特性（品質、性能、安全及び寸法を含む。）又は生産若しくは提供の

#### 工程及び方法

(b) 物品又はサービスについて専門用語、記号、包装又は証票若しくはラベル等による表示に関する要件が適用される場合には、当該要件

4 調達機関は、技術仕様について、適当な場合には、次の(a)及び(b)に定める要件に従って定める。

(a) デザイン又は記述的に示された特性よりも性能及び機能的な要件に着目して定めること。

(b) 国際規格が存在するときは当該国際規格、国際規格が存在しないときは国内の強制規格、認められた国内の任意規格又は建築基準に基づくこと。

5 入札説明書においては、特定の商標若しくは商号、特許、著作権、デザイン若しくは型式、産地又は生産者若しくは供給者を要件としてはならず、また、これらに言及してはならない。ただし、これらを用いなければ調達の要件の説明を十分に明確な又は理解しやすい方法で行うことができない場合において、当該入札説明書に「又はこれと同等のもの」というような文言を付するときは、この限りでない。

6 調達機関は、特定の調達のための技術仕様の立案又は制定に利用し得る助言を、競争を妨げる効果を有する方法により、当該調達に商業上の利害関係を有する可能性のある者に対して求めてはならず、また、当該者から受けてはならない。

7 6の規定にかかわらず、調達機関は、次のことを行うことができる。

(a) 特定の調達のための仕様を作成するに際して市場調査を実施すること。

(b) デザイン又は相談サービスの提供に従事した供給者が当該サービスに関連する調達に参加することを認めること。ただし、そのことにより当該供給者が他の供給者よりも不公正に有利とならないことを条件とする。

8 締約国（その調達機関を含む。）は、この条の規定に従い、天然資源の保全を促進し、又は環境を保護するために、技術仕様を立案し、制定し、又は適用することができる。

#### 第十七・八条 入札の手続

1 各締約国は、自国の調達機関の入札の手続が無差別な、かつ、透明性のある方法であって、この章の規定に合致するもので適用されることを確保する。

2 調達機関は、公開入札、選択入札又は限定入札の手続を用いる。

#### 第十七・九条 参加のための条件

1 供給者に要求される参加のための条件（供給者の資金上、商業上及び技術上の能力を証明するために必

要な情報、資金上の保証並びに技術的資格を含む。) 及び資格の審査は、国内の供給者よりも他方の締約国の供給者が不利となるものであってはならない。

2 締約国及びその調達機関は、常設名簿を作成することができる。ただし、当該調達機関又は他の政府機関が、関心を有する供給者に対し当該常設名簿への記載を申請するよう招請するための公示を毎年行い、又は電子的形式によつて常に閲覧に供することを条件とする。当該公示には、次の事項を含める。

(a) 調達について常設名簿が使用され得る物品若しくはサービス又は物品群若しくはサービス群についての説明

(b) 供給者が満たすべき参加のための条件及び供給者が参加のための条件を満たしていることを審査するために調達機関又は他の政府機関が用いる方法

(c) 調達機関又は他の政府機関の名称及び所在地その他調達機関に連絡し、常設名簿に関連する全ての文書を入力するために必要な情報

3 他方の締約国の供給者を供給者の名簿に記載しないようにするため、又は特定の調達計画について他方の締約国の供給者を考慮しないようにするため、供給者の資格の審査の過程及び当該資格の審査に必要な

期間を利用してはならない。

4 この条のいかなる規定も、倒産、虚偽の申告、過去の契約における実体的な要件又は義務に係る著しい不備等を理由として供給者を排除することを妨げるものではない。

5 調達機関は、いまだ調達計画において入札を行う資格を有するに至っていないと認める供給者がこの調達に参加することを認めることができる。ただし、資格の審査に係る手続を完了するための十分な期間があることを条件とする。

#### 第十七・十条 調達の公示

1 調達機関は、公開入札の手続及び適当な場合には選択入札の手続において、関心を有する供給者に対し、入札書を提出するよう招請するための公示（以下「調達の公示」という。）又は調達に係る参加の申請書を提出するよう招請するための公示を、入札のために定められた全期間にわたって、他方の締約国の関心を有する供給者が容易に閲覧することができるような方法で行う。

2 個々の調達の公示における情報には、調達計画についての説明、調達計画に参加するために供給者が満たすべき条件、調達機関の名称、調達計画に関連する全ての文書を入手することができる場所の住所及び

入札書の提出期限を含める。

3 調達機関は、会計年度に先立ち又は会計年度のできる限り早い時期に、将来予定されている調達に関する公示（以下「調達予定の公示」という。）を行うことを奨励される。調達予定の公示には、個々の調達の対象事項及び調達の公示又は関連する入札の手続の開始の予定日を含めるべきである。

#### 第十七・十一条 選択入札

1 調達機関は、選択入札の手続の下で最適のかつ効果的な競争が行われるようにするため、調達制度の効率的な運用及び市場の状況に妥当な考慮を払いつつ、それぞれの調達計画において、できる限り多くの国内供給者及び他方の締約国の供給者を入札に招請する。調達機関は、公正かつ無差別な方法で、当該手続に参加する供給者を選択する。

2 選択入札を適用する調達機関は、資格を有する供給者の名簿又は第十七・九条の規定に従って作成する常設名簿を用いることができる。

#### 第十七・十二条 入札の期限

1 各締約国は、次のことを確保する。

(a) いずれの期限も、供給者が入札の行われる前に入札書を準備し、提出することができるよう決定されること。

(b) 自国の調達機関が、期限の決定に当たり、合理的と認める自己の必要性に基づき、入札の公示の日、調達計画の複雑さ、予想される下請契約の範囲その他の要素を考慮すること。

2 調達機関が決定する入札書の提出の最終日時は、それぞれの対象調達において、入札の手續に参加している全ての供給者について同一のものとする。この要件は、また、次の場合に適用する。

(a) 調達機関が、調達の過程において供給者に提供した情報を修正する必要が生じた結果、資格審査の手續又は入札の手續の期限を延長する場合

(b) 交渉が終了し、供給者が新たな入札書を提出することができる場合

#### 第十七・十三条 入札説明書

1 調達機関は、供給者がその有効な入札書を準備し、提出するために必要な全ての情報（落札に際して調達機関が考慮する全ての基準を含む。）を含む入札説明書を入手することができるようにする。

2 調達機関は、入札の手續に参加する供給者からの関連情報についての合理的な要請（入札説明書に關す

る説明の要請を含む。)に速やかに応ずる。

3 特定の調達に関連する情報は、潜在的な供給者又は潜在的な供給者の集団が競争者よりも有利となる効果を有する方法で提供してはならない。

4 調達機関は、落札の前に、参加する供給者に提供した調達の公示又は入札説明書に定める基準又は要件を変更する場合にはその変更を、調達の公示又は入札説明書を修正し、又は再度提供する場合には修正され、又は再度提供された調達の公示又は入札説明書を、次の要件に従って書面により送付する。

(a) 当該基準若しくは要件の変更又は当該調達の公示若しくは入札説明書の修正若しくは再度の提供を行った時に参加していた全ての供給者が判明している場合には、当該全ての供給者に送付すること。その他の全ての場合には、当初の情報を提供した時と同様の方法で送付すること。

(b) 適当な場合には、(a)に規定する供給者が入札書を変更し、再提出することができるように十分早い時期に送付すること。

#### 第十七・十四条 入札書の提出及び受領、開札並びに落札

1 調達機関は、全ての入札書を、調達の過程の公正性及び公平性を保証する手続に従って受領し、開札

し、及び取り扱う。

2 調達機関は、自国の法令によつて認められる範囲内で全ての入札書を秘密のものとして取り扱う。調達機関は、特に、特定の供給者に対し供給者の間の公正な競争を害するおそれのある情報を提供してはならない。

3 調達機関は、入札書の受領のために指定した日時後に入札書が到着した場合において、その遅延が専ら当該調達機関の取扱いの誤りによるものであるときは、当該入札書を提出した供給者を不利に取り扱ってはならない。

4 調達機関は、開札から落札までの間に故意でない様式の誤りを訂正する機会を供給者に与える場合には、参加する全ての供給者に対し同一の機会を与える。

5 落札の対象とされるためには、入札書は、開札の時に調達の公示又は入札説明書の基本的要件に適合したものでなければならぬ。

6 契約は、調達機関が参加のための条件を満たすと認めた供給者とのみ締結することができる。調達機関は、他の入札書に記載された価格よりも異常に低い価格を記載した入札書を受領した場合には、当該入札

書を提出した入札者が参加のための条件を満たし、かつ、契約の条件を履行することができることを確保するため、当該入札者に照会することができる。

7 調達機関は、契約を締結することが公共の利益にならないと決定する場合を除くほか、契約の条件を履行することができると当該調達機関が認めた供給者であって、公示及び入札説明書に定める基準及び要件のみに照らして次のいずれかのものを提示したものを落札者とする。

- (a) 最も有利であり、最良の価値があり、又は全体として最大の価値がある入札
- (b) 価格が唯一の基準である場合には、最低価格

8 調達機関は、この章の規定に基づく義務を回避することを目的として、選択権条項の利用、調達の取消し又は締結された契約の変更を行ってはならない。

#### 第十七・十五条 限定入札

1 調達機関は、限定入札を用いることができる。ただし、限定入札が、最大限に可能な範囲内の競争を避けるために、又は他方の締約国の供給者に対する差別の手段若しくは国内の生産者若しくは供給者の保護の手段となるように用いられないことを条件とする。調達機関が限定入札を適用する場合には、調達の

性質により、第十七・七条から前条までの規定を適用しないことを選択することができる。

2 調達機関は、1の規定に従うことを条件として、次のいずれかの場合に限り、限定入札を用いることができる。

(a) 次に掲げるいずれかの場合。ただし、契約の締結に当たって、当初の入札の要件が実質的に変更されないことを条件とする。

(i) 入札書が提出されなかった場合又は供給者が参加申請を行わなかった場合

(ii) 行われた全ての入札がなれ合いによるものであった場合

(iii) 入札説明書に定める基本的要件に合致する入札書が提出されなかった場合

(iv) 参加のための条件を満たす供給者がいなかった場合

(b) 物品又はサービスが、美術品であるため、特許権、著作権その他の排他的権利の保護との関連を有するものであるため、又は技術的な理由により競争が存在しないものであるために、特定の供給者によつてのみ供給されることが可能であり、かつ、他に合理的に選択される物品若しくはサービス又は他の合理的な代替の物品若しくはサービスがない場合

(c) 調達機関が予見することができず、又は予見しなかった事態によりもたらされた極めて緊急な理由のため、公開入札又は選択入札の手続によっては必要な期間内に物品又はサービスを購入することができない場合において、真に必要なとき。

(d) 次のいずれかの理由により、当初の調達には含まれていない物品又はサービスの追加の納入又は提供を当初の供給者又は権限を与えられたその代理者から受ける場合

(i) 既存の機材、ソフトウェア、サービス又は設備との互換性又は相互運用性の要件その他の経済的又は技術的な理由により、追加の物品又はサービスについて供給者を変更することができないこと。

(ii) 追加の物品又はサービスについて供給者を変更する場合には、調達機関に著しい不都合が生じ、又は調達機関が実質的に二重に費用を負担することとなること。

(e) 調達機関が、調査、実験、研究又は独自の開発に係る特定の契約の過程において、かつ、当該契約の対象として、当該調達機関の要請により限定的な試用に充てられた、又は開発された原型又は最初の物品若しくはサービスを調達する場合

注釈 最初の物品又はサービスの独自の開発には、実用実験の結果を取り入れるために及び受入れ可

能な品質基準に合致する物品又はサービスとして当該物品又はサービスを多量に生産し、又は供給することができるところを証明するために限られた生産又は供給を行うことが含まれ得る。

(f) 調達する物品が商品市場において購入される物品である場合

(g) 極めて短い期間においてのみ生ずる例外的に有利な条件の下で行われる購入であつて、自発的かつ革新的な提案、例外的な処分又は清算、倒産若しくは管財人による管理の際の企業の資産の処分等により行われるものの場合。ただし、通常の供給者からの日常の購入を含まない。

(h) 契約が設計コンテストの受賞者との間で締結される場合。ただし、当該設計コンテストが、この章の原則に合致する方法で行われ、かつ、当該受賞者との間で設計契約を締結することを目的として独立の審査員団によつて審査されることを条件とする。

(i) 基本的な事業計画に合致する新たな建設サービスであつて当該事業計画に係る当初の建設サービスと同様の建設サービスの繰り返しから成るものうち、当該当初の建設サービスの契約がこの章の規定に従つて公開入札又は選択入札によつて落札され、かつ、調達機関が当該当初の建設サービスに係る調達計画の公示において当該新たな建設サービスの契約の締結につき限定入札の手続を用いる可能性がある

ことを公示している場合

3 調達機関は、この条の規定による個々の契約の締結について報告書を作成する。この報告書には、調達を行った調達機関の名称、調達された物品又はサービスの価額及び種類並びにこの条に規定するいずれの場合に該当するかについての説明を含める。

#### 第十七・十六条 落札後の情報

1 各締約国（その調達機関を含む。）は、対象調達に関する落札の決定の後七十二日以内に公示を行う。  
当該公示には、次の事項を含める。

- (a) 調達された物品又はサービスについての説明（その数量を含めることができる。）
- (b) 契約を締結する調達機関の名称及び所在地
- (c) 契約の日又は落札の日
- (d) 契約を締結する供給者又は落札者の名称及び住所
- (e) 契約価額、落札価額又は落札の決定に当たり考慮された最高及び最低の入札価額
- (f) 用いられた調達方法

2 調達機関は、入札書を提出した供給者に対し、落札の決定を速やかに通知する。調達機関は、第十七・十八条の規定に従うことを条件として、要請に応じ、落札者とされなかった供給者に対し、当該調達機関が当該供給者の入札を選択しなかった理由を説明する。

3 調達機関は、落札の日の後少なくとも三年間、この章の規定の対象となる調達の実施に関連する文書及び報告書（前条3の規定により必要とされる報告書を含む。）を保持する。

#### 第十七・十七條 調達制度に関する情報

1 各締約国は、自国の調達に関する法令、手続及び政策上の指針であって対象調達に関連するもの並びにこれらの変更又は追加を速やかに公表する。

2 各締約国は、自国の調達に関する法令、手続及び政策上の指針に関連する事項についての説明を求める。他方の締約国からの要請に速やかに応ずる。

#### 第十七・十八條 情報の不開示

この章のいかなる規定も、ある者から提供された秘密の情報の開示が供給者の間の公正な競争を害するおそれがある場合には、締約国又はその調達機関に対し、当該秘密の情報を提供した当該者の許可なく当該秘

密の情報を開示し、又は提供することを求めるものと解してはならない。

#### 第十七・十九条 苦情申立ての手續

1 各締約国は、対象調達に関連して供給者がこの章の規定に基づく義務を履行する措置について違反があった旨の苦情を申し立てる場合には、当該供給者に対し、調達機関との協議により当該苦情を解決するよう奨励する。この場合には、当該調達機関は、苦情申立ての制度により是正措置がとられることを妨げないように、当該苦情について公平な、かつ、時宜を得た考慮を払う。

2 各締約国は、対象調達に関連して供給者が当該締約国の法令及び手続に従って行った苦情申立てを無差別な、時宜を得た、透明性のある、かつ、効果的な方法で受理し、審査するため、自国の調達機関から独立した少なくとも一の公平な行政当局又は司法当局を維持する。

3 各締約国は、苦情申立ての仕組みに関する情報を一般に利用可能なものとする。

#### 第十七・二十条 例外

1 第一・十条（総則―安全保障のための例外）の規定を適用するほか、この章のいかなる規定も、締約国が自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要と認める措置であって、国家の安全保障のため又は

国家の防衛上の目的のために不可欠の政府調達に関連するものをとることを妨げるものと解してはならない。

2 この章のいかなる規定も、締約国が、次のいずれかの措置を講じ、実施し、又は維持することを妨げるものと解してはならない。ただし、当該措置が、同じ条件の下にある場合の両締約国間において恣意的若しくは不当な差別の手段となるような態様で、又は両締約国間の貿易に対する偽装した制限となるような態様で適用されないことを条件とする。

(a) 公衆の道徳、公の秩序又は公共の安全の保護のために必要な措置

(b) 人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置

(c) 知的財産の保護のために必要な措置

(d) 心身障害者、慈善団体若しくは非営利的団体又は刑務所労働により生産される物品又は提供されるサービスに関する措置

3 両締約国は、2(b)の規定には、環境に関する措置であって、人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要なものを含むことを了解する。

第十七・二十一条 調達の過程における健全性の確保

1 各締約国は、自国の政府調達における腐敗行為を防止するために、刑事上又は行政上の罰則があることを確保する。

2 調達機関は、対象調達を次の(a)又は(b)に定める要件を満たす透明性のある、かつ、公平な方法により実施する。

(a) 可能な限り、入札の手段を実施する者についての利益相反を排除すること。

(b) (a)に規定する利益相反を十分に排除することが不可能な場合には、そのような利益が調達の過程における手続又は決定に影響を及ぼすことを防止すること。

第十七・二十二条 訂正又は修正

1 一方の締約国は、附属書十三（政府調達）の自国の表に関する訂正又は修正（以下この条において「修正」という。）の提案を他方の締約国に書面により通報する。その通報には、修正が行われる前の既存の適用範囲の水準と同等の水準を維持するために必要な場合には、補償的な調整の提供の申出を含めることができる。

2 提案された修正は、修正を行う締約国に対し他方の締約国が1に規定する通報の日の後四十五日以内に書面により異議を申し立てない限り、効力を生ずる。

3 一方の締約国は、提案した修正が附属書十三（政府調達）の自国の表に関する純粹に形式的又は軽微なもの（例えば、次に掲げるもの）である場合には、他方の締約国に対し補償的な調整を提供することを要しない。

(a) 調達機関の名称の変更

(b) 一又は二以上の調達機関の合併

(c) 一の調達機関の二以上の調達機関への分割（分割された調達機関が全て附属書十三（政府調達）の同一の節における調達機関の表に加えられる場合に限る。）

(d) 参照ウェブサイトの変更

4 両締約国が提案された修正について合意しない場合には、異議を申し立てた締約国は、当該提案された修正を明確にするために追加の情報を要請することができるものとし、当該修正が行われる前の既存の適用範囲の水準と同等の水準を維持するために補償が必要であると当該異議を申し立てた締約国が認めると

きは、補償の提供の申出が行われることを要請することができる。両締約国は、当該異議に係る問題を協議によつて解決するようあらゆる努力を払う。

5 両締約国は、異議に係る問題を協議によつて解決した場合には、第一・十四条（総則―両締約国間の連絡）に定める連絡部局に対し合意された修正を通報する。

6 いずれの締約国も、この章の規定に基づく義務を回避することを目的として修正を行つてはならない。

#### 第十七・二十三条 調達機関の民営化

政府が附属書十三（政府調達）において特定する調達機関の持分を保有し、又は当該調達機関の役員を指名することができる場合においても、当該調達機関に対する政府による監督が実効的に排除されたときは、この章の規定は、当該調達機関については、適用しないものとし、また、補償を提案することを要しない。一方の締約国は、政府による監督が排除される前に、又はその後できる限り速やかに、当該調達機関の名称を他方の締約国に通報する。その通報には、当該監督が実効的に排除されたことについての証拠を含める。

#### 第十七・二十四条 追加的な交渉

一方の締約国は、この協定の効力発生の日の後、この章の規定に従つて他方の締約国に与えた利益を超え

て政府調達の商品への拘束力のあるアクセスに関する追加的な利益を第三国に与える場合には、当該他方の締約国の要請に応じ、当該他方の締約国との間で、当該追加的な利益を相互主義に基づき当該他方の締約国に対しても与えることを目的として交渉を行う。

#### 第十七・二十五条 協力

1 各締約国は、この章の規定の適用に関連する事項（自国の調達に関する法令及び政策上の指針に関連する事項を含む。）についての説明を求める他方の締約国からの要請に応ずる。

2 各締約国は、この条の規定に基づき行う要請のために第一・十四条（総則―両締約国間の連絡）に定める連絡部局を用いる。

3 合同委員会は、この章の規定の実施及び運用について検討を行う責任を有する。

#### 第十八章 経済関係の緊密化

##### 第十八・一条 協力

1 両締約国は、それぞれ自国の法令に従い、経済関係（両締約国の産業界の間を包含する）を緊密化するために協力し、及び適切な措置をとるよう努める。

2 両締約国は、経済関係を緊密化する意思を有することを確認して、この章の規定に従って協議する。

第十八・二条 経済関係の緊密化に関する小委員会

1 両締約国は、この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、ここに経済関係の緊密化に関する小委員会（以下この章において「小委員会」という。）を設置する。

2 小委員会は、次のことを任務とする。

(a) この章の規定の実施及び運用について検討及び監視を行うこと。

(b) 適当な場合には、次の事項を含むこの章の規定に関連するあらゆる問題について討議すること。

(i) 両締約国間の経済関係を緊密化するための方法

(ii) 両締約国間の貿易及び投資に対する障害を一層除去し、並びに両締約国における事業活動を円滑化するための方法

(iii) 二国間の貿易及び投資を促進するための政府間及び産業界の間の協力の可能性

(c) 適当な場合には、合同委員会に対し小委員会の所見及び討議の結果を報告すること。

(d) 合同委員会に対し両締約国がとるべき適切な措置についての勧告を必要に応じて行うこと。

- (e) 合同委員会が委任するその他の任務を遂行すること。
- 3 小委員会は、両締約国が合意する場所及び時期において並びに両締約国が合意する手段によって会合する。
- 4 (a) 小委員会は、両締約国政府の代表者から成るものとし、両締約国政府の代表者をその共同議長とする。
- (b) 小委員会の全ての行動については、両締約国の合意に基づくものとする。
- 5 小委員会は、コンセンサス方式により、両締約国政府以外の関係団体の代表者（産業界の代表者を含む。）であつて、討議される問題に関連する必要な専門知識を有するものを小委員会の会合に出席するよう招請することができる。
- 6 小委員会は、関連する他の小委員会の作業との不必要な重複を避けるため、当該他の小委員会と協力する。このため、合同委員会は、必要に応じて指示を与える。

第十八・三条 連絡部局の任務

- 1 第一・十四条（総則―両締約国間の連絡）の規定に基づいて指定される一方の締約国の連絡部局は、こ

の章の規定の実施に関し、次の事項を任務とする。

- (a) 両締約国における事業活動に関し、他方の締約国の企業が表明する懸念又は照会を受理すること。
- (b) 適当な場合には、自国の他の関係当局と協力して、(a)に規定する懸念又は照会に回答すること。
- (c) 適当な場合には、関連する問題を小委員会に報告すること。

2 一方の締約国は、自国の産業界と他方の締約国の連絡部局との間の1の規定に基づく連絡を円滑にする当局を指定することができる。

3 1及び2の規定は、一方の締約国の産業界が他方の締約国の関係当局に直接接触することを妨げ、又は制限するものではない。

#### 第十八・四条 次章（紛争解決）の規定の不適用

次章（紛争解決）に定める紛争解決手続は、この章の規定については、適用しない。

#### 第十九章 紛争解決

##### 第十九・一条 適用範囲

この協定に別段の定めがある場合を除くほか、この章の規定は、この協定の実施、解釈又は適用に関する

両締約国間の紛争の解決について適用する。

#### 第十九・二条 定義

この章の規定の適用上、「紛争解決了解」とは、世界貿易機関設立協定附属書二紛争解決に係る規則及び手続に関する了解をいう。

#### 第十九・三条 紛争解決手続の選択

1 この章のいかなる規定も、両締約国が締結している他の国際協定（世界貿易機関設立協定を含む。）に より利用可能な紛争解決手続を利用する両締約国の権利を害するものではない。

2 1の規定にかかわらず、一方の締約国が、特定の紛争に関し、この章の規定又は両締約国が締結している他の国際協定に従って紛争解決手続を開始した場合には、当該一方の締約国は、当該特定の紛争に関し、他の紛争解決手続を開始してはならない。ただし、次のいずれかのときは、この限りでない。

(a) 別個の国際協定に基づく権利又は義務で実質的に異なるものについて争われるとき。

(b) 開始された紛争解決手続において、管轄上又は手続上の理由により、係争中の事案につき認定が行われないとき。

(c) 紛争解決機関が裁定又は報告（案であるか、中間のものであるか、最終的なものであるかを問わない。）を下す前に、申立国が、開始された紛争解決手続を終了し、当該特定の紛争に関し他の紛争解決の場において新たな紛争解決手続を開始するとき。ただし、終了する紛争解決手続が当該特定の紛争のために申立国によって開始された最初の紛争解決手続であること及び申立国が最初の紛争解決手続を終了する日と新たな紛争解決手続を開始する日との間に少なくとも三十日の期間を置くことを条件とする。

### 3 2の規定の適用上、

(a) この章の規定に基づく紛争解決手続は、一方の締約国が第十九・六条1の規定に従って仲裁裁判所の設置を要請した時に当該一方の締約国によって開始されたものとみなし、また、申立国が第十九・十一条3の規定に従って被申立国及び仲裁裁判所の裁判長に対し仲裁裁判手続を終了する意図を通報した時に申立国によって終了されたものとみなす。

(b) 世界貿易機関設立協定に基づく紛争解決手続は、一方の締約国が紛争解決了解第六条の規定に従って小委員会の設置を要請した時に当該一方の締約国によって開始されたものとみなし、また、申立国が紛

争解決了解第十二条12の規定に従って小委員会に対しその検討を停止することを要請した時に申立国によつて終了されたものとみなす。

注釈 3 (b)の規定の適用上、申立国が紛争解決了解に従って小委員会に対し当該小委員会の検討を停止することを要請した場合には、申立国は当該小委員会の検討を再開することを要請してはならないことが了解される。

#### 第十九・四条 協議

1 いずれの一方の締約国も、次のいずれかのことを認める場合には、他方の締約国に対し協議を要請することができる。

- (a) この協定に基づいて直接又は間接に自国に与えられた利益が次のいずれかの結果として無効にされ、又は侵害されていると認める場合
  - (i) 他方の締約国がこの協定に適合しない措置をとつたこと。
  - (ii) 他方の締約国がこの協定に基づく義務の履行を怠つたこと。
- (b) 第二章（物品の貿易）、第三章（原産地規則）、第四章（税関手続）、第九章（サービスの貿易）又

は第十六章（知的財産）の規定に基づいて直接又は間接に自国に与えられた利益が他方の締約国によるこれらの章の規定に反しない措置の結果として無効にされ、又は侵害されていると認める場合。ただし、申立国が当該措置に関する申立てを正当化するための詳細な根拠を提示することを条件とする。

2 一方の締約国による協議の要請は、他方の締約国に対して書面により提出されるものとし、当該要請の理由（問題となっている措置の特定並びに申立てに関する事実に係る根拠及び法的根拠の記載を含む。）を示すものとする。

3 問題の迅速なかつ満足すべき解決を図るため、一方の締約国が1の規定に従って協議の要請を行う場合には、他方の締約国は、当該要請に速やかに応ずるものとし、当該要請が受領された日の後三十日以内（腐敗しやすい物品に関する緊急の場合には十五日以内）に誠実に協議を開始する。

第十九・五条 あつせん、調停又は仲介

1 いずれの締約国も、あつせん、調停又は仲介を随時要請することができる。いずれの手続も、両締約国が合意する場合にはいつでも開始することができるものとし、また、いずれかの締約国の要請により、いつでも終了することができる。

2 両締約国が合意する場合には、この章に定める仲裁裁判手続の進行中においても、あつせん、調停又は仲介を継続することができる。

#### 第十九・六条 仲裁裁判所の設置及び構成

1 第十九・四条の規定に従って協議を要請した申立国は、次のいずれかの場合には、被申立国に対し仲裁裁判所の設置を書面により要請することができる。

(a) 当該協議の要請が受領された日の後三十日以内（腐敗しやすい物品に関する緊急の場合には十五日以内）に被申立国が当該協議を開始しない場合

(b) 当該協議の要請が受領された日の後六十日以内（腐敗しやすい物品に関する緊急の場合には三十日以内）に両締約国が当該協議により紛争を解決することができない場合

2 この条の規定による仲裁裁判所の設置の要請は、次の(a)から(c)までに定める要件を満たすものとする。

(a) 問題となっている特定の措置を明記すること。

(b) 問題を明確に提示するために十分な申立ての法的根拠についての簡潔な要約（違反があつたとされるこの協定の規定及び関連するこの協定のその他の規定を含む。）を付すること。

(c) 申立てに関する事実に係る根拠についての簡潔な要約を付すること。

3 1及び2の規定に従って申立国が要請を行った場合には、この条の規定に従って仲裁裁判所が設置される。

4 仲裁裁判所は、三人の仲裁人（一人の裁判長を含む。）により構成する。

5 両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、各締約国は、仲裁裁判所の設置の要請が受領された日の後三十日以内に、一人の仲裁人を任命し（自国民を任命することができる。）、及び裁判長の候補者を三人まで提案する。裁判長は、いずれかの締約国の国民であってはならず、いずれかの締約国に日常の住居を有してはならず、いずれかの締約国により雇用されてはならず、及びいかなる資格においても対象となる紛争を取り扱ったことがあってはならない。

6 両締約国は、仲裁裁判所の設置の要請が受領された日の後四十五日以内に、5の規定に従って提案された候補者を考慮して、裁判長を合意により任命する。適当な場合には、両締約国は、共同して、5の規定に従って任命された仲裁人と協議することができる。

7 三人の仲裁人のいずれかが仲裁裁判所の設置の要請が受領された日の後四十五日以内に任命されなかつ

た場合には、いまだ任命されていない仲裁人は、いずれかの締約国の要請に基づき、5の規定に従って提案された候補者の名簿の中からくじ引で任命される。両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、くじ引による任命は、くじ引による任命の要請が受領された日の後七日以内に行われる。一人の裁判長を含む二人以上の仲裁人がくじ引で選出される場合には、最初に裁判長が選出される。

8 仲裁裁判所の設置の日は、最後の仲裁人が任命された日とする。

9 全ての仲裁人は、次の(a)から(c)までに定める要件を満たすものとする。

(a) 法律、国際貿易その他この協定の対象となる事項についての専門知識若しくは経験又は貿易に関する国際協定の下で生ずる紛争の解決についての専門知識若しくは経験を有すること。

(b) 客観性、信頼性及び判断の健全性という基準に厳格に従って選任されること。

(c) いずれの締約国からも独立しており、いずれの締約国とも関係を有しておらず、又はいずれの締約国からも指示を受けていないこと。

10 仲裁人が第十九・十六条に規定する行動規範に違反したことについて両締約国が合意する場合には、両締約国は、当該仲裁人を解任し、その違反を容認し、又は当該仲裁人に対し当該違反の状態を改善するた

め一定の期間内に措置をとるよう要請することができる。両締約国が、当該違反を容認することについて合意する場合又は当該仲裁人が当該違反の状態を改善した後に当該違反の状態が終了したと決定する場合には、当該仲裁人は、引き続きその職務を行うことができる。

11 この条の規定に従って任命された仲裁人が死亡し、辞任し、又はその職務を行うことができなくなった場合（10の規定に従って解任された場合を含む。）には、後任の仲裁人は、前任の仲裁人の任命に係る規定と同様の方法で任命され、当該前任の仲裁人が有する全ての権限及び任務を有するものとする。

12 仲裁裁判所が第十九・十四条又は第十九・十五条の規定に従って再招集される場合には、再招集された仲裁裁判所は、可能な場合には、裁定の対象となった問題を取り扱った仲裁裁判所と同じ仲裁人により構成する。これが可能でない場合には、代わりの仲裁人は、当初の仲裁人の任命に係る規定と同様の方法で任命され、当該当初の仲裁人が有する全ての権限及び任務を有するものとする。

#### 第十九・七条 仲裁裁判所の付託事項

仲裁裁判所の設置の要請が受領された日の後二十日以内に両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、仲裁裁判所の付託事項は、次のとおりとする。

「両締約国が引用したこの協定の関連規定に照らし、この協定の第十九・六条の規定による仲裁裁判所の設置の要請において付託された問題を検討し、その理由を付して法律上の及び事実に関する認定を行い、並びに紛争の解決のための裁定を下すこと。」

#### 第十九・八条 仲裁裁判所の任務

第十九・六条の規定に従って設置される仲裁裁判所は、

(a) 必要に応じて両締約国と協議すべきであり、また、両締約国が相互に満足すべき解決を図るための十分な機会を与えるべきである。

(b) 自己に付託された問題の客観的な評価を行う。当該客観的な評価には、事案についての事実関係、両締約国が引用したこの協定の規定の適用可能性及び次のいずれかの事項に関するものを含む。

(i) 被申立国がとった問題となっている措置とこの協定との適合性

(ii) 被申立国がこの協定に基づく義務の履行を怠ったか否か。

(iii) 被申立国がとった問題となっている措置が第十九・四条1(b)に規定する利益を無効にし、又は侵害しているか否か。

(c) 紛争の解決のために必要な他の認定を行うことができる。

#### 第十九・九条 仲裁裁判手続

1 仲裁裁判は、非公開とする。両締約国が合意する場合には、両締約国との会合は、公開することができる。

2 仲裁裁判所の評議及び仲裁裁判所に提出された文書は、秘密のものとして取り扱う。

3 2の規定にかかわらず、いずれの一方の締約国も、紛争に関する見解について公に表明することができる。ただし、他方の締約国が秘密であると指定して仲裁裁判所に提出した情報又は意見書については、これを秘密のものとして取り扱う。一方の締約国が秘密であると指定して情報又は意見書を提出した場合に、当該一方の締約国は、他方の締約国の要請に基づき、当該情報又は意見書について公開し得る秘密でない要約を提出する。

4 各締約国は、仲裁裁判手続における表明、陳述又は反論の場に出席し並びに事案についての事実関係並びに自国の主張及び反論を書面により述べる機会を与えられる。一方の締約国が仲裁裁判所に提出した情報又は意見書（裁定案の説明部分に関する意見及び仲裁裁判所の質問に対する回答を含む。）について

は、他方の締約国による利用を可能としなければならない。

5 仲裁裁判所は、裁定その他の決定をコンセンサス方式によって行うよう努めるが、過半数による議決でこれを行うこともできる。

6 仲裁裁判手続の期間（仲裁裁判所の設置の日から両締約国に対して裁定が下される日まで）は、両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、六箇月を超えないものとする。

7 仲裁裁判所は、両締約国と協議の上、この章に定める適用可能な時間的枠組み及び第十九・十六条に規定する指標となる日程を考慮して、実行可能な限り速やかに、可能な場合には仲裁裁判所の設置の日の後十日以内に、仲裁裁判手続の日程を定める。仲裁裁判所は、両締約国の要請があつた場合には、当該日程を修正することができる。

8 仲裁裁判手続について適用する期間は、いずれかの仲裁人がその職務を行うことができなくなった日から後任の仲裁人が任命される日までの期間、停止する。

#### 第十九・十条 仲裁裁判手続における情報

1 仲裁裁判所は、必要かつ適当と認める関係情報の提供を両締約国に要請することができる。両締約国

は、仲裁裁判所による当該関係情報の要請に迅速かつ十分に応ずるものとする。

2 仲裁裁判所は、自己の発意により（ただし、両締約国が承認しない場合を除く。）又は一方の締約国の要請に基づき、いかなる関係者からも情報を入手することができ、また、問題の一定の側面についての意見を得るために専門家と協議することができる。もつとも、仲裁裁判所は、当該情報を入手し、又は当該専門家と協議する前に、両締約国の意見を求める。

3 2の規定に従うことを条件として、紛争において科学上又は技術上の事項に関する事実に係る問題が提起される場合には、仲裁裁判所は、自己の発意により（ただし、両締約国が承認しない場合を除く。）又は一方の締約国の要請に基づき、仲裁裁判手続を通じて仲裁裁判所を補佐する二人以上の科学又は技術の分野における専門家を両締約国と協議の上選定することができる。ただし、当該専門家は、裁定その他の仲裁裁判所によるいかなる決定に際しても投票権を有しない。科学又は技術の分野における二人の適当な専門家を選定することができない場合には、仲裁裁判所は、一人の専門家のみを両締約国と協議の上選定することができる。

4 仲裁裁判所が両締約国以外の個人又は団体から情報及び技術的助言を得る場合には、仲裁裁判所は、両

締約国に対し、受領した情報及び技術的助言の写しを提供し、並びに当該情報及び技術的助言についての意見を提出する機会を提供する。仲裁裁判所は、裁定の準備において当該情報及び技術的助言について考慮する場合には、両締約国の意見を考慮に入れる。

#### 第十九・十一条 仲裁裁判手続の停止及び終了

1 仲裁裁判所は、申立国の要請があり、かつ、被申立国が同意する場合にはいつでも、十二箇月を超えない期間その検討を停止することができる。この場合には、第十九・九条7に規定する時間的枠組みは、その検討が停止された期間延長されるものとする。仲裁裁判手続は、いずれかの締約国の要請により、いつでも再開されるものとする。仲裁裁判所の検討が連続する十二箇月の期間を超えて停止された場合には、当該仲裁裁判所は、両締約国が別段の合意をするときを除くほか、その設置の根拠を失う。

2 両締約国は、両締約国に対して裁定が下される前であればいつでも、仲裁裁判所の裁判長に対し共同で通報することにより仲裁裁判手続を終了することについて合意することができる。

3 2の規定にかかわらず、申立国は、第十九・三条2(c)の規定に従い他の紛争解決の場において新たな紛争解決手続を開始するため、被申立国及び仲裁裁判所の裁判長に対し仲裁裁判手続を終了する意図を通報

することにより、当該仲裁裁判手続を終了することができる。

#### 第十九・十二条 裁定

1 仲裁裁判所は、この協定の関連規定、解釈に関する国際法上の適用可能な規則、両締約国の意見書及び主張並びに第十九・十条の規定に従い仲裁裁判所が入手した情報に基づいて裁定を下す。

2 仲裁裁判所の裁定には、次の事項を含める。

(a) 紛争についての事実在即した背景に関する説明部分

(b) 事案についての事実関係、両締約国が引用したこの協定の規定の適用可能性及び次のいずれかの事項についての認定

(i) 被申立国がとった問題となっている措置とこの協定との適合性

(ii) 被申立国がこの協定に基づく義務の履行を怠ったか否か。

(iii) 被申立国がとった問題となっている措置が第十九・四条1(b)に規定する利益を無効にし、又は侵害しているか否か。

(c) (b)に規定する認定を行った理由

- 3 仲裁裁判所は、裁定において次の事項を含めることができる。
  - (a) 紛争の解決のために必要な第十九・八条(c)の規定に従って行う他の認定
  - (b) いずれかの締約国の要請があった場合には、両締約国の考慮に付するための実施方法についての提案
- 4 裁定における仲裁裁判所の認定及び提案は、この協定その他の国際協定に基づく両締約国の権利及び義務について、新たな権利及び義務を追加し、又はこれらの権利及び義務を減ずるものであつてはならない。
- 5 仲裁裁判所の裁定の起草は、両締約国の参加なしに行うものとする。各仲裁人が裁定において表明した意見は、匿名とする。
- 6 仲裁裁判所は、両締約国が裁定案を検討することができるようにするため、第十九・九条7の規定に従って定める裁定を下す日の少なくとも二十日前に、2に定める要件を満たす裁定案を両締約国に提示する。いずれの締約国も、当該裁定案が提示された日の後十五日以内に、仲裁裁判所に対し当該裁定案についての意見を書面により提出することができる。仲裁裁判所は、当該裁定案に関する両締約国の意見についての分析を裁定に含める。

7 両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、いずれの一方の締約国も、両締約国に対して裁定が下された日の後七日を経過した後、仲裁裁判所の裁定を公に利用可能なものとすることができる。ただし、第十九・九条2及び3の規定に従うことを条件とする。

8 仲裁裁判所の裁定は、最終的なものであり、かつ、両締約国を拘束する。

#### 第十九・十三条 裁定の実施

1 被申立国は、

(a) 仲裁裁判所の裁定に自国がとつた問題となつてゐる措置がこの協定に適合しない旨の認定が含まれてゐる場合には、当該措置をこの協定に適合させる。

(b) 仲裁裁判所の裁定に自国がこの協定に基づく義務の履行を怠つた旨の認定が含まれてゐる場合には、当該義務を履行する。

(c) 仲裁裁判所の裁定に自国がとつた問題となつてゐる措置が第十九・四条1(b)に規定する利益を無効にし、又は侵害してゐる旨の認定が含まれてゐる場合には、当該利益の無効化若しくは侵害に対処し、又は相互に満足すべき解決を図る。

2 1の規定を速やかに実施することができない場合には、被申立国は、その実施のための妥当な期間を与えられる。被申立国は、裁定が下された日の後二十日以内に、1の規定の実施のために自国が必要であると認める妥当な期間を申立国に対し通報する。

3 必要な場合には、1の規定を実施するために要する妥当な期間は、可能な限り両締約国の合意により決定する。裁定が下された日の後四十五日以内に両締約国が当該妥当な期間について合意することができない場合には、いずれの締約国も、第十九・六条の規定に従って任命された仲裁裁判所の裁判長に対し、当該妥当な期間を決定するよう要請することができる。

4 3の規定に従って要請が行われた場合には、仲裁裁判所の裁判長は、当該要請が受領された日の後四十五日以内に、両締約国に対し妥当な期間についての決定及び当該決定の理由を提示する。仲裁裁判所の裁判長は、当該決定を行う前に、自己の発意により両締約国に対し意見書の提出を要請することができ、又はいずれかの締約国の要請がある場合には両締約国に対し意見書の提出を要請するものとする。また、いずれかの締約国の要請があった場合には、仲裁裁判所の裁判長は、当該決定を行う前に、両締約国と会合し、各締約国に対しその会合において自国の意見について説明する機会を与える。仲裁裁判所の裁判長が

決定する妥当な期間については、裁定が下された日から十二箇月を超えるべきではないことを指針とするが、特別の事情があるときは、より短い期間とし、又はより長い期間とすることができる。

#### 第十九・十四条 実施に関する意見の相違

1 被申立国が前条1の規定を実施したか否かについて意見の相違がある場合には、当該意見の相違は、その解決のために再招集される仲裁裁判所の利用によって解決される。

2 申立国は、次の(a)又は(b)のいずれか早い時の後、被申立国に対し1に規定する仲裁裁判所の再招集を書面により要請することができる。

(a) 前条の規定に従って決定された妥当な期間が満了する時

(b) 前条1の規定を実施した旨の通報を被申立国が行った時

3 この条の規定に基づく仲裁裁判所の再招集の要請には、申立てに関する事実に係る根拠についての簡潔な要約（被申立国が前条1の規定を実施していないと申立国が認める理由を含む。）を付する。

4 1から3までの規定に従って申立国が要請を行った場合には、仲裁裁判所は、当該要請が受領された日の後十五日以内に再招集される。再招集された仲裁裁判所の手続の期間（仲裁裁判所の再招集の日から両

締約国に対して裁定が下される日まで）は、両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、四箇月を超えないものとする。

5 再招集された仲裁裁判所は、自己に付託された問題の客観的な評価を行う。当該客観的な評価には、次の事項に関するものを含む。

- (a) 被申立国が前条1の規定を実施するためにとった措置についての事実関係
- (b) 被申立国が前条1の規定を実施したか否か。

6 再招集された仲裁裁判所の裁定には、次の事項を含める。

- (a) この条の規定の下で生ずる意見の相違についての事実在即した背景に関する説明部分
- (b) この条の規定の下で生ずる意見の相違についての事実関係、特に被申立国が前条1の規定を実施したか否かについての認定

(c) (b)に規定する認定を行った理由

7 再招集された仲裁裁判所の裁定には、次の事項を含めることができる。

- (a) この条の規定の下で生ずる意見の相違の解決のために必要な他の認定

(b) いずれかの締約国の要請があつた場合には、両締約国の考慮に付するための実施方法についての提案

8 再招集された仲裁裁判所は、両締約国が裁定案を検討することができるようにするため、第十九・九条

7の規定に従つて定める裁定を下す日の少なくとも三十日前に、6に定める要件を満たす裁定案を両締約

国に提示する。いずれの締約国も、当該裁定案が提示された日の後十五日以内に、再招集された仲裁裁判

所に対し当該裁定案についての意見を書面により提出することができる。再招集された仲裁裁判所は、当

該裁定案に関する両締約国の意見についての分析を裁定に含める。

9 この条の規定に従つて再招集される仲裁裁判所の付託事項、任務及び手続については、第十九・七条、

第十九・八条 (b)の規定を除く。)、第十九・九条 (6の規定を除く。)、第十九・十条、第十九・十一

条 (3の規定を除く。)、及び第十九・十二条 (2、3及び6の規定を除く。)の規定を準用する。

#### 第十九・十五条 代償及び譲許の停止

1 被申立国は、次のいずれかの場合には、申立国の要請に基づき、相互に受け入れることができる代償を

与えるため、申立国と協議を開始する。

(a) 被申立国が、申立国に対し、第十九・十三条の規定に従つて決定された妥当な期間内に同条1の規定

を実施することができないと認める旨の通報を行った場合

(b) 被申立国が、申立国に対し、第十九・十三条の規定に従って決定された妥当な期間内に同条1の規定を実施しなかった旨の通報を行った場合

(c) 再招集された仲裁裁判所が、前条の規定に従い、被申立国が第十九・十三条1の規定を実施しなかった旨の認定を行った場合

2 1の規定に従って行われた要請が受領された日の後二十日以内に相互に受け入れることができる代償について合意されなかった場合には、申立国は、被申立国に対し、この協定に基づく譲許その他の義務の被申立国に対する適用を停止する意図を有する旨を書面により通報することができるとし、その通報の日の後三十日を経過した後に当該譲許その他の義務の適用を停止する権利を有する。その停止の程度は、次の(a)及び(b)に定める要件を満たすものとする。

(a) 被申立国が第十九・十三条1の規定を実施しないことによる利益の無効化又は侵害の程度と同等の程度であること。

(b) (a)に規定する利益の無効化又は侵害に関連する分野と同一の分野に限定されること。もつとも、当該

分野における譲許その他の義務の適用を停止することができず、又は効果的でない場合は、この限りでない。

3 2の規定にかかわらず、次のいずれかの場合には、申立国は、2に規定する譲許その他の義務を停止する権利を行使してはならない。

(a) 4又は5の規定に従い、譲許その他の義務に関し提案された停止の程度についての検討が行われている場合

(b) 被申立国が1に規定する通報又は認定の後第十九・十三条1の規定を実施した旨を申立国に通報し、かつ、被申立国が同条1の規定を実施したことについて申立国が同意を表明した場合

(c) 相互に合意する解決が得られた場合

4 申立国は、2の規定に従って行う通報において、自国が提案する譲許その他の義務の停止の程度を特定する。提案された停止の程度について被申立国が異議を唱える場合には、被申立国は、当該通報を受領した日の後三十日以内に申立国に対し協議の要請を行うことができる。申立国は、当該要請を受領した日の後十日以内に協議を開始する。この4の規定による協議の要請が受領された日の後三十日以内に両締約国

が問題を解決することができない場合には、被申立国は、申立国に対し、書面により、当該問題を検討するため仲裁裁判所の再招集を要請することができる。

5 被申立国が4の規定に従って仲裁裁判所の再招集を求める旨の要請を行った場合には、仲裁裁判所は、当該要請が受領された日の後十五日以内に再招集されるものとし、その再招集の日の後四十五日以内に申立国が適用すべき停止の妥当な程度についての決定を含む裁定を下す。

6 2の規定に基づく譲許その他の義務の停止は、一時的なものとし、被申立国が第十九・十三条1の規定を実施したことが3(b)に定める方法により両締約国間で合意され、若しくは再招集された仲裁裁判所により9の規定に従って認定されるまでの間又は相互に合意する解決が得られるまでの間においてのみ適用される。

7 被申立国は、申立国により譲許その他の義務を停止する権利がこの条の規定に従って行使された場合において、

(a) 申立国による譲許その他の義務の停止の程度が明らかに過大であると認めるときは、申立国に対し、書面により、この問題を検討するために仲裁裁判所の再招集を要請することができる。

(b) 自国が第十九・十三条1の規定を実施したと認めるときは、申立国に対し協議を要請することができる。申立国は、当該要請を受領した日の後十日以内に協議を開始する。この(b)の規定による協議の要請が受領された日の後三十日以内に両締約国が問題を解決することができない場合には、被申立国は、申立国に対し、書面により、当該問題を検討するために仲裁裁判所の再招集を要請することができる。

8 被申立国が7(a)の規定に従って仲裁裁判所の再招集を要請した場合には、仲裁裁判所は、その要請が受領された日の後十五日以内に再招集されるものとし、その再招集の日の後四十五日以内に申立国が適用すべき停止の妥当な程度についての決定を含む裁定を下す。

9 被申立国が7(b)の規定に従って仲裁裁判所の再招集を要請した場合には、仲裁裁判所は、前条3から8までの規定を準用して、再招集され、裁定を下す。また、再招集された仲裁裁判所は、被申立国が第九・十三条1の規定を実施していない旨の認定を行う場合には、いずれかの締約国の要請に基づき、譲許その他の義務に関し適用中の停止の程度が依然として妥当か否かについて検討することができるものとし、当該停止の程度が妥当でないと認めるときは、当該停止の妥当な程度について決定することができる。

10 この条の規定に従って再招集される仲裁裁判所の付託事項、任務及び手続については、第十九・七条、第十九・八条（b）の規定を除く。）、第十九・九条（6）の規定を除く。）、第十九・十条、第十九・十一条（3）の規定を除く。）及び第十九・十二条（2、3及び6）の規定を除く。）の規定を準用する。

#### 第十九・十六条 手続規則

- 1 合同委員会は、この協定の効力発生の日に、手続規則（指標となる日程及び行動規範を含む。）を採択する。当該手続規則は、この章の規定に基づいて設置される仲裁裁判所の規則及び手続の詳細を定める。
- 2 両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、仲裁裁判所は、合同委員会が採択する手続規則に従うものとし、両締約国と協議の上、当該手続規則に反しない追加的な手続規則を採択することができる。
- 3 第十九・十四条又は前条の規定に従って仲裁裁判所が再招集される場合には、再招集された仲裁裁判所は、両締約国と協議の上、1の規定に従って合同委員会が採択する手続規則を適当と認める範囲で参照しつつ、再招集された仲裁裁判所の手続のための手続規則を決定することができる。

#### 第十九・十七条 期間、規則及び手続の修正

この章に定める仲裁裁判所に係る期間その他の規則及び手続（前条に規定する合同委員会が採択する手続

規則を含む。)は、特定の紛争に関し、当該特定の紛争のために設置された仲裁裁判所によって修正することができ。ただし、両締約国がそのような修正に同意することを条件とする。

#### 第十九・十八条 費用

両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、仲裁人の報酬を含む仲裁裁判所の費用は、両締約国が均等に負担する。

#### 第二十章 最終規定

##### 第二十・一条 目次及び見出し

この協定の目次並びにこの協定中の章、節及び条の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであって、この協定の解釈に影響を及ぼすものではない。

##### 第二十・二条 附属書及び注釈

この協定の附属書及び注釈は、この協定の不可分の一部を成す。

##### 第二十・三条 改正

1 この協定は、両締約国の書面による合意により改正することができる。

2 その改正は、両締約国によりそれぞれの国内法上の手続に従って承認されるものとし、また、両締約国が合意した日に効力を生ずる。

#### 第二十・四条 効力発生

この協定は、この協定の効力発生に必要なそれぞれの国内法上の手続が完了した旨を通告する外交上の公文を両締約国政府が交換する日の後三十日目の日に効力を生ずる。この協定は、第二十・六条の規定に基づいて終了しない限り、効力を有する。

#### 第二十・五条 一般的な見直し

両締約国は、別段の合意をする場合を除くほか、この協定の実施及び運用についての一般的な見直しを、この協定の効力発生の日の後六年目の年又は両締約国が合意するときに行う。

#### 第二十・六条 終了

いずれの一方の締約国も、一年前に他方の締約国に対して書面による通告を行うことにより、この協定を終了させることができる。

#### 第二十・七条 正文

1 この協定は、日本語及び英語をひとしく正文とする。

2 1の規定にかかわらず、附属書一（第二・四条（関税の撤廃又は引下げ）の規定に関する表）第二編、附属書六（第九・七条1及び第十四・十条1の規定に関する適合しない措置）第一編、附属書七（第九・七条2及び第十四・十条2の規定に関する適合しない措置）第一編、附属書十（自然人の移動に関する特定の約束）第一編及び附属書十三（政府調達）第一編については、英語のみにより作成される。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千十四年七月八日にキャンベラで、日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国のために

安倍晋三

オーストラリアのために

トニー・アボット